

平成26年3月12日

◎浜田委員長 ただいまから危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(10時0分開会)

本日の委員会は、昨日に引き続きまして「付託事件の審査等について」でございます。

〈ねんりんピック推進課〉

◎浜田委員長 まず初めに、ねんりんピック推進課の説明を求めますが、田村ねんりんピック推進課長が病氣療養のため、松岡副部長から説明を行いたい旨申し出があっておりますので、これを受けることといたします。

◎松岡地域福祉部副部長 説明させていただく前に、昨年のねんりんピックにつきましては、至らぬ点は多々あったかと思いますが、おかげさまで無事終了できました。また、先月には実行委員会の解散総会も終了いたしております。委員長初め委員の皆様には、この場をおかりして改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

予算につきましては、ねんりんピック推進課は今年度で廃止となりますので、当初予算はなく、議案は補正予算のみとなっております。

お手元の右肩のNo.④補正予算の議案説明書をお願いします。

74ページをお願いします。

補正額は2億6,582万8,000円の減額をお願いしております。右の説明欄をごらんいただくとおり、主な要因は、大会の実行委員会への補助金の減額です。実行委員会では、市町村も含め、当然のことですが、できるだけ地元高知のものを使う、また契約は競争入札を基本に執行をさせていただきました。この補助金の2億6,300万円の内訳ですが、減額が大きかった主な経費とその額を申しますと、輸送関係で約1億1,000万円、市町村の交流大会経費で約7,900万円、式典経費で約3,000万円などとなっております。特に、減額が大きかった輸送は、当初予算では1万人の選手団がフルにバスを利用するとして見込ませていただきましたけども、バス以外の交通手段での利用や実際の選手団に合わせての効率的な運行、台風の影響による前日リハーサルの中止などによって利用台数が減ったことによるものとなっております。その他の経費の主な理由は、入札による減によるものです。

説明は以上です。どうかよろしく願いをいたします。

◎浜田委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎浜田委員長 なしと認めます。

以上で、ねんりんピック推進課を終わります。

〈障害保健福祉課〉

◎浜田委員長 次に、障害保健福祉課の説明を求めます。

◎北添障害保健福祉課長 障害保健福祉課でございます。よろしく願いいたします。

当課の平成26年度当初予算と平成25年度補正予算、また条例議案8件につきまして御説明をさせていただきます。

報告事項の日本一の健康長寿県構想につきましては、予算議案とあわせて御説明をさせていただきます。

まず、平成26年度の当初予算でございますが、当課の事業は多岐にわたっておりますので、主な事業に絞って御説明をさせていただきます。

右上に②と書かれました当初予算議案書の164ページをお願いいたします。

歳入予算でございますが、歳入予算のうち、2、国庫補助金が5億100万円余り減少しておりますが、これは社会福祉施設等施設整備費補助金が1億4,000万円余り減少したことに加え、平成25年度に国から交付をされ、25年度当初予算に計上しておりました地域経済活性化雇用創出臨時交付金、いわゆる地域の元気臨時交付金3億3,600万円余りが減少したことが主な理由でございます。

次に、165ページをお願いいたします。

1行目の12、繰入金が1億6,400万円余り増となっております。これは上から3行目の3、地域経済活性化雇用創出臨時基金繰り入れが3億6,600万円余り増加をしております。この基金は、障害者施設の高台移転を行う事業や、療育福祉センターと中央児童相談所の施設整備事業に充当するものでございます。一方、中ほどの11、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金繰り入れが2億8,500万円余り減少していますが、これは高台移転の補助対象施設数が減少したことによるものでございます。

歳入の合計は31億8,375万9,000円で、25年度当初予算と比較して3億6,000万円余りの減となっております。

続きまして、歳出でございます。

議案説明書の167ページをお願いいたします。

右端の説明欄の下から3行目、3、障害者社会参加推進費でございます。この中で来年度の新たな取り組みといたしまして、次の168ページをお願いいたします。上から4行目、こうちあったかパーキング啓発事業委託料は、障害のある方など移動に配慮の必要な方に共通の駐車場利用証を交付することによりまして、障害者用駐車場の適正な利用を図るこうちあったかパーキング制度について、県民の皆様にさらに啓発を行うため、CMを作成をしようとするものでございます。

次に、169ページの下から4行目の9、障害者自立支援事業費は、障害福祉サービスの利用に係る給付費負担金や人工透析などの医療費の負担金を初め、家族の介護負担を軽減をし、障害者の在宅生活を支えるための支援に要する経費、また中山間地域におけるサービスの確保対策として、送迎つきの通所サービスを開始する事業者や、遠隔地の利用者にホームヘルプサービスを提供した事業者への助成などに必要な経費を計上をしております。

す。

170ページをお願いをいたします。

中ほどの地域生活支援事業費は、手話や要約筆記、点字、朗読のボランティアの養成を初め、視覚障害者の生活訓練などを社会福祉法人などに委託をして実施をいたしますほか、各市町村で実施をいたします日常生活用具の給付など、障害のある人の地域での生活を支援するための事業に対して助成をするものでございます。

下から3行目の11、相談支援事業費では、障害福祉サービスを利用する際に必要となりますサービス利用計画の作成等に従事をします職員の養成人数をふやすなど、相談支援体制の充実を図ってまいりますとともに、本年4月から障害程度区分が障害支援区分に改正をされますので、市町村において認定が適切に行えますよう認定調査員や審査会の委員を対象とした研修について、模擬審査や演習を取り入れるなど、より実践的な研修を行ってまいります。

次に、171ページの下から4行目から172ページにございます13、医療対策費は、精神障害者に対する自立支援医療費のほか、休日等における精神疾患の急激な悪化などに対応するため、精神科救急医療事業や精神科救急情報センターの運営を委託する経費、また中長期的な精神科医師の確保対策として、高知大学医学部神経精神科学教室のもとで実施をしていただいております地域精神医療支援プロジェクトに要する経費などでございます。

次の172ページ、上から4行目の14、自殺対策費と、中ほどの15、自殺対策緊急強化事業費、次の173ページの中ほどの18、障害者就労支援対策事業費と、次の174ページ、上から3行目の19、障害者生産活動支援事業費につきましては、構想のほうで御説明をさせていただきますと思います。

構想のほうの78ページをお願いをいたします。

まず、自殺、鬱病対策の推進でございます。左上の折れ線グラフにありますように、本件の自殺死亡者数は平成22年以降、3年連続で200人を下回りましたが、人口10万人当たりの自殺死亡率は全国に比べても高く、依然として厳しい状況が続いております。本年度の高知県自殺対策行動計画の見直し作業におきまして、これまでの取り組みの検証と分析を行いました結果、特に中山間地域での自殺死亡率の高どまりや、近年男性のうち高齢者や20代の若年層の自殺者が増加していることなどの課題が明らかになりましたことから、左下にありますとおり、地域における連携体制の強化や中山間地域での対策の強化、若年層に対する支援などをポイントとして掲げ、重点的な取り組みを進めることとしております。

具体的には、次の79ページをお願いいたします。

まず、左側にありますように、中山間地域の対策としまして、地域ごとの関係者によるネットワーク会議を活用した相談支援体制の強化に取り組みますほか、ひとり暮らしの高

齢者など、悩みを抱える人の話を身近で聞く傾聴ボランティアの養成やスキルアップに取り組んでまいります。

また、自殺と密接に関連する鬱病への対応としまして、右側にありますように、若年層の鬱病等の早期発見、早期治療への取り組みのほか、高齢者に日常的に接していますケアマネジャー等を対象に、鬱病についての正しい知識と傾聴の技能を学んだ心のケアサポーターの養成などに取り組んでまいります。

少し飛びまして、97ページをお願いいたします。

障害者の就労促進の取り組みでございます。左上、現状のところにもありますように、障害者の就職件数は、雇用情勢が厳しい中でも着実に増加をしておりますが、毎月約1,000人の求職者のうち、就職に結びつくのは40人弱といった状況であります。全国の調査でも、就職した人の3割から4割の人が3年以内に辞職をしているという状況でございます。このため26年度の取り組みといたしまして、引き続き障害者の雇用義務がある民間企業を中心に訪問活動を行い、障害者の雇用を促進をしますとともに、26年度の新規事業としまして、就職をしている障害者が終業後や休日に集まり交流できる場をつくり、気軽に仕事や生活面での相談ができるよう、就労後の職場定着に向けた支援にも取り組んでまいります。また、緊急雇用基金の企業支援型地域雇用創造事業を活用いたしまして、就職をした障害者が仕事を続けていく上で生じるさまざまな課題を企業側の視点に立ってサポートをいたします障害者雇用継続支援センターの運営を支援する取り組みなどを行ってまいります。

次に、98ページをお願いいたします。

施設利用者の工賃アップの取り組みでございます。平成24年度の県内障害者施設の月額平均工賃は、過去最高の1万7,730円となりましたが、障害年金を合わせて経済的に自立するには、今後さらなる工賃アップに取り組む必要がございます。このため引き続き、施設の商品開発や品質管理、市場開拓などの指導・助言を行う工賃向上アドバイザー事業などを実施をしますとともに、企業支援型地域雇用創造事業を活用いたしまして、障害者施設の製品の販路開拓などを行うアンテナショップの運営を支援するなど、工賃向上に取り組んでまいります。

再び議案説明書に戻っていただきまして、②の174ページをお願いいたします。

下から4行目の21、障害児者施設整備事業費でございます。26年度につきましては、障害児入所施設1カ所に災害時の避難スペースを整備しますほか、グループホームを3カ所整備する予定としております。そのほか、障害者施設等の大規模修繕などを5カ所予定しております。

次に、下から2行目の22、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業費でございます。25年度に南海トラフ巨大地震等の津波対策として、障害者施設などの高台移転への支援策

が講じられました。引き続き、この基金を活用しまして、沿岸部にある障害者支援施設の高台への移転を支援してまいります。

次に、175ページの中ほどの25、発達障害者支援事業費でございます。この事業は、高知ギルバーク発達神経精神医学センターの運営や、本年度作成しました支援内容を引き継いでいくつながらのノート運用等に要する経費などでございます。取り組みにつきまして、構想のほうで御説明をさせていただきます。

構想の100ページをお願いいたします。

まず、左側の高知ギルバーク発達神経精神医学センターを中心とした取り組みでございます。引き続き、医師の養成、育成に取り組み、県内の診療体制の拡充強化を図ります。さらに、26年度には新たに地域の保育所や幼稚園など、療育に携わる機関の職員を対象とした研修を行い、家庭と保育所などが連携して支援できる体制の強化にも取り組んでまいります。

次に、右側のつながるノートによる支援を引き継ぐ仕組みづくりでございます。障害のある子供が就学前に受けていた支援内容が、就学や進学などにより途切れることなく確実に引き継がれ、一貫した支援を受けられるようにするための仕組みづくりを検討し、25年度につながるノートを作成いたしました。このつながるノートは、対象となる子供の基礎情報のほか、福祉や教育、保健、労働関係の計画や記録を一つのファイルに一元化するもので、必要なときに保護者や本人が支援者に提示をし、このファイルの中の必要な情報を利用して適切な支援につなげようとするもので、来年度から療育福祉センターや市町村において希望する方に配布をしますとともに、支援者への研修会や説明会を通じながら活用を広めてまいりたいというふうに考えております。このような専門や専門職等の養成、育成の取り組みと、ライフステージを通じた一貫した支援を充実する取り組みを充実することによりまして、発達障害のある人が地域で自立した生活ができるよう取り組んでまいります。

再び②の議案説明書に戻っていただきまして、176ページをお願いいたします。

上の端、27、療育福祉センター費から、次の177ページの31、発達障害者支援センター費までは、療育福祉センターの運営に要する経費でございます。

次の32、療育福祉センター中央児童相談所施設整備費は、療育福祉センターと中央児童相談所を一体的に整備をする（仮称）子供総合センターの施設整備に要する経費でございます。本年度は、昨年3月に策定をいたしました整備基本構想を踏まえ、また療育福祉センターを利用されている方の保護者の皆様などの御意見をお伺いをしながら、建物の基本設計を進めているところでございます。26年度は建物のより詳細な設計となります実施設計を行いますとともに、工事中の駐車スペースなどを確保するため、使われなくなった医師公舎や看護師宿舎などを解体、撤去をすることとしております。また、敷地内にありま

す国有財産である里道、水路の払い下げなどを受けることとしております。

178ページをお願いいたします。

中ほどの34、高知医療センター精神科病棟運営支援事業費は、高知医療センター、心のサポートセンターの運営支援の経費でございます。高知医療センター、心のサポートセンターでは、精神科医師の退職に伴い、昨年1月から成人の入院の受け入れを停止をし、現在は児童思春期の外来、入院及び成人分野の外来診療を行っております。こうした状況が長期化をしておりますことで、県民の皆様、また関係する医療機関などに対しまして御迷惑をおかけをしております。このため、県では医療センターとともに、高知大学を初め関係する大学に精神科医師の派遣要請を行うなど、全力で医師確保に取り組んでまいりました。現時点では4月から医師の派遣をいただくことは難しい状況ですが、今後とも全力で医師の確保に取り組んでまいります。

178ページ、一番下をお願いいたします。

当課の歳出予算の合計は111億5,277万5,000円で、25年度当初予算と比較し、2億898万円余りの減となっております。

続きまして、補正予算でございます。

左上に④と書かれました補正予算の議案説明書77ページをお願いいたします。

まず、右側説明欄の一番上、1、障害者福祉推進費は、昨年12月に解散しました障害者自立支援対策臨時特例基金の残額等を国へ返還するために増額をお願いをするものでございます。

次に、1つ飛びまして、78ページをお願いいたします。

5行目、5、障害者自立支援事業費は、障害福祉サービスの利用が増加したことによる市町村への給付費負担金が増加したことや、自立支援医療費が当初の見込みを上回ったことなどにより増額をお願いをするものでございます。

次に、79ページをお願いします。

上から5行目の10、医療対策費は、精神障害者の通院医療費が見込みを下回ったことなどにより減額をお願いをするものでございます。

80ページをお願いいたします。

上から4行目の16、障害者施設整備事業費は、予定をしていました施設整備が国の予算の関係で採択をされなかったことなどにより減額をお願いするものでございます。

次の17、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業費は、高台移転を予定をしていました2つの障害者支援施設について、設計の見直しなどに伴い、十分な工期を確保するため減額をした上で、26年度予算に再計上をしようとするものでございます。

次に、一番下、20、高知医療センター精神科病棟運営支援事業費は、高知医療センター、心のサポートセンターにおける精神科医師の欠員や、成人病床の入院受け入れ停止な

どにより、運営に係る収支差額が見込みを上回ったため増額をお願いをするものでございます。

次に、82ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。障害者施設整備事業費では、修繕工事に当たり、当初見込んでいなかった空調機器の老朽化等による設計の見直しに不測の日数を要したことなどにより、また社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業費では、建設用地の転用等の手続に不測の日数を要したため、それぞれ年度内の完成が見込めないことから、事業費の一部を繰り越しをしようとするものでございます。

次の債務負担行為は、平成23年度から27年度まで指定管理を契約をしております障害者スポーツセンター運営管理委託料につきまして、消費税増税分について追加をお願いするものでございます。

次に、条例議案についてでございます。

右上に⑤と書かれました条例その他議案の表紙の次の議案目録をお願いをいたします。

御説明をさせていただきます議案は、第42号、第43号、第50号から第55号までの8つの議案でございます。順番は前後いたしますが、改正の理由ごとに御説明をさせていただきます。

まず、8ページの第42号議案議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例議案と、50ページの第55号議案高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案につきまして、あわせて御説明をさせていただきます。いずれも条例のベースとなります法律が改正をされたことに伴い改正をするものでございます。

改正の内容につきまして、議案参考資料の障害保健福祉課のインデックスのついた資料をお願いをいたします。横の資料でございます。

平成24年に障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正をされ、昨年4月と本年4月の2段階で施行されることとなっておりますが、今回の条例は本年4月の施行に合わせて関係する条例を改正をしようとするものでございます。

改正の概要ですが、1つ目は、障害のある方の生活の場として、現在は共同生活介護、いわゆるケアホームと、共同生活援助、いわゆるグループホームがありますが、法改正により共同生活援助グループホームに統一をされたことに伴い、引用しています条例の反映や指定基準の追加等を行うものでございます。

2つ目は、障害のある方が福祉サービスを利用する場合の目安となります障害程度区分が障害支援区分に変更されたことに伴い、文言の変更をするものでございます。

3つ目は、長時間のホームヘルプサービスなどが利用可能な重度訪問介護の対象者について、これまでの重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害者や精神障害者が追加され

ましたので、関係する条例に追加をするものでございます。

法改正に伴う条例ごとの改正内容につきましては、下の表にありますように、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例には、全部で8つの条例がありますが、そのうちの1つ目から4つ目までは、法改正により条ずれが生じたことから、引用部分について改正を行うものでございます。

5つ目から8つ目までは、障害程度区分が障害支援区分に変更されたことに伴い、それぞれの条例にあります文言を変更するものでございます。

下の端の高知県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、障害児や障害者を対象として、短期入所や就労支援、グループホームなどのサービスを提供する事業者の基準を定めているもので、今回の改正は、表にありますように、3点について改正を行うものでございます。

まず1点目は、共同生活介護が共同生活援助グループホームに統一をされたことに伴い、共同生活介護に関する条項を削除をいたしますとともに、共同生活援助の規定の中で、共同生活介護の条文を準用していた管理者や支援職員に関する規定の追加、また介護サービスを外部のホームヘルプサービス業者に委託する場合の規定の追加などを行うものでございます。2点目は、障害程度区分が障害支援区分に変更されたことに伴う文言の変更、3点目は、重度訪問介護対象者に重度の知的障害者、精神障害者を追加する改正を行うものでございます。

資料による説明は以上でございます。

再び右上に⑤と書かれました条例その他議案書に戻っていただきますようお願いいたします。

10ページをお願いいたします。

第43号議案高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例議案と、48ページをお願いいたします。第53号議案高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例議案、この2つの条例議案は、いずれも精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が一部改正をされ、精神障害者に治療を受けさせることや財産の保護などを定めた保護者制度が廃止をされたことなどに伴い、条ずれが生じたために引用する規定の整理をしようとするものでございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

第50号議案高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案と、次の40ページの第51号議案高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案、45ページの第52号議案高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案までの3つの条例は、消費税法の一部改正を考慮しまして、各施設の手数料、使用料の額を改定しようとするものでござ

ざいます。

次に、49ページをお願いいたします。

第54号議案高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例議案でございます。この基金は、地域における自殺対策の緊急強化を図る目的として、平成21年8月に国の交付金を活用して設置をしたものでございます。設置期限は本年3月までとなっておりますが、国の経済対策により交付金が追加交付されることとなり、あわせて事業の実施期間も1年延長されることに伴いまして、基金の設置期間を平成27年3月31日まで1年間延長しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎**浜田委員長** それでは、質疑を行います。

◎**塚地委員** あったかパーキングなんですけど、その交付対象に妊婦も入ってると思いますが、妊婦の中でも何か区別はありますか。

◎**北添障害保健福祉課長** 妊産婦の方につきましては、対象が妊娠7カ月から産後3カ月の方にさせていただいております。

◎**塚地委員** 妊娠7カ月というのが何でかなと、もっと早い時期が不安定期なんで、母子手帳が発行されたらもうそれでいけるようになぜしてないのかなという声が妊婦さんの中からも出てて、その改善ができないかなという御要望もあるんですけど。7カ月って決めた基準みたいなものがありますか。

◎**北添障害保健福祉課長** この制度をスタートするに当たって、他県との相互利用というところがあります。制度を設計したときには、先行している他県で対象者をそろえるということはあったかと思います。その他について、今委員から御指摘のあった件については、他県の状況も踏まえてどういうふうな状況になっているか、改めて検討してみたいと思います。

◎**塚地委員** 不安定期に合わせるということでぜひ高知県からも呼びかけていただいて、改善していただきたいのと、その証明書の交付が本課に来んとできませんかね。

◎**北添障害保健福祉課長** 即日交付は本課に来ていただくか、福祉保健所になります。市町村の窓口でも手続はできますが、後から郵送する形になります。

◎**塚地委員** ちょっと勘違いされてる方があって、私も多分市町村でもできるよという話はしたんですけども、そこはちょっと広報をまたしていただけたらなと思いますんで。

◎**北添障害保健福祉課長** この制度の周知につきましては、これからも取り組んでいく必要があると思います。市町村のほうにも広報紙等を活用して、この対象になる方とか、手続、それから適正な利用について周知をいただくように働きかけをしていきたいと思えます。

◎**塚地委員** 御協力いただいている企業の皆さんにぜひ雨天対応をしていただけるように

お願いしてください。車椅子の方なんかは、自分が運転していくと、雨にぬれるんで、一旦おりて、車椅子を準備するというときに、積んでいってもらえる場合はいいですけど、ロータリーみたいなどころでおろしてもらったらいいんですけど、御本人が行かれる場合はどうしても雨天の場合は都合が悪いというのをあちこちでいろいろ聞いてて、ぜひ補助金を出すところまでいかないかもしれないんですけど、とりあえず民間の皆さんに努力していただくようお願いしてもらいたいと思います。

それと、先ほどの条例の御説明の中で、精神保健福祉センターの手数料に対する消費税の額を今回充当するような形に条例に変えられるんだと思うんですけど、その精神保健福祉センターの手数料とは、県に入金される分ですよ、ある意味直営なんで、県は県が入金されたとしても、県の場合は消費税の納税義務ないんで、預かった税金がどこへ行くのかという話にやっぱりなるんで、指定管理者に負担してもらうのとはちょっと質が違う問題で、あえて納税義務のない県がここで8%を乗じた金額を、精神保健福祉センターを使うような利用者の方々に負担させなくてはいけないかというお話は出てきていて、その分、国のほうも手数料には課税する必要のない部分も当然あるんで、そういうたてりと同じ考え方ができないもんなのかなということがあるんですけど、そういう議論はやられたかどうか。

◎北添障害保健福祉課長 精神保健福祉センターの料金につきまして、国、地方公共団体においても、国内において資産の譲渡等を取り扱う、その中に含まれることになっておりますが営利法人同様に消費税の納税義務があるということになっておりますけれども、国、地方公共団体等の事業活動は公共性が強く、消費税上特例が設けられておまして、課税標準額に対する消費税額と市で控除税額を同額とみなすことになっております。結果的に納税額が発生しない仕組みとなっております、納税義務が免除をされております。消費税分の上昇分は実際の支出としてふえることになってくることとなりますし、この改正をしないと県の持ち出しもふえてくることになってまいりますので、県の新たな負担が発生するというところで伺っております。

◎塚地委員 多少新たな負担が生じるかもしれないんですけど、それは利用者の方が負担するか、県が負担するかというときの考え方なんで、ぜひそこはそういう利用者の負担を考えて、県が負担するぐらいのことを考えて対応してあげるのが私は筋じゃないかなというふうに思ってますんで、そこはちょっと議論としては平行線になるかもしれないんですけど、そういうたてりで、営利企業と同等に扱うこと自体の考え方が問題だと思うんで、その点は考慮が必要だったんじゃないかなというふうに思っております。

◎北添障害保健福祉課長 消費税は消費者が最終的な負担となることが予定されてる間接税であることを踏まえまして、国からも公の施設の使用料等については、消費税を適切に転嫁するように条例改正等の措置を講ずるよう技術的な助言がなされていると聞いており

ます。

◎塚地委員 それわかっております。なので、ある意味もともと減らしてその分で課税をしたと見える形にしていくぐらいな配慮があるべきだったんじゃないかと思っておりますので、そこは私の意見としてお伝えしておきたいと思っております。

◎金子委員 この障害者雇用の促進に力を入れておられますけれども、市町村とで4分の1が未達成という97ページの資料、これがもし市町村関係ですと、福祉に取り組む基礎的自治体が達成していないというのであれば、そのままで企業へ啓発というののもいかなものかと思っておりますけれども。

もう一点、療養福祉センター中央児童相談所の施設整備です。これは太陽光発電は含まれてたんですかね。

その2点だけお願いします。

◎北添障害保健福祉課長 市町村等におけます雇用率の状況につきましては、去年の6月現在の状況が高知労働局から去年11月に公表をされております。調査対象団体、一部事務組合もありますが、37団体のうち、去年6月現在で9団体が法定雇用率を達成をしていない状況になっております。基本的にこの法定雇用率の達成の指導につきましては、市町村につきましては、労働局が対応することになっております。去年11月に発表された労働局の資料におきましても、未達成の公的機関に対しては、労働局長等が機関のトップに対して指導を行うことになっておりますので、基本的には労働局が対応されるということになりますけれども、県としても、県で雇用しております非常勤職員とかの状況を情報提供をして、市町村でも雇用が達成されるような支援をしていきたいと考えております。

それから、療養福祉センターの整備に当たっての太陽光発電等につきましては、現在検討をしているところでございます。どういうふうな省エネのものを採用していくのかについては、現在検討させていただいているところでございます。

◎金子委員 南海地震対策の避難場所にも恐らくなると思いますし、一番必要な施設と思うんですよ。ぜひ検討と言わずに、実施を条件ぐらいに、本当に必要な施設だと思いますので、これは要望ですけど、期待しております。

以上で終わります。

◎黒岩委員 発達障害の件ですが、専門医師がなかなか少ないという現状の中で営業されていると思うんですが、今の県下の発達障害の皆さん方に対する対応がなかなか、待ち日数も短くはなってるということをお聞きするんですが、現実どれぐらいの対応をできるお医者さんがいらっしゃって、どれだけ必要なのかという状況はどうですか。

◎北添障害保健福祉課長 療育福祉センターでの発達障害の診断の待ち時間が非常に長い状況がございます。精神科の医師も増員をいたしましたし、ほかの病院でも診察できる先生がふえてきたことで、若干短くはなっておりますけれども、それでも4カ月から6

カ月待ちという状況がございます。それは市町村で行っていただいています1カ月半健診であったり、1歳半であったり、3歳児の健診のときに市町村の保健師さんで気になる子供さんがおられたときに紹介をしてこられる方がふえてきている状況にあります。ギルバーク発達神経精神医学センターでも、小児科、精神科の先生を中心に研修を積んでいただいて、診察をできるような先生も徐々にふえてはきておりますけれども、先生によってまだレベルに差があるというところで、療育福祉センター、医療センター、高知大学、それから県立の病院であったり、民間の病院でも精神科、小児科の先生、診察できる先生は徐々にふえてきておりますけれども、これからまだまだ必要な状況にあります。実際に何人ぐらい必要かについては、長寿県構想の中でも20人ということで目標を掲げておりますけれども、それで十分なのかどうかについては、これから精査をしていく必要があると考えております。

◎黒岩委員 大体、健診時に早期発見していけば、ある面軽くできると、そのあたりの市町村で行われている健診見て、大体フォローはできてるんですかね。

◎北添障害保健福祉課長 健診でフォローする仕組み、保健師のほうで把握していただく、そういった研修とあわせて、なかなか診察につながりにくい、期間があくというところもありますので、その間に保護者の方とか子供さんに支援をするといった専門的な支援体制、保育所を含めた職員の支援体制、そのあたりも含めて早期発見と診察までにつながる間の支援体制についても医師の確保とあわせて取り組んでいきたいと思っています。

◎黒岩委員 1歳半とか3歳とかいう定期健診の中で、年齢を別にまた構えるとかいうことは現実に県としては必要ないんですか、今の現状の健診の年齢層で十分対応はできると。

◎北添障害保健福祉課長 今の1歳半、3歳児の中で基本的には内容を充実していく形で、まずは取り組んでいきたいと考えております。これにつきましては健康政策部のほうともどういったチェック項目にするかについても協議をさせていただいております。

◎土森委員 今金子委員が言われた障害者の雇用の問題、これよく頑張ってくれてると思いますが、ただこれここにも書いてるように、1,000人程度の求人があるわけですけども、これに比べたら求職者のほうがまだまだ随分低い状態ですね。全国的に言いますと、高知県はよく頑張ってくれてると思います。そこで、3区分に分けてどうなんでしょうね。

◎北添障害保健福祉課長 平成25年の法定雇用の対象の企業に雇用されております障害者の方は1,455人となっております。その中で身体障害の方が923人、知的障害の方が406人、精神障害の方が126人となっております。

◎土森委員 私もこういうことを扱っている一人でして、例えば作業所、通所、それから福祉工場、こういうところに行くと定着率はいいんですよ。一般の会社がどれだけ雇用

してくれるかという、ここが問題なんですよね。それでも4割ぐらいの企業が法定雇用率を達成していない状態で、この辺もよく頑張ってくれてると思います。非常にこれいい取り組みをしてくれると思います。今後、これで随分伸びてくるのかなと期待をしています。例えば㊦でいう働く障害者のための交流拠点の整備なんかも、非常に障害者同士の交流というのが重要なんですね。それぞれ悩みは違うとしても、こういう交流の場を通じていろいろと相談をしたり、また協力をしたりしていく状態になると思います。それと、㊦の企業支援型、これ企業側から見た障害者に対しての思いやりとかになっていこうと思います。これも期待をしています。障害のある方はみずから障害になろうとして命をいただいているわけじゃありません。そしてまた、途中から障害になられる、そういう人たちがそういう法人だとかで仕事してる人間は、このいただいた命を健常者に近い体制で日常生活をしてほしいという思いをみんな持ってます。一番ネックになるのがこの就職になりますね。そのために法人の中で作業所をつくったりだとか、いろいろやってるわけです。一般の方が、健常者が、どれだけ障害者に理解を示していただけるか、当然障害者の中には就職できない重度の方もおられます。しかし、社会に出て健常者とともに、一緒にということは難しいかもわかりませんが、近い生活をしていただけるような、そういう環境をつくっていくことは非常に僕は重要だと思いますし、そういう目的だと思いますよ、この自立支援法というのはね。そこに努力していただいていることはよくわかります。なおですね、その辺を基本的な考え方として持っていた上で頑張ってくださいように、これは市町村も挙げてやらないかんこととして、市町村の窓口から始まって、県とともにやっていく、そして法人の皆さんとよく協議した上で整えてやっていく。26年度の取り組みについてどういう考えを持たれているか、その辺お聞きしたいと思います。

◎北添障害保健福祉課長 今委員言われましたように、障害のある方の自立生活、自立支援というのは法の趣旨でもございます。その中で、就労をして自分で働いたお金で生活をする経済的自立というのは、障害のある方にとっても非常にやりがいのある、生きがいを見出せる大きなものだと思います。その支援に当たって今年度新たに取り組みます相談、交流ができる場の確保は、離職をされる方の多くが仕事であったり、日常生活、いろんな悩みがあっても、家の中で一人で考えてしまうと、どっかで相談をするというか、聞いてもらう場所がないというお話もお聞きをしておりましたので、そういった悩みを一人で抱え込まずに交流できる、相談ができる、そういったところを開設したいということで来年度やりたいと思っております。

それから、去年法が改正されまして、法定雇用率の対象企業が拡大されました。50人以上の企業まで拡大されまして、うちの就労支援チームの職員がそれぞれの職場訪問をする中で、なかなか一歩踏み出せないというお話もお聞きをしております。そういったこともありますので、その企業側に立ってどういうふうな不安があるのか、受け入れたときの支

援も含めた企業側への支援も重要だということも考えております。初めにも申し上げましたが、その経済的な自立も含めて、障害者の方が生きがいを持って生活できるようなことを念頭に置きながらこれからもやっていきたいと思っております。

◎土森委員 1つうれしい経験談をお話ししますと、健常者に近い生活をしてきている。実は障害者同士、うちの施設で結婚しました。その式に行って挨拶するのも言葉が出ませんでしたね。涙ばかりですね。それくらいお世話をさせていただける側にとったらうれしいことなんですよ。そして、子供ができました。普通の子供です、心配してましたけど。そういう努力をする、そして障害を持った人たちも夢を与えていくことが、この結婚ということを私は経験をしまして、うちの施設のほうで、これやれるなど、その後で3人も4人も私も結婚したい、私も結婚したいという障害者の方が出てきたんですね。ですから、何やってもこれ諦めずにやっぱり対応していかないかなど。温かい手を差し伸べてやるというよりも、差し伸べさせていただいてますという気持ちでぜひお願いしたいと思っておりますね。よろしく申し上げます。

◎浜田委員長 ほかにございませんか。

(なし)

◎浜田委員長 なければ、以上で障害保健福祉課を終わります。

〈児童家庭課〉

◎浜田委員長 次に、児童家庭課の説明を求めます。

◎森児童家庭課長 児童家庭課です。よろしくお願ひいたします。

議案といたしましては、当初予算議案と補正予算議案、そして条例改正議案がございます。報告事項の日本一の健康長寿県構想は、予算議案と関連いたしますので、議案とあわせて説明をさせていただきます。

それでは、議案の当初予算の一般会計から説明させていただきます。

お手元の右肩の番号②議案説明書（当初予算）、180ページをお願いいたします。

一般会計の歳入について御説明をいたします。

まず、7の分担金及び負担金の（8）児童家庭費負担金は、児童養護施設等に入所している児童に係る保護者負担金などでございます。

次の9の国庫支出金は、児童養護施設等に入所している児童に係る経費や児童扶養手当、児童家庭相談体制の整備やひとり親家庭の自立支援のための経費など、国庫補助事業について国費を受け入れるものでございます。

181ページをお願いいたします。

歳入総額で対前年度比約3%減額の12億352万5,000円を計上しております。減額の主な要因は、当課に関する安心こども基金が終了、または国庫補助事業に移行したことや、母子家庭等自立支援事業の減による国庫補助金額の減によるものでございます。

続きまして、一般会計の歳出について説明をいたします。

主なものは構想に位置づけしておりますので、まず構想で説明をさせていただきたいと思えます。

構想の102ページをお願いをいたします。

児童相談所の強化に向けての取り組みでございます。南国市で起きた悲劇を二度と繰り返さないとの決意のもと、児童虐待に適切に対応していくため、検証委員会の提言に沿って取り組みを進めておりますが、資料右下の26年度の取り組みとしましても、組織、運営の強化や職員の専門性の確保に向け、外部専門家の招聘や県外研修のほか、職種別、経歴年数別職員研修体系表に基づいた研修を行ってまいります。また、入所児童への支援を向上していくためには、関係機関、特に施設との連携の強化が必要ですので、24年度から外部の専門家をお願いして、児童相談所の職員と施設職員と一緒に指導を受ける取り組みを引き続き実施してまいります。

次に、103ページをお願いをいたします。

市町村の体制強化等でございます。相談窓口体制の強化などの課題に対しまして、資料右の26年度の取り組みにありますように、市町村職員への研修などを継続して実施し、相談体制や専門性の維持・強化に努めることや、モデル市町村に対し、児童相談所の支援を通じて、他の市町村の見本となる仕組みづくりを進め、他の市町村にそのノウハウを普及してまいります。また、虐待予防の取り組みでは、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、官民協働で行っているオレンジリボンの運動を引き続き行い、虐待防止の啓発活動を行うほか、虐待予防モデル事業を県内3市で実施してまいります。

次に、105ページをお願いをいたします。

ひとり親家庭等への支援の充実でございます。ひとり親家庭では不安定な就業や所得の低さといった課題がございますので、所得税非課税世帯で医療保険に加入している方を対象に、医療費の自己負担分を市町村と県で助成するひとり親家庭医療費助成事業や児童扶養手当といった経済的支援を継続することはもちろんですが、平成26年度の取り組みでは、資格取得や技能取得への支援といたしまして、高等職業訓練促進給付費等補助金として、長期教育訓練を受講する場合に、生活保障としての給付金などを給付しておりますが、対象資格に言語聴覚士を加えて実施してまいりますとともに、国においては、母子寡婦福祉資金貸付金事業に父子への拡大が予定されておりますので、その周知に取り組んでまいります。また、「母子・父子・寡婦福祉のしおり」をひとり親家庭に対し全戸配布いたしまして、各種制度や支援機関等の情報の周知にも取り組んでまいります。

次に、106ページをお願いをいたします。

少年非行防止対策の推進でございます。左上の現状にありますように、平成24年の本県の少年非行率は全国ワースト2位になるなど厳しい状況にありましたことから、昨年6月

に策定しました高知家の子ども見守りプランに基づく少年非行防止対策を教育委員会、警察本部、知事部局が連携をしながら取り組んでいるところです。26年度の取り組みでは、民生児童委員及び主任児童委員による地域の見守り活動の推進として、今年度はモデル事業として高知市の11小学校で実施した民生児童委員等と保護者の顔合わせから始める取り組みを、26年度は高知市以外の市町村でも実施し、今後定着、普及させてまいります。また、コンビニ等の店員による万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の実施と、参加店舗の拡大として、昨年末に県内のコンビニエンスストア5社の御協力を得まして、一声運動の取り組みがスタートしました。この官民協働の取り組みをコンビニ以外の店舗にも拡大してまいります。そのほかに、無職非行少年の自立に向けた就労支援の仕組みづくりとして、協力雇用主などの御協力をいただき、無職の非行少年の職場体験の実施に向け、関係機関が連携し、新たな就労支援の仕組みづくりを進めてまいります。これ以外にも、107、108ページでお示ししている取り組みを通じまして、関係する部局などがしっかりと力を合わせて効果的な少年非行の防止対策に取り組んでまいります。

以上で構想を使つての説明を終わらせていただきまして、構想に掲載をしてない主な事業につきまして、議案説明資料で説明をさせていただきます。

183ページへお戻りください。

ページ右、説明欄の3の社会福祉施設職員等退職手当給付事業費は、社会福祉施設職員等退職手当法に基づいて、独立行政法人福祉医療機構が行っている社会福祉施設職員等の退職手当共済事業の財源を国と共済契約者である施設経営者、そして都道府県の3者で3分の1ずつを負担しておりますことから、その経費を計上しているものでございます。

4の児童養護施設等児童措置費は、保護者のいない児童や虐待などの理由で親と一緒に生活させることができない児童など、社会的養護が必要な児童を児童養護施設等に措置委託をしまして、養育と自立支援などをお願いしておりますが、その児童の日常の諸経費や施設の運営に要する経費などでございます。

5の児童福祉施設等代替職員雇用事業は、施設の職員が出産や傷病のため休暇を取得する際に、施設が代替職員を雇用する経費に対して助成することで、処遇内容の維持向上につなげるものでございます。

次に、185ページをお願いいたします。

10の希望が丘学園費は、児童自立支援施設希望が丘学園の運営に要する経費でございます。

186ページをお願いいたします。

11の地域子ども・子育て支援事業は、市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業、子育て短期支援事業などに対し助成を行うものです。

187ページをお願いいたします。

16の青少年対策推進費は、万引き防止のためのテレビスポットでの放送や小中学生と保護者向けの万引き防止リーフレットを学校を通じて配布し、啓発していくための経費でございます。また、児童の健全育成のため、補導教員や補導専門職員が配置されていない少年補導育成センターの活動経費や、地域で組織している母親クラブが児童館などを利用して行う活動経費に対して助成するものでございます。

予算総額は54億2,005万9,000円で、対前年度比で7,332万8,000円、1.3%の減額となっています。減額の主な理由は、安心こども基金を活用した地域子ども・子育て支援事業が保育緊急確保事業に移行したため、これまでの基金を活用して県が市町村に補助していたものが、国からの分が直接市町村へ交付となったことや、ひとり親家庭医療費助成事業の受給見込み者数の減等によるもの、児童手当の支給対象児童の減によるもの、高等職業訓練促進事業の見込み人数の減等によるものでございます。

続きまして、母子寡婦福祉資金特別会計について説明をいたします。

762ページをお願いをいたします。

まず、歳入についてでございます。

この特別会計の歳入は、一般会計からの繰入金と昨年度からの繰越金、そして諸収入、これは貸付金の償還金でございますが、これらが歳入の内訳となっております。

763ページをお願いします。

歳出でございます。

母子寡婦福祉資金は、母子寡婦家庭への就学資金、技能習得資金など各種の貸し付けを行うもので、予算額は8,218万3,000円を計上しております。

次に、764ページをお願いします。

この特別会計の債務負担行為について説明いたします。

母子家庭の子供たちが進学するために必要な就学資金などは、就学期間が2年から6年と複数年になりますが、入学時の新規貸付時に卒業までの貸付決定を行うため、債務負担をお願いするものでございます。

続きまして、25年度の補正予算について説明いたします。

お手元の右肩番号④議案説明書（補正予算）の83ページをお願いをいたします。

歳入でございますが、9の国庫支出金は、児童保護措置費など国庫負担等の事業が当初の見込みと異なったために、減額または増額を行うものでございます。

なお、3の健康福祉費補助金の右の説明欄に、子育て世帯臨時特例給付金事務費補助金ですが、消費税の引き上げに際して、子育て世帯の影響を緩和するため、児童手当を受給している方に市町村が実施する子育て世帯臨時特例給付事業に伴う県の事務経費に対する補助でございます。

12の繰入金は、安心こども基金を活用して実施する事業の事業費が、当初の見込みを下

回るため、繰入額を減額するものでございます。

歳出について説明いたします。

84ページをお願いいたします。

右の説明欄の1の人件費は、職員交流の協定に基づきまして、高知市から児童家庭課に派遣されている職員の給与について高知市に負担するものでございます。そのほか、いずれも事業費が年度当初の見込みと異なったため、減額または増額させていただくものでございます。

続きまして、母子寡婦福祉資金特別会計の補正予算を説明いたします。

357ページをお願いいたします。

母子家庭等に対する貸付金の実績が見込みを下回ったため、減額補正をお願いするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、条例議案の御説明をさせていただきます。

当課からは、高知県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例議案をお願いしております。

お手元の右肩の番号⑥条例その他の議案説明書の7ページ、その中段をごらんください。

高知県青少年問題協議会条例は、昭和28年に施行され現在に至っております。委員の皆様からは青少年の指導、育成、保護及び矯正に関して御意見をいただくことになっております。今回地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第3次地方分権一括法の施行によりまして、地方青少年問題協議会法の一部が改正され、会長及び委員の選出については、地方公共団体の条例で定めることとなったため、条例を改正しようとするものです。

条例改正案の概要を説明いたします。

222ページから新旧対照表になってます。

第3次地方分権一括法により、地方青少年問題協議会法の会長は、当該地方公共団体の長をもって充てるという条項が削除されましたため、高知県青少年問題協議会条例の第3条で会長について定めることといたしました。県では、青少年の健全育成、とりわけ少年非行の問題を重点施策に位置づけ、少年非行の防止に向けた抜本強化策を取りまとめた高知家の子ども見守りプランを昨年6月に策定し、全庁挙げて少年非行の減少に取り組んでいるところです。このため、今後も知事が青少年問題の先頭に立ち、非行防止に関する施策を実行していくためにも、知事を会長として協議会を運営することといたしました。

なお、その他の改正につきましては、高知県青少年問題協議会条例施行規則で定めていた内容を条例の中に追加することが主な改正内容となっております。

以上で児童家庭課の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

◎**浜田委員長** それでは、質疑を行います。

◎**上田委員** 児童虐待の対策の問題ですが、最近の新聞等の報道を見てみますと、いわゆる乳幼児に対する虐待が私は多いように感じてます。それで、今課長の説明で、そういったいろんな背景を受けて、来年度の取り組みで幾つか上げられてますが、全て重要だと思いますけれども、特にその保健と福祉との連携強化で、乳幼児健診とか、1歳6カ月健診云々でいろんなケースを連携して強化していくということですが、県の場合、地域福祉部と健康政策部が別々ですよ。市町村の場合は、結構保健福祉課とか一つになった課が多いと思いますが、そんなこと含めて具体的にどういった連携強化をして26年度は取り組んでいこうとされているのか、そのあたりをお願いします。

◎**森児童家庭課長** 今委員がおっしゃられましたように、実際虐待の中の大体38%ぐらいがゼロ歳から小学校入学まで、就学前の子供たちがそういった虐待を受けてるという状況になっています。そんな中で、早いうちに養育環境が厳しい家庭を見つけて、そこに支援をしていくことが非常に大事でして、そこに支援をしていくことになると、市町村の保健師でありますとか、保育所の職員ですとか、そういった方が重要になってきます。そこに対しましては、県でも今モデル事業ということで、須崎市、土佐市、それから香南市でやっておりますが、予防のためのモデル事業をNPO法人に委託して、そういった方に支援できるような職員になってもらうような取り組みを来年度も引き続いてやっていこうとしております。それで、委員からお話がありました保健と福祉の連携のところ。そこは県庁内でも非常に重要なところということで、特に市町村のほうで6カ月健診、1歳半健診とかありますけれども、そこで得た情報をどう福祉部門に伝えていくかというのは非常に重要なところだと思います。昨年8月ですが、私どもの課のほうで、そういうつながるような仕組みが庁内でできているかどうかという調査を全ての市町村に対してしました。全ての市町村に対して一応仕組みはできてるというところまでは確認できまして、そのあたりにつきまして、県庁内、健康対策課のほうにも情報を伝えています。その上で今度はそのつながりが本当にしっかりできているかということで、今1月からずっと児童相談所のほうで各市町村回って実態をつかんでいるところです。そういった状況も含めまして、あわせて来年度、そこがしっかりできるような形で進めていきたいと思っております。

◎**上田委員** そんな中でいろんな取り組みを連携強化に向けてやっている話の中で、昨日健康政策部で、1歳6カ月とか3歳児の健診の受診率、長寿県構想の中で4年目に入って、結構県としては上がってますが、全国的に言ってまだまだ順位とか率も10ポイントぐらい低い現状の中で、そういった健診に、魅力のある健診いうたらちょっとあれですが、飽きないような、長いこと待つようなことがないように、健診に工夫をしていきたいと

というような今後の取り組みの説明がありましたが、考えてみますと、乳児健診とかにおいでの方は結構そういう情報があつて、友達もそれぞれの子供の成長も見れますけど、その健診に潜在的においでない方がどうして来ないかということ連携の中で分析していかないと、個人のお考えももちろんありますが、潜在的な方の分を強化しなければならないと思います、そのあたりはどうでしょうか。

◎森児童家庭課長 今御指摘のあつた点が一番、本当に来てもらいたい方が来てくれてないことが非常にポイントかと思います。基本的には役割分担の中でいいますと、そういった部分については健康対策課のほうが市町村に十分そのところを伝えて、来ていないところに対しては、逆にこちらから出ていく、あるいは3歳健診等でありましたら保育所に通っているケースもありますので、そこで気になる御家庭をきちんと把握して健診につなげていただく、あるいはまた直接、先ほどの言ったモデル事業の中で得た情報などをもとに市町村で虐待等に対しての部署につないでいただくとか、そういうところで対応をしていきたいというふうには思っております。いずれにしても、両方の連携が非常に大事なので、そこは両部のほうでよく連携してやっていきたいと思っております。

◎上田委員 最後ですが、保健部門になって申しわけないですが、やっぱり今のお話の中で、一番いろいろ重要な部分がたくさんございますけれども、1つはやはり福祉保健所の保健師と現場を一番熟知している、把握している市町村の保健師の連携があつてやっぱり初めて現場というか、現状がわかってくると思われますので取り組んでるとは思いますけれども、そのあたりまた今後の一つの課題ということで、取り組みの要請をしておきます。

◎森児童家庭課長 私も母子保健のところ、福祉保健所で業務をしたことがございますので、そのあたりの事情も幾らか承知しているつもりです。そういったことも含めて健康対策課とよく話をしていきたいと思えます。

◎金子委員 1点だけ。この少年非行対策ですけれども、非常に全国でもワースト上位ということで、積極的な取り組みをやっていただいております。そういう中で、この26年度の取り組みの中で、民生児童委員、主任児童委員も健康診断時に保護者と顔合わせすると、それでと言いますけれども、民生委員・児童委員がそういうところまでやってるところもありますけれども、非常に幅が広くて、全てについてなかなか効果があらわれるとは思われんですよ。取り組みはいいですけど、趣旨は。それで、平成25年度に民生児童委員のサポーターとして手助けしてより効果を発揮するというので、あれは鳴り物入りの予算だったと自分は考えておるんです。それが今年度は地域福祉政策課のほうで支え合いの地域づくり事業費補助金として幅広く活用できるというふうになってると思うんですけども、私は今この非行の問題は、いわゆるピンポイントで劇薬を打ち込めると効果が出てこないんじゃないかと感じております、極端な考え方もわかりませんが、したがって、地域福祉政策課と共同して民生児童委員の顔合わせとあ

わせて、その人と一緒にあわせて、その人が主に見守りとかをやっていただくと、それから民生児童委員と調整しながらやっていくと、そういうふうなところまで踏み込んでやると効果が非常に疑問に思われるんですけども、その辺どんなお感じですか。

◎**森児童家庭課長** 来年度の重点的な取り組みの一つに、今金子委員がおっしゃいました民生児童委員と学校とが連携をして、その中で支援の必要な家庭に対して支援していきながら非行防止対策につなげていく仕組みをつくっていこうということで取り組みを始めたところです。そんな中で一番この事業、民生児童委員の力をおかりしないといけない状況がありまして、あわせて学校側からも御協力をいただくこともあります。学校のほうには現在各市町村の教育長を回りまして、もう31の教育長を回りまして御協力をいただきたいという話をしてまいりました。あわせて民生児童委員にも御協力いただかないといけませんので、その点につきましては、県民児連の会長さんともこの事業についてよく話をし、先日も幡多のブロックでの会のほうに一緒についていただいて、この事業についても説明をさせていただいたという経緯もございます。そんな中で、この仕組みが本当に動き出したときに、今委員がおっしゃった本当に見守りが必要な家庭に目を届かせるためには、福祉委員であるとか福祉協力員等の力もかりてやっていかないと、実質的には回らないということになってきますので、そのあたりまた実際この仕組みがさらに動き出して本当に回り出したときに、県民児連ともそういったところの協力をしながらやっていきたいと思っております。

◎**金子委員** 今課長がおっしゃったようなことを既にやっている市町村もあるわけですよ、比較的人口規模の小さいね、集落単位で、そういうところはこういうことを既にやっておりますけども、問題は広い区域のいわゆる都市部的な顔のつながりのないところをどうするかと、そこへ力を入れるべきだと思いますね。ですから、知事部局、県教委、警察で集中的にやっていくという非常に強い姿勢でやっておりますので、私は最初から福祉協力員とかと一緒にいただいて、既にできてきてる小さい集落、農村部なんかは比較的やっておりますので、いわゆる市街部のところをどうするか、そこへ集中してやるということも踏まえたならより効果的な取り組みをお願いしたいですね。

◎**森児童家庭課長** 市町村の御事情を聞きますと、先ほど金子委員がおっしゃったような状況が見えてまいりました。来年度、大きい市部の全ての小学校で取り組んでいただき、それから町村部では児童100人以上のところには取り組んでいただきたいということで、来年度そこに集中してやっていきたいと思っております。

◎**西内（隆）副委員長** 関連で少年非行防止対策のことについてなんですけども、実際に、こういう問題があるとして対策を講じるとなったら、ここにあるような106ページ、107ページみたいな内容になるのかなとは思いますが、例えばその対策を講じる前に当たって、その要因分析みたいなものですよ、どのように県といいますか、現場の

ほうではしてるんですかね。

◎森児童家庭課長 そこに至る本当の原因になると思いますが、実際いろんな要因が絡んだ中で非行が起こっていくことになろうかと思います。我々も細かく分析していくためにいろんな書物なども参考に読んでおります。「犯罪白書」とかも読んでおるんですが、そこに出てくるのはやはりそこに至る要因としてこんなものが上げられるというところまでの分析でして、それがどういう形で実際発生していくかとか、そういうところまで詳しく上げられたような、そういう書物もなくて、なかなかそこは分析が難しいところがあります。

◎西内（隆）副委員長 予算として措置されてるんでありますけども、多分手順としてはその対策もあわせながら、その調査にも予算をしっかりと盛り込んでもええんじゃないかなと読んでて思ったんですよね。私自身の過去を振り返ってみても、言うたらここに書いてあるような万引きとか、器物破損とか、そんなことしようなんて毛ほども思ったりはせんのですけども、回りにやってる人なんか、友達なんかで間接的に聞くんですけど、自傷行為に近い感じがするんですよね、そのやってる方というのはね。そういうものがどうして自傷行為に至るのかというところ、本県独特の背景があるとして、しっかりいっぱい掘り下げることからやるのがまず解決の一步なんじゃないかなという気がします。そのあたり頭に置いていただいて、来年度以降の防止対策を推進していただきたいと思います。要望です、これは。

◎塚地委員 今のお話にあったように、自己肯定感をどう持てるかということが一番の基本だと思うんですね。みんなが育むという、例えばコンビニへ夜遅く行きました、それを早く帰りなさいという追い返すようにそれが聞こえるのか、本当に心配してそういうふうに声かけしているのか、声かけ一つでも全然思いが、伝わり方が違うこともあって、そのところが本当に管理強化と否定的な目でその子たちを見るのか、温かく育んで見るのかというところが、一つの声かけ自体でも違って来る。そういう思いをどう広げるかということが一番私も大事なかなと思って、今西内委員のお話も伺って、非行が自傷行為に近いんだっていうある意味捉え方で対応をしていくという精神をぜひ大事にしていきたいなということをおもいましたんで、意見です。

◎土森委員 これね、随分と減ってますよね、努力されたと思いますね。これはよく頑張ったが、どこでどういうふうにその原因があるのかという、減った原因ですね、それは分析してますか。

◎森児童家庭課長 この取り組みが昨年6月に始まりまして、25年中の件数が警察からも出ております。我々この取り組みを始める前に成果目標を3つ上げました。1つは、予防対策、そして入り口対策、それから立ち直り対策ということで、それぞれ数値目標を立てまして、予防対策では不良行為の人数を前年度5%下げましょう、それから入り口対策で

は入り口型非行、これを平成24年度の90%にしましょう、それから立ち直りでは再犯者を5%下げましょうということですが、それぞれ目標が達成できるような状況になっておりまして、非行率につきましても、昨年度709人おったものが518人という形でかなり減少できてきておると思っております。

◎土森委員 やっぱりね、刑法犯が26%、27%に近いぐらい減少して、よう頑張ってる。今我々もこの年になって話せることですが、小学校1年生からこれは始まっていますよ。その前からもあるかもわかりません。昔からもありました、いじめもね。そういうところで、学校で不良行為をした子供たちはやっぱり社会に出てもそういう状況になっていますね。私の経験からいいますと、3年ぐらい前ですか、帯屋町を午後11時半ごろ歩いて帰ってきてよりまして、十五、六人のあれ中学生か高校生かよくわかりませんが、たむろしておりました。それで「こんな遅くなって、はよう帰らんかねと、何しようかね、こんなところで」、ほいたらね、取り囲まれちょっと危険な状態になりました。しかし気がついた大人がそういうことを注意をしてあげんといかんという正義感を持って声かけたんですけど、ちょっと私もお酒入ってまして強いこと言ったかもわかりませんが、しかしそういうことをやる大人の責任があると思いましたね。幸い2人か3人連れの方が通りかかって、その人も声かけてくれて、危険な目に遭わずに済んだんですが、そのことをやれる大人がやっぱりおらんといかんと思います。次の日に警察に行きましたら、実はこうこうこういうことがあったよと、もうそんな十四、五人たむろしておるところには声かけんとなってくれと、危険ですよと、こういうことも言われましたね。やっぱりね、先生だとか、それで一般の社会人、こういう人たちが勇気を持って声かけるという話がありました。注意をしてやる、そのことが最も大事だと思いますね。そうすることによって社会全体が明るく、安心・安全な地域づくりができていくことになろうと思いますんで、ぜひ大人に向けての指導も、これ民生委員だとか、児童委員だとかあるかもわかりませんが、一般の大人、特に我々バッジつけてますから、責任ありますので、そういうことも必要だと思いますが。

◎森児童家庭課長 道徳意識とか規範意識のところになると思います。ほんで、やはり大人の規範意識を変えるのがなかなか難しいところがありまして、私どもは高知大学の教育学部の先生であるとか、犯罪心理の先生のほうにも、何かよい対策ないでしょうかということで御相談にも行ったりはしております。高知市としての文化的な問題とか、いろんなことがあって、これがっていうのがなかなか出てこんねえということで、そんなお話も聞いておるところです。もう一つ、子供の規範意識であるとか道徳心で言うと、まず学校現場で、また教育の現場で指導であるとか教育の余地があるのかなと思っております。教育委員会も拠点校なんかを決めまして、そこで例えば挨拶ができるであるとか、決まりが守れるであるとか、それからまた人の気持ちがわかる人になりたいといったところの指標が、今全国平均以上に持っていくような形で取り組んで、それを他のモデル以外の市町村

にも広げていくような取り組みもやっております。また大人が子供たちに対して支援していく取り組みとあわせて、やはり犯罪、非行に走らない子供を地域で守り育てることにつなげていきたいと思っております。

◎浜田委員長 ほかにはないですか。

(な し)

◎浜田委員長 それでは、以上で児童家庭課を終わります。

〈少子対策課〉

◎浜田委員長 次に、少子対策課の説明を求めます。

◎西村少子対策課長 少子対策課でございます。よろしくお願ひいたします。

当課からは、平成26年度の当初予算と25年度の補正予算をお願いしております。

報告事項の日本一の健康長寿県構想につきましても、あわせて御説明させていただきます。

まず、当初予算の御説明をさせていただきます。

お手元の右肩番号②議案説明書当初予算の189ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、9、国庫支出金の(11)少子対策費補助金の右側の説明欄でございますが、上段の2つの補助金は、国の補助金を受け入れて当課の事業に充当するものでございます。

3番目の子育て支援対策臨時特例交付金の16億円余りは、安心こども基金に積み立てまして、保育所等緊急整備事業などの経費に充当するものでございます。

また、10、財産収入の(17)安心こども基金の利子収入でございますが、こちらは当課の管理しております高知県安心こども基金の利子分を計上しております。

また、12、繰入金の(1)安心こども基金繰り入れでございますが、こちらは当課の事業に充当するために安心こども基金から繰り入れを行うものでございます。

次に、歳出でございます。

次の190ページをお願いいたします。

議案説明書と健康長寿県構想によりまして、主要事業を中心に御説明をさせていただきます。

説明欄のほう、右のほうでございますが、2、少子化対策推進費でございます。1番目の子ども・子育て支援会議委員報酬でございます。こちらは27年度からスタートを予定しております子ども・子育て支援新制度に向けまして、県が策定する支援計画を御審議いただく委員に対する報酬でございます。

3つ目の分析委託料でございます。こちらは平成26年度末となっております次世代育成支援行動計画の更新に向けまして、少子化対策の推進に向けたニーズ調査ですとか、その分析に要するものでございます。

4つ目の子育て同盟負担金でございます。こちらは昨年4月9日に子育て支援に積極的な取り組みを行っております10県の知事が相互に情報交換ですとか、情報発信を行い、子育て支援施策を実施、そして先導するとともに、広く少子化対策への意識を喚起する、そういった目的で子育て同盟を結成されております。この負担金はこの同盟に加入している10県で共同で実施する、例えば子育て同盟サミット、来年度は5月の末に長野県で予定しておるんですけれども、そういった事業ですとか、共同啓発事業の開催、それから共同ホームページの運営などに要する経費を10県で分担して負担するものでございます。

次に、3、少子化対策県民運動推進事業費でございます。一番下でございますが、長寿県構想の109ページをあわせてごらんいただきたいと思っております。

長寿県構想の現状欄、左のほうにございますけれども、本県の2012年の出生数は5,266人と30年前の約半数となっております。また、合計特殊出生率も1.43でございます。若干改善の傾向は見られますものの、少子化が進行している現状でございます。少子化の問題は、行政の取り組みに加えまして、企業や団体、また県民一人一人の関心を高め、理解と協力を得ながら進めていくことが重要でございますので、高知県少子化対策推進県民会議と連携をいたしまして、さまざまな広報、啓発などに取り組んでまいります。

右側のほう、中段に26年度の取り組みとございます。こちらのほうに少子化対策県民運動の強化というふうに書いておるんですけれども、次年度は今まで取り組んでまいりました子育て応援、これに加えまして、出会いや結婚応援の取り組みを強化することとしまして、国の地域少子化対策強化交付金を活用したいと考えております。詳細は2月補正のところで御説明をさせていただきたいと思っております。

また、議案説明書の191ページをお願いいたします。

地域子育て推進事業費でございます。女性の労働力率が高く、また共働き世帯も多い、それから核家族化が進んでいる、そういった本県の状況を踏まえまして、子育てに孤立感、あるいは不安感を持つ家庭、それから働きながら子育てを行う家庭への支援に取り組んでまいりたいと考えています。具体的には、まずこの1番目でございますが、子育て応援広報紙作成等委託料でございますが、主に乳幼児、それから就学前のお子さんをお持ちの子育て家庭を対象に、育児や健康といった子育てに関するさまざまな情報を提供するために、子育て応援情報誌「大きくなあれ」を4万部でございます。年4回でございますけれども、作成して配布を行うこととしております。

次に、その下に子育て支援ポータルサイト運営等委託料でございますけれども、出産や子育てを応援するために、妊娠や出産、子育てに関するさまざまな情報を提供しておりますこうちプレマnetというのがございまして、その管理運営費とこのサイトをごらんになった方の電話とかメールで妊娠、それから出産、子育てに関する相談に対応する経費として助産師会に委託をしているものでございます。

3つ飛びまして、子育て支援推進事業費補助金でございます。この補助金は、子育て家庭が気軽に集い、交流できる場づくりなどを実施する地域子育て支援センター、これは市町村で運営しておるんですが、こちらの運営費に対する補助でございます、市町村に交付するものでございます。次年度からは子ども・子育て支援新制度の先取りということで、今まで国2分の1の補助でございましたけれども、県も支援をすることとなっております、国と県合わせて3分の2の補助を行うこととなっております。国費が直接市町村に交付されますので、県が負担する3分の1の相当額を計上させていただいております。それから、次年度は地域の実情に応じた取り組みに対する支援策を強化するということで、週3日以上、かつ1日3時間以上開設して、1名以上の職員を配置する、そういった一定の水準のサービスを実施する子育て支援拠点に対して、県で支援を行うこととしております。

次の5、出会いのきっかけ応援事業費でございます。また健康長寿県構想の112ページをお願いいたします。

こちらの左、現状のところでございますが、平成22年の国調の結果によりますと、生涯未婚率は全国では男性の5人に1人、女性の10人に1人が未婚の状況でございます。本県は全国平均より高く、本県男性は全国の4位、女性は全国6位という数値になっております。また、平成24年の高知県の平均初婚年齢も、男性30.7歳で全国11位、女性も29.2歳と8位と高くなっています。このように生涯未婚率や平均初婚年齢の上昇傾向は、全国及び本県ともずっと続いておりまして、少子化対策の一つの柱としての未婚化、晩婚化対策の強化が急務となっております。また、昨年実施しました県民世論調査におきましても、新たに県の実施する出会いのきっかけ応援事業で利用してみたいもの、利用を勧めてみようと思うものについてお尋ねをしましたところ、第1位は気軽に行ける相談場所の常設が33.5%、第2位が各種セミナーの29%となっております。そのため右側の中段の平成26年度の取り組みのところに記載をしておるんですけれども、独身者のニーズに応じた多種多様な出会いの機会の拡充といったものに取り組みますとともに、新たに出会いや結婚を応援する常設窓口の設置、それから独身者のスキルアップ研修の充実などのきめ細かな支援の充実といったものに取り組みでいきたいと考えております。こちら地域少子化対策強化交付金を活用することとしておりまして、後ほど2月補正のところでもう少し説明をさせていただきます。

また、議案説明書の191ページをお願いいたします。

5、出会いのきっかけ応援事業費の2つ目のところ、出会いのきっかけ応援事業費補助金でございます。こちらは市町村や非営利の団体などが行います出会いのイベントの経費に対しまして定額の助成を行うものでございます。この補助金は平成19年度から取り組んでおりますけれども、本年度は14団体に助成を行っておりまして、各地域でさまざまな出

会いのイベントを実施していただいております。

191ページの最後でございますが、6、こどもの環境づくり事業費でございます。192ページをお願いいたします。

子ども条例に基づき設置しておりますこどもの環境づくり推進委員会の委員報酬と、それから子ども条例フォーラムの開催などに要する経費を計上させていただいております。

その次、7、安心こども基金積立金でございます。こちらは保育所等緊急整備事業などに充当するために受け入れた国費分16億円余りと、それから若干基金の運用利息分、この2つを合わせて積み立てを行うものでございます。

以上、少子対策課の平成26年度当初予算は18億3,117万5,000円でございます。昨年度と比べますと15億1,035万円余りの増となっております。その主な要因といたしましては、子ども・子育て支援新制度に向けた施設整備等のための安心こども基金の積み立てが16億円余りございますので、ほぼこれによりまして増となっておりますということでございます。

当初予算は以上でございます。

次に、補正予算の御説明をさせていただきます。

お手元の右肩の番号④議案説明書補正予算の、87ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

9、国庫支出金、(13)節のところでございます。少子対策費補助金は、国の補正予算で新たに創設されました地域少子化対策強化交付金と安心こども基金に充当する子育て支援対策臨時特例交付金でございます。

なお、地域少子化対策交付金の内訳は、当課における事業への充当分3,400万円余りと市町村事業への補助、交付金でございますが、4,000万円となっております。また、子育て支援対策臨時特例交付金は、安心こども基金に積み立てて、こちらは不妊治療費の助成事業費に充当するものでございます。

88ページをお願いいたします。

歳出でございますが、説明欄の1、人件費の市町村派遣職員負担金でございます。市町村から当課に派遣されている職員の給与相当額を派遣元の市町村に対して負担するものでございます。

次の2、少子化対策推進費でございますが、健康長寿県構想の111ページを再びお願いいたします。

2月補正では、国において新たに創設されました地域少子化対策強化交付金を活用いたしまして、ライフステージに応じた相談へのワンストップでの情報提供に取り組みたいと考えております。新たに総合相談窓口として設置する高知県の出会い、結婚、子育て応援コーナーでは、左のほうに①と書いておりますけれども、ワンストップでの情報提供の相

談窓口といたしまして、その役割はライフステージに応じた相談内容にワンストップで情報提供することとしまして、その機能は母子保健ですとか、子育ての支援、さらには女性の就労支援など、既設の窓口で行われている支援に関する情報提供、それと相談者の状況に応じ最適な専門窓口につなぐサービスを行ってまいりたいと考えています。もう一つ、その下②結婚支援の相談窓口でございますが、その役割を結婚を希望する独身者への総合的な支援としまして、その機能としては、結婚を希望する独身者などへの相談対応ですとか、婚活サポーターによる支援、さまざまな婚活情報の提供など、きめ細かな対応を行ってまいりたいと考えています。この2つの相談窓口の機能を一元化した総合相談窓口を7月を目途に当課内に開設をしたいと考えております。

また議案説明書補正予算の88ページをお願いいたします。

1つ目の調査委託料、少子化対策推進費の調査等委託料でございます。こちらは先ほど御説明をさせていただいたワンストップでの情報提供の相談窓口の設置に向けまして、関係する専門相談窓口で対応しております相談内容ですとか、行政が提供しているサービスの内容などの情報を整理集約するとともに、相談対応に資するマニュアルの作成などを行ってまいりたいと考えております。

2つ目の地域少子化対策強化交付金でございますが、これは国の交付金の趣旨を生かした創意工夫に富んだ新たな取り組みを実施します市町村に対して交付するものでございます。現在、県下の市町村などにおいて具体的な検討を行っていただいているところでございます。

次に、3、少子化対策県民運動推進事業費の少子化対策県民運動推進事業実施委託料でございます。次年度は新たに出会い、結婚、妊娠、出産、子育て、こういった全ステージを一体的に応援するフェアを開催することとしまして、中学生や大学生などの結婚前の世代、それから子育て家庭を見守る高齢者世代なども含めました全世代を参加対象といたしまして、少し対象も拡大して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4、地域子育て推進事業費の子育て支援推進事業費補助金でございます。平成25年度に新たに利用者支援とか地域支援のメニュー、そういったものが追加される予定でございますが、当初予算編成時には市町村において多くの市町村で導入をする予定でございましたけれども、若干詳細な補助要件等々が明らかになっていく中で、対応ができないということもございまして、そういったことでこの部分について減額をさせていただくものでございます。

次に、89ページの5、出会いのきっかけ応援事業費でございます。インターネットホームページ再構築委託料でございますが、現在出会いと結婚応援サイトというものがございまして、こちら対象者を特定しない一方通行での情報提供に努めておりますため、県事業等を利用する独身者がウェブサイト登録する形式に変更させていただいて、各事業の利

用状況ですとか、それから利用者の要望、それからアンケートの実施、成婚の報告などを一括して管理できるものに再構築してまいりたいと考えております。

次に、出会い、結婚応援事業実施委託料でございます。こちらは結婚支援事業の広報ですとか、それからマナー、あるいは基礎的な婚活セミナーの開催、そういったものをしてまいりたいと考えております。さらには、県主催の出会いの交流会、それから出会いのイベントに合わせた研修の実施などに要する経費を盛り込まさせていただいております。

3番目の出会い、結婚、子育て応援窓口運營業務委託料でございますが、こちらは先ほど御説明させていただいた高知県の出会い、結婚、子育て応援コーナーの運営に関する経費でございます。

次に、6、安心こども基金積立金でございますが、不妊治療費助成事業に充当するために、こちらは補正のほうで積み立てを行うものでございます。

90ページをお願いいたします。

少子化対策推進費、それから少子化対策県民運動推進事業費、出会いのきっかけ応援事業費につきましては、国補正予算の対応のために繰り越しをお願いするものでございます。

補正予算は以上でございます。

以上で少子対策課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎**浜田委員長** それでは、質疑を行います。

◎**佐竹委員** 説明がすばらしくお上手だったから感心して聞いておりましたけど、これは30年前の半分になったと、出生数もね。合計特殊出生率も全国27位と、これぐらい少ない赤ちゃんを産んで、3歳まで順調に育てるじゃったら、乳幼児健診率なんかも連携して、全国最低、大事に育てにゃ、何倍も。そういうことを思いながら説明を聞きよったけど、長野県とも連携してやるというのは、この合計特殊出生率が高い、うちの県で模範になるような長野県とどこらが5本の指へ入るの。

ほんで、広報、啓発の推進とか、企業、団体の取り組みの後押しとかいうことはどんなことをしゅうんじゃね。ちょっと勉強のために習っておきたいけど。というのは、そういう質問をするのは、高知県少子対策推進県民会議、これ会長は誰かね。

◎**西村少子対策課長** 青木会長です。

◎**佐竹委員** それはもうあの人の名刺を見たら、いろんところのトップランナー、指導者をやるゆうき、そんなまともに考える時間がないがじゃないか。

高知新聞の社長にやってもらおうとか。そういうことがずっと頭をよぎった。僕らが知らんがやきね、高知の団地におって、あるいは四万十町におって。大体熱心にそういう会議なんかへは出ゆうつもりじゃけど、そういうビラが1枚回ってきたこともないし、それは余計な質問になったけど、この前段へ返って、長野県とかどことか、5本の指へ入る

くらいの県の取り組み、それちょっと教えてや。

◎西村少子対策課長 合計特殊出生率の高いところと申し上げますと、県としては1番が沖縄県が高いんですけども、こちらは少し状況が違っておまして、例えば2番目でありますと島根県、それから宮崎県とか九州、それと中国地方あたりが高うございます。どちらかというとな整体的に西日本のほうが合計特殊出生率が高うございます。やられてる事業というのは、どの県も似たようなところがあるんですけども、まず未婚化、晩婚化対策ということで、結婚の応援事業はやっております。それから、うちの課の施策だけじゃないですけども、例えば企業に対して、ワーク・ライフ・バランスでございましたりとか、それから復職とかの支援もしております。それから今回、高知県でも県民生活・男女共同参画課で女性の方の再就職とかの総合相談窓口をつくるというふうになっております。この子育て同盟に入っている10県というのは、鳥取県とか、長野県もそうでございますが、岡山県、広島県、それから宮崎県、佐賀県、そういった県、どちらも合計特殊出生率も高いようなところがございますし、高知県にとっても大変参考になるような県でございます。そういったところと、一緒に情報交換もさせていただいておりますので、そういう中で施策のリニューアルなどをしてまいりたいと考えております。

◎佐竹委員 余り細かくは聞きませんけど、少子化対策県民運動の強化をこれから拡大していかにやいかん政策のトップやいうてでちゅうから、そのことに期待と安心をしまして、うんと熱心にやってもらわにやいかんと思うけど、要するに、月に1回、知事から部長らが講演会でもやって、県民の共有する意識をもうちょっとレベルアップを図ることが大事じゃろうね。地震対策くらい熱心にやって。

◎土森委員 大変な仕事ですけど、私専門的にこれに取り組んでまして、私の質問に答えて、出会う前に勉強をせよということで、質問では男塾、女塾というふうに言わしていただきましたが、25年度やりましたね、その成果はどうか。

◎西村少子対策課長 24年度の成果でございますけれども、実際24年には46名の方に参加をいただいて、それぞれ男女の方5時間ずつやっていたいただきました。そうした中で、実際に出会いの交流会、その後やったんですけども、カップルも7組誕生しまして、うち1組は婚約をしたという御報告も受けております。やはり研修をすることによって、例えばもう少し相手のことを理解するとか、それから自分のことも理解していくようなことをもう一回振り返りをしていただいて、いわゆる婚活にも成果が出てくるものだと考えております。それで、私どものとしては、そういったこともございましたので、来年度はそういった研修を国の交付金も活用して充実をさせていただきたい。ことしは46人ぐらいだったんですけども、100人から200人ぐらいのオーダーでやりたいと思います。ただ、やはりその対象者の方、個人個人の状況がございます。研修をするほどやらなくても大丈夫な方、何回かチャレンジするんだけどもうまくいかない方というのもございますので、そ

ういったところも少し状況も見て、30分ぐらいの基本的なマナーとか、それから気をつけること、身につけておくべきことを御説明するようなセミナーと、それからもう少し深く入ってきっちりやって、何回か失敗してちょっと落ち込んでる方、もう少し自分を見直していただいてチャレンジしていただける、元気になっていただいて、さらに婚活にも頑張ってもらいたいという形にしたいと考えております。

◎土森委員 成果が上がってると思いますし、ことし受けた人、それで結婚まで結びつかん人もおりますよね。そういう人も含めて、2年目もやるとか、新しい人も含めて、そういう継続的にやるというのは非常に効果が出ると思うんですよね。それと、高知市だけではなしに、地方でそれをやる、わざわざ高知市まで出てきにくいという人たちも、後で話を聞きますと、おりますので、地域、地域でそういうものも含めて対応してもらいたいと思いますね。それで、厚生労働省が人口少子化対策で調査してますが、20代、30代で結婚をしたいという女性のパーセンテージが10%ぐらい上がってるんですよ。残念なことに男性は上がってません。こういうことも考えてみると、女性は60%だったものが70%超えますから。それ男性は六十何%で変わらんがですよ、そういうことも含めて、どうも草食人間だと言われるように、男性のほうが積極性に欠けてる部分がありますね。最近は女性が積極的なところがあって、こういう研修に参加しない人は自由に恋愛して結婚するわけですから、対象は結婚したくてもなかなか結婚の相手が見つからないとか、そこまで行くことができないとかいう、そういう知識がないような人たちを対象にするわけですが、丁寧に丁寧にやっていく、そのことによって結婚という最終的な結びつきができてくるといふふうに、そういう取り組みはやられるんですか。

◎西村少子対策課長 来年度、実はインターネットシステムの再構築がございます。これは今までに私ども、出会いの機会をつくるというのが所期の目的でしたので、出会いの機会をたくさんつくってカップルがたくさん生まれる、そういったことが私どものまずはやることだということで取り組んでまいりました。でも、先般決算特別委員会なんかでもより結婚の成果、結婚だけじゃないんですけれども、そういったことも意識して取り組むべきじゃないかというお話もいただいておりますので、来年度はインターネットの再構築ということで、出会いの結婚応援サイトに、今まではこちらから情報を流すだけだったんですけれども、ぜひ県の事業なんかを活用する方には登録をしていただく形にしたいと思います。そういう中で、そこに登録していただいた方の状況なんかも把握をさせていただいて、何回も挑戦しているんですけども、例えば結びついてない方なんかには、先ほど言ったようなもう少し手厚い研修なんかの御紹介をさせていただくとかいったことをやりたいと考えております。それからもう一点、新たに常設の相談窓口も今回設けるようにしております。そこは困ってる方、結婚に対して少しお悩みのある方が直接電話でも結構ですし、おいでいただいて御相談を受ける、それはフェース・ツー・フェースできちっとやら

していただくということでございます。これをやろうとしたのは、もともと婚活サポーターというボランティアで、自分の御時間を使って頑張っていた方がございまして、この方は県内に93名おるんですけれども、やっぱりやっていた中で、5年ほどやってくると成果が出始めまして、実は去年からことしにかけて、13組の御結婚していただく方がやっとなってきたんですね、今年度に入ってからなんですけれども。そういうふうなことがありますので、少し応援するのに手厚い支援というのは、まさにおっしゃっていただいたように大事でございますので、常設の窓口でも設けますし、それから登録もしていただいて、その方の御状況とかいったものも一定把握させていただきながら、その方に応じた支援ができるような工夫はさせていただきたい、そのように考えております。

◎土森委員 ぜひ頑張ってもらいたいと思いますが、笑い話になるかわかりませんが、この3年でおもしろい成果を上げてますよね。というのは、居酒屋が中心になって、婚活サポーターじゃないですよ。お客さんを集めて誕生会をやったりするんです、誕生会。だから、一番先に結ばれたんが、これは子供はできませんけど、60代、次に30代、次に40代、もう既に成婚しました。そして、今まだ続いてやっていますが、僕もそれに必ず入っていきますよ、呼ばれて。今おつき合いしよう人たちが4組おりますよ。お酒の力とか何とかね、それはよくわかりませんが、そういうところもひとつ利用してみたらどうか。本当におもしろいですわ。それから、土佐人ですからお酒の力をかりることも必要だと思いますし、もしこういうことをしてくれる居酒屋をふやしたら、もっと結婚する人たちがふえると思いますね、そのことも検討の中に入れておいてください。

◎金子委員 出会いのきっかけ応援事業の中で、私どもが携わって、市町村直営でやったり、NPO、その他任意の団体あるわけなんですけれども、私どもが行って感じたところは、冬なら冬で寒いときから火たいて、構えて、料理もやって、上げ膳据え膳で来るわけですよ。これで果たしていいかなと、今から結婚を対象にする集まりがね。例えば女性が一部料理をつくって運ぶとかなんとか、そういう姿を見て男性がほれ込む形になると思うんですよ。本当に上げ膳据え膳でやって、ほとんど私らが主催するのでは結びついてないんですよ。ずっといろいろ調べておいたら、行って騒いで酒が飲める、食えると、いわゆるマニアの方も、いや本当ですよ、そんで事業はやっぱ、地域の職員も直接行って、感じて、改善していかないかと思えますけどね。上げ膳据え膳のお見合いパーティーが果たしていいのかなという自問自答しながら、私らも年に1回やっておるわけですけどね。その辺はちょっと工夫していったらどうかという気がします。

◎西村少子対策課長 おっしゃるように場を設ける、それから飲み会でやるというふうなことだけじゃなくて、最近は例えば一緒に料理をつくってみようとか、それからスポーツをしてみようという形のものも出てまいっております。県の事業なんかでもそういうものもやっております。それから、先ほどマナーみたいな話もさせていただきましたけれど

も、それは全部お願いするんじゃないなくて、やはり相手の方と理解を結んでいくためには、自分なりの自己も成長してもらわないといけない、先生によっては人間力を高めていかないと結婚に結びつかないんですよと、先ほど女性の方のお話もありましたけれども、やはり知識とか、それからいろんな趣味なんかにしても多種多様になってまいりますんで、それぞれ将来一緒に結婚して過ごしていきたいという方を選ぶには、それぞれ昔よりも物すごく選択肢も広まっておりますし、そういう状況なんで、そういった人間力を高めるとか、そういうことも実は研修なんかにも入れさせていただいております。それから、来年度は県の応援団体ということで、いろいろホテルとか何団体か入っていただいておりますので、そういった団体さんの中で実際婚活みたいなパーティーをやっているところもおりますので、それから補助金を出してNPOとか、そういうふうな形でやられているところもおります。そういった方々に対するセッティングの仕方といいますか、しつらえ方というのも一定講習するような機会も設けたいと思いますので、そういう中で地域で頑張っている方に、あ、こんなやり方もあるんだよねというの御説明をしたりするような機会も設けて、よりよい方向に変えていきたいというふうに考えております。

◎西内（隆）副委員長 私も4人兄弟で、去年3人結婚しまして、つまり3組なわけで、そういう意味において13組の成婚というても、その3組というところにどれほどのもんかなという正直な私としては思いがするわけですがけれども、それでちょっとこれは余談ですけども、この少子化の要因のところ、さきも少年非行防止でも言いましたし、介護職のマッチングの話でも要因のところは突っ込ませてもらいましたけど、ちょっとこれじゃ弱いんじゃないかなと、正直思うわけですよ。これは私が極端な話、5分パソコンに向かったら出るような内容でして、じゃ何で結婚しない男女がふえてるのかというもうちょっと掘り込んだところですよ、しっかり変えていかないと、その後の対策が全部浮いてしまうわけですよ。だから、他県の取り組みを見てと言いますけど、じゃ他県のまねたらうまくいくかという話ですわ、そういうのをやっぱり思うわけですね。ぜひ、これはこの課だけじゃなくて、本県ほかの課でも同じような多分課題はあると思うんです。しっかり要因を分析していただきたいということで。例えばこれ日本だけの傾向じゃないはずなんです、韓国とかフランスとか、フランスなんかは言うたら流民というか、中東圏の人が入ってきてふえてるというのは、それはまた違う要素がありますけれども、全体的にいわゆる先進国に見られる傾向なわけで、そういうところから学ぶべきところはあるんですね。発展途上国とかアフリカとかあっちのほうではそんなものは全然問題にならんわけで、そういうものをしっかり掘り込んでてもらいたいというのが1点と、あともう一つ、私が思うのは、この問題というものはそもそも出発点に間違いがあって、押しなべて、皮肉な話ですけど、経済的な切り口からスタートしてるところがあると思うんですよ。もちろん

それはうちの妹なんかも結婚して子供2人目、3人目考えても、金銭的に厳しいというような話もしましたし、全く無関係ではないんですけども、例えばこれからの年金、介護を支える世代が、1人当たり若者が何人で支えないかとか、これからの経済消費動向なんかを考えたときに、子供がおらんと経済がどうこうならんというところから結構スタートしている部分があって、その切り口はちょっと違うんじゃないかなという正直な思いをしております。例えば私がお見合いもして、なかなかうまくいかないときもあるんですけども、回りに言われるのは、妥協せよ、妥協したらとか、決して僕はそういうつもりはないし、それでもし妥協して結婚しましたと言うても相手に大変失礼な話やと思うんで、そんなことを一切するつもりもないし、そういう観点でお見合いしているつもりもないんですけども、でもこの言葉というのは事の本質を得ていて、結局結婚というものが御当人と、個人だけの問題に帰結しないから、そういう多分妥協せよという言葉が出る部分もあると思うんですよね。例えば家族、昔であれば家を残すとか、地域のためにとか、そういう要素が多分あって、例えばお見合いとか、全然知りもしない人と誰かのまあ言うたら信頼できる人のお引き合わせによって結婚していくことが当たり前になり立ちよったわけで、そういう部分に倣うべきところもあるんじゃないかと、そういう社会づくりをできないところにもやっぱり原因があるんじゃないかと、そういう掘り下げをぜひしていただきたいと思います。先進国共通ですけど、個人に対する福祉に重点が非常に置かれてる社会にあって、なかなか逆行する難しい取り組みやと思うんですけども、そういう部分にスポットを当てると、この問題はなかなか解決しないんじゃないかなと思います。これは私のひとり言でございます。

◎**浜田委員長** 合計特殊出生率については、全国最低が東京都の1.01、それから最高が沖縄県の2.0に近いところまで行ってるんですが、沖縄県と高知県、高知県1.43で余り県民所得も沖縄県と変わらんようなところで、何で沖縄県がそんなにたくさん子供を産むのかなというのは、やっぱり過去の暗い歴史の部分があるということも知ったんですが、いわゆる太平洋戦争時代に多くの成人男性が亡くなられて、ですから沖縄の若い方々、結婚したら男子が生まれるまで子供を産み続けるという風土があるらしいですね。そのために2.0も行っているんだということで初めて知ったんですけど、これは事実なんですか。

◎**西村少子対策課長** 詳しくは承知しておらないんですけども、沖縄県の場合には確かに出生率も高うございますし、一方離婚率も結構高いんですね。今出生数が少ない要因として、粗末な話かもしれませんが、やはり回りの家族、例えば今は核家族化になってたりして、おじいちゃん、おばあちゃんにも面倒見てもらえない方も結構おります。だから、子供ができて預けられないし、なかなか難しいよねという方もいっぱいおるかと思うんですね。沖縄の場合にはどちらかというところ、その地縁、血縁関係が結構強いらしくて、例えば離婚されたとしても、例えばおじいちゃん、おばあちゃんが見てくれたりと

か、そういったことで結構扶養もできるということがございまして、かなり制度的には余りたくさんあるわけじゃないんですけれども、そういう血縁関係とか、地縁関係とか、そういったつながりが結構深いところがあるんじゃないかと聞いております。ただ、申しわけありません、正確なことはちょっと申し上げられないので、そういうことも一因にあるんじゃないかと私は承知しておるところでございます。

◎**浜田委員長** 沖縄県がどうして2.0ぐらいまで行くかと、これひとつちょっと徹底的に研究して、高知県も見習うところがあったら、はちきんに負けんように男の子をどんどんふやすような、そういうふうなことで何か奨励とか、いろんなことを考えてみたらどうかとも思いますけども、これは要請でございます。

◎**塚地委員** いろいろ議論になっててあれなんですけど、ここの課が少子対策課という課で、少子対策、少子化対策は物すごく広いわけですよ。なので、その課のあり方というか、結局具体的にやってるのは、さっきの出会いですかということになってて、じゃどこが全体を、例えば、最も決定的なのは、今やっぱり非正規雇用がふえて、結婚しようにもなかなかお金がないんですよという若い方たちの声が最も切実なわけなんで、例えばそういうあたりのこともきちんと総合的に推進するようなところがどっか具体的にないと進んでいけないだろうと思うんで、そこの事務局的な役割、最も心臓部として働くところがどういう体制がいいのかというような議論が私は必要なんじゃないかと思うんですけれど、そこはここの課においてどういう思いをお持ちですかね。

◎**西村少子対策課長** 全て私どものところでやればいんでしょうけれども、そういうわけにもいきませんので、今おっしゃっていただいたような雇用の問題なんていうのは、実は少子化対策県民会議は、民間の方々と一緒にやろうというものがあるんですが、もう一つの柱として、県庁の中にも少子化対策本部会議を持ってまして、その中で一部国の政策になるものもございまして、今おっしゃった雇用の関係の雇用労働政策課ですとか、それからワーク・ライフ・バランスとかであれば県民生活・男女共同参画課というふうな課と一緒に束ねて、一応連携してやることになってます。課題は共有してやっておるつもりでございますので、今の形の中でも十分できるのではないのかなど、ただ私どもでやってるのか、県庁の中のどこかの課でやっているかというふうなことでございまして、その本部会議としては年に何回かやって、予算のときも含めて意識合わせはさせていただいてますので、その中で調整をしていきたいと思っております。その取りまとめとして、私どもの少子対策課が位置づけとしてありまして、どちらかというところそういう取りまとめをさせていただく課という位置づけだろうと思うんですね。その中で今までなかった結婚相談、結婚の応援とか、そういったものは今まで余り県の事業としてはなかったところでございますので、それは私どものほうで責任を持ってやらしていただいていると、今の仕切りはそういうふうになっていると自分は認識しておるところでございます。

◎塚地委員 やっぱり全庁挙げて力強く推進するには、要するに横串が物すごく大きくないといけないわけですね。商工労働部の問題もそうだし、文化生活部のほうもそうだという、そのこのところの体制としての推進力のあり方というのは、私はもう少し検討したらどうか。そこが、地域福祉部なのかなという思いはちょっとあって、ある意味企画部門的のところをやっぱりそういうことも持っていく必要があるんじゃないかなと、それは検討課題なんじゃないかと思うので、ぜひちょっとそのこのところは課としての思いもおありになろうかと思うので、意見を上げていただけたらと思います。

◎浜田委員長 ほかにございませんか。

(なし)

◎浜田委員長 なければ、以上で少子対策課の説明を終わります。

ちょうどもう正午過ぎましたので、昼食のために暫時休憩をいたします。再開の目途を午後1時20分ということにしたいと思います。よろしく願いいたします。

(昼食のため休憩 12時19分～13時19分)

◎浜田委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

〈福祉指導課〉

◎浜田委員長 まず、午後の最初は福祉指導課の説明を求めます。

◎矢野福祉指導課長 福祉指導課でございます。よろしく願いいたします。

当課からは、平成26年度当初予算と平成25年度補正予算について御説明いたします。

まず、平成26年度当初予算を御説明いたします。

お手元の右肩の番号②と書かれました議案説明書の193ページをお開きください。

最初に、歳入について御説明いたします。

9款国庫支出金については、右端の説明欄をごらんください。

生活扶助費等負担金は、福祉保健所所管の生活保護費に対する国の負担金で、負担率は4分の3となっております。医療扶助費等の歳出予算の減少に伴い、対前年比較では約4,000万円の減となります。

次のセーフティネット支援対策等事業費補助金は、生活保護費の法施行事務費に対する国庫補助金で、補助率は10分の10となっております。対前年で1,615万円の減となっておりますが、これは県の就労支援等の自立支援プログラム策定実施事業が補助金対応から緊急雇用創出臨時特別基金を取り崩しての対応に変わったことが主な要因です。

次の生活保護指導監査委託金は、生活保護実施機関に対する指導監査の実施に伴う人件費、事務費に対して定額交付されるものです。

下から4つ目にあります12款繰入金は、生活保護の自立支援プログラム策定実施事業、

生活困窮者自立促進支援モデル事業などを実施するために、緊急雇用創出臨時特別基金を繰り入れるものです。対前年4億500万円余りの大幅増になったのは、生活困窮者自立促進支援事業モデル事業が、セーフティーネット支援対策等事業費補助金から基金活用による実施に変更となったことが主な要因で、県実施分のほか、平成26年度にモデル事業を行います高知市外7市に対する県費補助金分を含みます。

一番下から次の194ページにかけての14款諸収入は、生活保護費の返還金収入と臨時非常勤職員の社会保険料個人負担分です。

続きまして、歳出予算を御説明いたします。

195ページをごらんください。

主なものについて、右端の説明欄を御説明いたします。

1、社会福祉施設等指導監査費は、当課職員の人件費のほか、社会福祉法人、社会福祉施設、介護保険事業所等の指導監査に要する経費です。対象数は、社会福祉法人が35、社会福祉施設190、介護保険事業所等1,671となっており、法令または国の指針に沿って定期的に実地指導や監査を行っております。

2、行旅病人死亡人取扱費は、身元のわからない病人、死亡人などのいわゆる行き倒れになった方の救護や葬祭を行った市町村に対して交付金を交付するものです。ただし、中核市である高知市は対象外となっております。

3、生活保護費、生活保護費負担金については、高知市を除く10市において、居住地がない、あるいは居住地が明らかでない方に、その市が生活保護を適用した場合に、その費用の4分の1を県が負担するもので、借家住まいの方が長期入院等により居住地を失った場合などに該当いたします。

生活保護費につきましては、196ページをごらんください。

各扶助費の合計額は約40億円ですが、生活扶助費25%、医療扶助費66%と、この2つの扶助費で9割を超えます。なお、これは県分、町村在住の被保護者に対する生活保護費予算で、市分については、各市で予算措置されることとなります。県全体の平成26年度扶助費総額としては約351億円が見込まれております。本県の生活保護の動向ですが、長引く不況の影響により、平成10年から受給者数の増加が見られ、平成20年9月のリーマンショック以降、高知市などの市部を中心に一時的に急増したものの、最近は増加傾向に歯どめがかかってきており、町村部においては横ばいないし減少、市部においても減少が見られるところが出てくるようになりました。ことし1月現在の生活保護受給者数は1万5,752世帯、2万1,218人、人口1,000人当たりの保護率は28.4%で、全国平均と比べますと約1.7倍となっております。本県の場合、高齢化や脆弱な産業基盤といった社会経済情勢から受ける影響が非常に大きく、今後とも雇用情勢の動向などを注視しながら、保護の必要な方には保護を適用するという保護の適正実施に努めてまいります。

4、生活保護事務費は、生活保護関係非常勤職員の人件費、県内16の福祉事務所への指導監査、指定医療機関に対する個別指導などに要する経費ですが、そのうち生活保護電算システム保守等委託料は、福祉保健所における保護費支給や統計処理を行う生活保護電算システム等の保守管理を委託するものです。

介護認定審査判定業務委託料は、保護を受けている40歳以上65歳未満の医療保険未加入者で、末期がん、関節リウマチ等16の特定疾患により介護を要する方の介護度の判定業務を市町村等に委託するものです。

職場適応訓練事業委託料は、就労経験に乏しく、すぐに求職活動を行うことが困難な方に、地域の事業所に委託して、職場適応訓練を実施し、勤労意欲を高め、常用雇用に結びつけるための支援を行うものです。

5、住宅手当緊急特別措置事業費は、住宅を失った、あるいは失うおそれのある離職者の求職活動を支援することを目的として、平成21年10月に国が創設した事業で、緊急雇用創出臨時特別基金を原資として、これを取り崩して事業経費に充てるもので、平成26年度では就労支援員の雇用や生活困窮者自立促進支援モデル事業などに充てられます。

このうち緊急雇用創出住まい対策事業費補助金は、高知市外10市における住宅支援給付金の給付と就労支援員の雇用に対して、また生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する8市に対して補助率10分の10で補助するものです。

住宅支援給付金については、制度開始から本年1月までの4年3カ月間の間に305件が利用されております。

197ページをごらんください。

6、生活困窮者自立促進支援事業費は、平成27年度からの本格実施に向け、今年度から取り組んでおります生活困窮者自立促進支援モデル事業の県分実施のための予算です。

生活困窮者自立促進支援事業委託料は、町村社会福祉協議会に対する自立相談支援モデル事業の委託のほか、就労準備支援、家計相談支援事業の委託となっております。今年度においては、中央西福祉保健所、須崎福祉保健所管内の8町村社協福祉協議会をモデルとして、自立相談支援モデル事業のみを実施いたしましたが、来年度においては、このほかの福祉保健所管内にも広げ、実施することにしております。

事務費については、当課及び福祉保健所が生活困窮者自立促進支援事業を遂行する上で必要な経費で、福祉保健所において、事務の一部を担う非常勤職員の雇用経費などです。

なお、国の予算措置が当初見込みよりも相当厳しい話を聞いておりますので、国には精いっぱい確保ができるよう要請してきているところです。

7、緊急雇用創出臨時特例基金積立金は、今年度末に基金の財産運用収益を積み立てるためのものです。

以上、平成26年度の当課歳出予算総額は47億8,508万円で、対前年3億1,800万円余りの

増となっております。これは新たに生活困窮者自立促進支援事業の県実施分、市補助分の歳出が加わったのが主な要因です。

続きまして、平成25年度補正予算について御説明いたします。

お手元の右肩の番号④と書かれました議案説明書の91ページをお開きください。

まず、歳入予算の主な補正について、右端の説明欄を御説明いたします。

生活保護費等負担金の減額は、医療扶助費等の生活保護扶助費の減額に合わせるものです。

セーフティーネット支援対策等事業費補助金の減額は、当該補助金によって賄っている非常勤職員の人件費、旅費といった事務費の減額に合わせるものです。

緊急雇用創出事業臨時特例交付金の増額は、平成26年度生活困窮者自立促進支援モデル事業が、セーフティーネット支援対策等事業費補助金の対象から基金活用による実施に変更になったことに伴い、県の平成26年度当初予算に反映させるために、国からは平成25年度予算で受け入れることになったことが主な要因です。

次に、歳出予算の主な補正を御説明いたします。

93ページをごらんください。

右端の説明欄について御説明いたします。

1、生活保護費の生活保護費負担金は、高知市を除く10市に対して、居住地がない、あるいは居住地が明らかでない方に生活保護を適用した場合に、その費用の4分の1を県が負担するものですが、所要額は当初見込み額を下回るため、減額補正をお願いするものです。

医療扶助費については、所要額が当初見込み額を下回るため、減額補正をお願いするものです。その主な要因は、入院患者数が大幅に減少したことによるものです。

介護扶助費は、所要額が当初見込み額を上回るため、増額補正をお願いするものです。その主な要因は、給付件数の増大ということになっております。

国庫支出金精算返納金は、確定した平成24年度生活保護費国庫精算返納額について、生活保護費支出実績が予算額を下回り、結果的に当初見込み額を上回ることから、増額補正をお願いするものです。支出実績が予算を下回った主な要因は、予算はこれまでの保護人員の伸び率で算定することから、被保護者についても増加見込みであったものが、実際には横ばいないし若干の減少となったことによるものです。

2、生活保護事務費については、主に非常勤職員の人件費が当初見込みを下回ることを主な理由として減額補正をお願いするものです。これはまず子育て支援専門員について、各福祉保健所1名配置の5名分の予算措置をしておりましたが、幡多福祉保健所が未配置のままであったこと、また医療扶助相談指導員について、各福祉保健所とも4月からの配置で予算措置いたしました。人材確保が難しかったことから、中央西福祉保健所を除

き、実際の配置が夏から秋口におくれたことによるものです。

なお、平成26年度については、幡多福祉保健所が4月から子育て支援専門員を設置するほか、医療扶助相談指導員についても、現在5福祉保健所が配置している非常勤職員をそのまま継続雇用することから、いずれも年度当初からの配置となります。

94ページをごらんください。

3、住宅手当緊急特別措置事業費の緊急雇用創出住まい対策事業費補助金は、基金を活用して市に補助金を交付するためのものですが、これまでの住宅支援給付金の支給と就労支援員の雇用の経費分の補助に加えて、学習支援体制整備強化事業、子育て支援専門員の雇用経費について、年度途中からセーフティネット支援対策等事業費補助金対象から基金活用の県費補助金による実施に変更となったことに伴うことを主な理由として増額補正をお願いするものです。

住宅扶助費は、県分の住宅給付支援金について、当初見込みを下回るにより減額補正をお願いするものです。

4、生活困窮者自立促進支援事業費は、県分の生活困窮者自立促進支援モデル事業経費で、平成26年度予算の説明で触れましたとおり、今年度は中央西福祉保健所、須崎福祉保健所管内の町村社会福祉協議会に委託して自立相談支援モデル事業のみを実施いたしました。健康診断委託料は、両福祉保健所に事務補助として配置した臨時職員の健康診断料の減額補正をお願いするものです。

自立相談支援事業委託料は、自立相談支援モデル事業の委託先である町村社会福祉協議会が配置する自立相談支援員の人件費について、想定額を下回ったことなどにより不用となった額の減額補正をお願いするものです。

事務費は、当課及び中央西、須崎福祉保健所における生活困窮者自立促進モデル事業事務費のうち、不用となった旅費分の減額補正をお願いするものです。

5、緊急雇用創出臨時特例基金積立金は、歳入予算で御説明いたしました国から受け入れの緊急雇用創出臨時特例交付金4億9,960万円と基金の利子収入1万円を合わせた4億9,961万円を基金に積み増しするために増額をお願いするものです。これに伴い、平成25年度末での基金残高は7億4,176万円が見込まれます。

以上、平成25年度補正予算は4億4,332万4,000円の増額で、補正後の当課予算総額は49億2,349万5,000円となります。

以上で福祉指導課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎浜田委員長 それでは、質疑を行います。

◎塚地委員 生活困窮者自立促進支援事業でモデル的に実施するのは、中央西と須崎と安芸の管内ですか。

◎矢野福祉指導課長 中央西と須崎の管内の町村です。

◎塚地委員 町村ですね。その具体的な相談実績みたいなものは。

◎矢野福祉指導課長 事業自体は9月補正予算で予算を認めていただきまして、実際に始めたのが11月1日から町村の社会福祉協議会に委託をして開始しました。ところが、町村社会福祉協議会でも、いわゆる事前準備として関係機関にネットワーク構築のための準備とかがございましたので、実際、相談を具体的に受け付け始めたのは、年明けの1月からになっております。したがって、実績は数字的には現在のところ余り上がっておりません。例えば1月末現在で26件、それが昨日2月末現在の集計ができたんですが、2月末現在ではトータルで45件、これぐらいの相談件数が上がっております。

◎塚地委員 高知市でも一定モデル的に始めておられて、それで行政が直接かかわっていることもあって、すごく相談者の方からはいい評判が聞こえてくるんです。それで、いわゆる相談のワンストップ化が現実に体験ができて、生活困窮者の皆さんのいろんな借金の解決もあれば、国保や税の滞納をどうするかとかいうようなことを、それから自立に向けてどうするかということが、だからそういう意味ではそのネットワークは物すごく大事なんだなということが今回の事例でも明らかになってきたんで、各社協に委託してネットワークづくりがされてると思うんですけど、そこへの行政側のかかわりはどんな感じであるかというのを教えていただきたい。

◎矢野福祉指導課長 行政分野でいいますと、不可欠な協力機関といえますか、関係機関としてまず県の直接の出先である福祉保健所、これと各町村の役場を考えておまして、この2つは必ず各町村の活動上、関係機関として入って、そのネットワークの構築の中に加わる形でやっております。ただ、高知市に比べて確かに件数的には相当に少ない、高知市では大体100件を超える件数とお聞きしておりますが、まずやっぱり人口規模の違いということもありますし、それから、高知市の場合は直接市の福祉保健所が対応できる、県の場合はどうしても町村というワンクッションを介さざるを得ないということで、基本的に町村の関係機関とお話する中で、ちょっと先ほど塚地委員もおっしゃられたように、例えばいわゆる徴税関係の滞納者とか、そういった方々をつなぐについて、高知市では高知市の中で常に意思統一されて、比較的スムーズにできてるということをお聞きしております。ところが、県の場合は、そこを一応各町村のほうとも協議したんですけども、まずいわゆる税務担当の課と今度福祉担当の課が違うのがまず最初にあるんですけども、なかなか個人情報の関係があって、なかなか各町村とも直ちには情報を流しにくいというのがすごくあるということを言われました。そこはただ事業としてはどうしても生活困窮者の方を手当てすることについては、困っている方に手を差し伸べることになりますので、できる限りの協力をお願いしますという形で現在やっているところです。一方、うちの直接の委託先は町村の社会福祉協議会で、御存じのとおり社会福祉協議会自身が生活福祉資金という低所得者向けの融資制度を取り扱っております。そういった生活福祉資金を

既に活用されている方の中でも、なかなか生活が苦しくて返済が滞っている方おいでます。そういった方々については、町村社協のほうから直接投げかけをして、状況をお聞きして、それでニーズがあればこの生活困窮のほうに拾っていくことをぜひやるように当初からお話ししておりますし、1月の段階では26件と非常に少ないんですが、それが2月の段階で45件というふうには20件ほど、倍ぐらいに伸びているのは、やっぱりそういったところが徐々に結びつきつつあるんじゃないかと考えております。

◎塚地委員 はい、わかりました。全ての生活全体を一人の人として捉えて、支援の手を差し伸べることのために、やっぱりネットワークが欠かせないと思うんで、ぜひ町村のほうにもそういうことでの積極的にかかわりをお願いして、自立促進というか、困窮者の救済に当たっていただくようによろしく願いいたします。

◎明神委員 生活保護世帯が1万5,000世帯という報告でしたが、中で自立支援の促進の支援事業をやる、昨年1年間で自立された世帯が何世帯あります。

◎矢野福祉指導課長 今ちょっと数字持っておりませんので、後ほどまた調べて御報告したいと思います。

◎浜田委員長 ほかにございませんか。

(な し)

◎浜田委員長 なければ、以上で福祉指導課を終わります。

以上で地域福祉部の議案関係を終わります。

《報告事項》

◎浜田委員長 次に、報告事項を行いたいと思います。

地域福祉部より4件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

なお、第2期の日本一の健康長寿県構想バージョン3については、予算の説明の中で報告を受けましたので、ここではそれ以外の残りの3件の報告を受けることといたしたいと思います。

それでは、民生委員・児童委員等の定数と欠員状況について、地域福祉政策課の山地課長より説明願います。よろしく願います。

◎山地地域福祉政策課長 地域福祉政策課でございます。よろしく願いいたします。

民生委員・児童委員の定数と欠員状況につきまして御説明をさせていただきます。

報告事項、地域福祉政策課のインデックスのページをお願いいたします。

3の資料でございます。

左側、(1)定数でございますが、民生委員・児童委員の定数につきましては、左下の枠の中に記載しておりますように、市町村ごとの世帯数や民生児童委員の定数で算定します厚生労働大臣の定める配置基準に従いまして、中核市であります高知市を除き、知事が

市町村長の意見を聞いて定めることとされております。

左側の列、国の基準に基づく定数でございますと、下の合計欄でございますように、定数は1,666名となりますが、本県の地域の実情に応じました適切な人数とするため、市町村長の御意見をお聞きしまして、次の列、国の基準定数に対する市町村長の意見の下の合計欄、国の基準に比べまして59名ふやすこととし、次の列、平成25年12月1日時点の新定数（A）でございますが、下の合計欄1,725名といたしました。その右側の列、旧定数（B）の下の合計欄、12月1日の一斉改正前の定数であります1,715名と比べますと、10名の増となっております。その下に高知市分を記載しておりますが、高知市の定数は745名で、一斉改正前からの変更はございません。

一番下の中ほどに記載しておりますが、高知市を含めました本県の民生委員の数は、人口10万人当たりで比較しますと、平成23年度は全国1位となっております。

右側（2）欠員状況でございますが、欠員状況の左端の列、3年前の一斉改正後の欠員数は、下の合計欄でございますように23名、その右側、昨年12月1日の改正前では17名の欠員がございました。その右側の列、平成25年12月1日、委嘱時の欠員は、県分56名、その下、高知市分49名、合わせて105名となっておりますが、12月以降、欠員の解消に向けまして、関係市町村との協議を進めてまいりました結果、右側の列、現在、手続中の方を含めますと、県分では新たに20名の委嘱が決定をし、36名の欠員、高知市では5名の委嘱が決定し、44名の欠員、合わせて25名の委嘱が決定し、80名の欠員となっておりますので、欠員の解消に向けまして引き続き取り組みを進めてまいります。

民生委員・児童委員の方々には、コミュニティーの弱体化や住民意識の変化、生活課題の多様化が進み、また個人情報保護の高まりによります情報収集の難しさもある中で、常に住民の立場に立って高齢者を中心とする見守り活動、児童虐待や非行問題への対応、災害時の要配慮者への支援など、地域の福祉の中心的な担い手として日夜献身的に活動をいただいております。県ではこれまで活動費の助成、活動ハンドブック、専用ジャンパーの作製、研修の充実など、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めますとともに、民生委員・児童委員の方々の活動だけでは負担も大きく対応が難しい場合も考えられますことから、高知型福祉を推進し、地域の関係者、関係機関に民生委員・児童委員も加わった見守りネットワークの構築に取り組んでおります。また、本県独自の取り組みで地域福祉の拠点となりますあつたかふれあいセンターは、現在県下で27市町村、36カ所、サテライトを含めますと約200カ所で活動を展開しておりまして、約140名の職員もそれぞれの地域で活動しております。さらに、民間事業者との地域見守り協定も7事業者と締結するとともに、福祉委員や福祉協力員も現在県下で17市町村、合わせて2,135名となっております。今後とも引き続き、民生委員・児童委員のマンパワーをそれぞれの地域で十分発揮していただけるようネットワークの構築に努めてまいりますとともに、民生委員・児童

委員の方々から負担感のお声もございますので、今後民生委員・児童委員の皆様方や市町村の御意見も改めて十分にお伺いした上で、民生委員・児童委員の方々の確保と負担感を解消していくための新しい方策の検討を進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎**浜田委員長** それでは、質疑を行います。

◎**塚地委員** 町村役場とか県庁とかを退職された方が私どもの地域でも随分と活躍をしてくださっていて、民生委員を受けてくださったりとか。一定行政の中のこともわかっておられるし、地域の住民にとってはとても頼りになる存在かと思うんですけども、例えば退職時なんかにはぜひなっってくださいみたいなお話はされてますか。

◎**山地地域福祉政策課長** 今回の改正もございまして、県の退職予定の方に対する説明、各ブロックごとにございましたので、そちらにも行かせていただきまして御説明をさせていただきました。また、教員の退職予定の方にも、そういったことでお知らせ、啓発をさせていただきました。市町村に対しましては、そういった退職される方でありまして、民間事業者等への啓発ということで、チラシの様式も添えて、依頼の文書を送付しておるところです。26年1月で高知市を除きます委嘱を少し確認しましたところ、県職員、県立学校、県警、そういった履歴の方が74名おいでるような状況でございます。

◎**塚地委員** 民間企業を退職される方なんかも退職してどうしようかという夢も膨らましておられるところに行って、何をしようかと思われてる方にぜひ積極的に呼びかけをしていただけたらなと思いますので、よろしく願いします。

◎**黒岩委員** この定数ですが、国の基準に従って知事や市町村長の意見を聞くと、基準からいうと大体プラスアルファになってるんですけども。市町村長からはどんな現場の御意見があるんですか。

◎**山地地域福祉政策課長** 地区担当と主任児童委員それぞれでございます。まず、地区担当につきまして、やはり多いのは特に中山間で人口減少で世帯数は少なくなったんですけども、管内が広いというところで、世帯が少ないんですけども、配置をしたいという御要望があります。あと主任児童委員につきましては、やはり今回の改選で10名の増となっておりますけれども、やはりきめ細かに学校との連携等もしたいということで増員のお話を市町村長からいただけてます。

◎**黒岩委員** 年齢の緩和も若干途中でしてるんですけども、なかなかやっぱり中山間地域はこれからどんどん高齢化していく中で、なり手が非常に高齢化して、現実問題として非常に厳しい状況は出てきますよね。まして、地域が広いという非常にますますこれから先厳しい状況になっていくんですけども、そういう高知県の実態を踏まえて今後新しい展開というものは何かあるんですか。

◎**山地地域福祉政策課長** 先ほど御説明もさせていただきましたけれども、民生委員・児

童委員の方々の御意見、高知市外だと46の民児協ございますので、そういった会長さんの御意見でありますとか、市町村長の御意見をお伺いした上で検討を進めてまいりたいと考えてます。

◎浜田委員長 ほかにございませんか。

(な し)

◎浜田委員長 なければ、以上で地域福祉政策課の報告事項を終わります。

次に、自殺対策行動計画の改定につきまして、障害保健福祉課の説明を求めます。

◎谷障害保健福祉課企画監 障害保健福祉課でございます。

当課から、今回改定いたします自殺対策行動計画の案につきまして説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

別冊で計画の案をお配りさせていただいておりますが、説明につきましては、計画案のポイントをまとめた資料、こちらを使って説明をさせていただきます。報告事項の資料、障害保健福祉課のインデックスがつけました資料の1ページ目をお願いいたします。

まず、計画の位置づけでございます。

資料の一番上にありますように、平成21年4月に高知県自殺対策行動計画を策定いたしました。この計画は、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱に基づき、本県の実情に応じた自殺対策を総合的に進めるために作成したものです。自殺対策の数値目標としましては、自殺総合対策大綱に合わせまして、平成28年までに自殺死亡率を平成17年と比較して20%以上減少させることとしております。本県の平成17年の自殺死亡率は29.7でしたので、目標は平成28年に23.7以下としております。また、計画期間を平成21年から平成28年までの8年間とした上で、おおむね4年をめぐり見直しを行うこととしておりましたことによりまして、今回の改定を行ったものでございます。

次に、今回の行動計画見直しのポイントとしまして、1つ目に計画の進捗や達成状況と自殺動向の分析から明らかになりました課題への対応として、中山間地域に対する取り組みや人材の育成、確保策の拡充強化を図ることを重点的な取り組みとして推進することとしております。2つ目に、子供の自殺予防や大規模災害時における被災者の心のケア等の推進などを盛り込んで、平成24年に改定をされました国の自殺総合対策大綱に対応した取り組みを本県の実情に応じて進めることとしております。

続いて、今後重点的に取り組む課題につきまして、資料にございますように、重点課題1としまして、まずは中山間地域に対する取り組みの強化でございます。

高知市を除く市町村の自殺死亡率は、町村計、市計ともに全国を大きく上回り、特に町村部におきましては、平成20年から24年の間に自殺死亡率が増加しているなど、中山間地域の課題が明らかになりました。このため、自殺死亡率の高い中山間地域での相談支援体制の強化といたしまして、安芸、幡多福祉保健所管内で新たに暮らしと心つながる相談会

を実施しますほか、福祉保健所における自殺対策関係機関ネットワーク会議の充実を図りまして、地域での日常的な支え合いの体制づくりを進めることとしております。

次に、自殺死亡率の高い全ての中山間地域で自殺対策に取り組むことができますよう、県の補助事業を利活用できていない町村におきましては、県が主体となりましてキャンペーン活動や講演会を開催するなど、普及・啓発事業を進めていくこととしております。

3つ目に、中山間地域において、相談支援業務に携わる高齢者心のケアサポーターや傾聴ボランティアなど、自殺のサインに気づき、支援につなげるゲートキーパーの育成と確保策を強化し、悩みを抱えて孤立することのないよう相談しやすい環境づくりに努めてまいります。

資料2ページをお願いいたします。

重点課題2といたしまして、地域ぐるみの自殺防止対策の取り組みを推進するための人材の育成確保策の強化を図ってまいります。高知県は全国の動向と異なり、男性の高齢者、20歳代の若年世代が増加した結果、男性の自殺者が減っていないことに特徴が見られました。このため具体的な取り組みをお示ししていますように、男性の高齢者、若年世代の自殺防止のため、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーなどの人材の育成と普及・啓発を進めてまいります。

次に、いのちの電話の相談体制の強化でございます。悩みを抱えた方の声にいつでも応えられますよう電話相談の24時間化を目指して、相談員の増員と定着、レベルアップが図れますよう、研修や普及・啓発等について支援を行うこととしております。

続きまして、重点課題3としまして、鬱病、アルコール問題への対策強化を図ってまいります。中高年、高齢者層の自殺の原因、動機は、健康問題、経済生活問題、家庭問題の順となっており、平成20年から24年の間で大きな変化は見られませんでしたものの、鬱病、アルコール問題については増加の傾向も見られますことから、中高年齢層を中心に取り組みを強化してまいらる必要がございます。

まず、鬱病対策の強化です。鬱病の早期発見と早期治療につなげるかかりつけ医と精神科医の紹介システム、G-Pネットこうちの取り組みにつきましては、この3月中に安芸と幡多の保健・医療圏域での実施を加えまして、県内全域での運用となります。さらに、地域でのかかりつけ医と精神科医の交流会などによってネットワークづくりを行い、このシステムの運用を推進していくこととしております。

次のアルコール関連問題対策の強化につきましては、鬱病以外の精神疾患で自殺のリスクを高めるアルコール依存症を初めとしましたアルコール関連問題について、正しい知識の普及と早期対応の強化を図ってまいらるることとしています。また、今後は昨年12月に制定されましたアルコール健康障害対策基本法に基づき策定をされます国の基本計画の動向などにも留意をしながら、地域の実情に応じた施策を検討する必要があると考えておりま

す。

以上が計画改定のポイント、概要でございます。

今後この計画に基づく取り組みにつきましては、長寿県構想推進会議や自殺対策連絡協議会などで進捗管理を行ってまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎**浜田委員長** それでは、質疑を行います。

◎**上田委員** 大変重たいというか、厳しい問題と課題ですが、御説明の中でまずその中山間地域での自殺の部分が大きくあるんですが、原因はやっぱり健康とか、経済的なものが多いんですかね。

◎**谷障害保健福祉課企画監** 原因といたしましては、健康問題、経済生活問題の順になっております。

◎**上田委員** それで、結局先ほどの民生委員のお話もそうですが、福祉部門と保健部門が一緒になって対応される中では、お悩みになっている方の個人の問題とか、日常生活まで入り込むというか、そういう部分もありますので、そのあたりが今後対応していく中でどういうふうにやられるのか。

◎**谷障害保健福祉課企画監** 身近な悩みを聞く人材といたしまして、ケアマネジャーとか、介護に携わる方を対象にしました高齢者心のケアサポーター、この養成につきましては、メンタルヘルスの専門的な知識とその傾聴の技法をお伝えをして人材養成をすることとしております。それと、もう少し身近で民生委員や地域で健康づくりの活動をされている御婦人などを主に対象としました傾聴ボランティアの育成を県内全部の市町村でそういった人材が配置ができますよう取り組みをしまして、身近でそういった声を聞ける方たちを養成してまいりたいと考えております。

◎**上田委員** 山間部を回りますと、この資料にもありましたが、高齢者でおひとり住まいの男性の方、結構おります。周囲と余り相談もできないとかいうひとりぼっちというか、そんな感じの方がたくさんおいでますけど、そのあたりはどういうふうに具体的にフォローしていくかというような、そのあたりまで考えないとなかなか大変かなという気が直感的にしますけど、そのあたりはどうですか。

◎**谷障害保健福祉課企画監** 委員のおっしゃいますように、やっぱり孤立は自殺を促進する要因になりますので、そういったお一人お一人の地域にお住まいの方の状況を把握をして支援できるのはやっぱり身近な市町村だと思いますので、市町村のそういった状況もお聞きをしながら、地域の実情に応じたそれぞれの特性に応じた実践的な取り組みを今後市町村とともに図ってまいりたいと考えております。

◎**上田委員** 最後ですが、御説明の中で安芸、幡多の2つの保健所が結構高い中で、やっぱり市町村が一番身近な分ですので、県と市町村の全部の連携、連絡協議会とか、そうい

うのを立ち上げたらどうかなとも思ったりもしますが、そのあたりはどうですか。

◎谷障害保健福祉課企画監 自殺対策連絡協議会に市町村から代表で四万十町の職員の方に入っているんですが、各保健所圏域ごとに、そういった市町村の方に入っていたネットワークの会を持っておりまして、その状況を本課のほうも把握をして進めてまいりたいと思います。

◎上田委員 ぜひよろしくお願いいたします。

◎塚地委員 20代、30代の自殺率が減らないということで、分母も多分少ないんで率として高くなる傾向はあるのかもしれないと思うんですけど、階層的に例えば学生さん、正職員、無職とかいうもので見ると、どういう分類の方々になるのか。

◎山本健康政策部長 委員御指摘の話については、一つに見られる傾向としてはやっぱり職場環境で悩んで自殺に至るといって20歳代の方が多い、職場環境を原因とする方がふえているというのは若年層については出てきております。

◎塚地委員 そこは各職場が今本当に過密な労働もあれば、いわゆるパワハラになるのかもしれないようなこともあるような状況だと思うんですけど、高知県の場合は、産業医とつながることができる規模の事業体がほとんど少ないですよ。そこがすぐ青年の皆さんがそういう専門機関の心療内科なりというようなところとやっぱりつながりにくい状況があるのかなと思うんで、そこらあたりを事業者の方、事業主の方々への啓発みたいなことが大分重要かなと私も思ったりするんですけど、そういう青年を採用されている事業主の皆さんへの啓発みたいなことは、自殺の関係で特別にやられているようなことではないんですかね。

◎谷障害保健福祉課企画監 当課のほうの取り組みとして直接ということではございませんが、職域のメンタルヘルスにつきましては、労働局の関係ですとか、それから職域の健康づくりということでは、健康政策部のほうも取り組んでいると思いますので、またそういった取り組みも把握しながら進めてまいりたいと思います。

◎塚地委員 なかなかすごくデリケートで難しい問題だとは思うんですけど、やっぱり若い人たちを迎え入れて、かつての職場は一定余裕があって、新採が来るのが楽しみやなというような、それは行政も含めてですけど、そこがやっぱり過密な労働の中で新しい人たちを余裕を持って迎えるという職場環境になかったりするんで、ぜひちょっとそういうあたりの見直しも含めて事業者の皆さんへの啓発みたいなこともぜひ行っていただけたらなと思います。

◎土森委員 この鬱病患者とアルコール依存症の患者さんというのは県内にどれくらいいるのか。

◎谷障害保健福祉課企画監 精神科病院に入院されているアルコール依存症を含みます、薬物依存症の方も含まれているんですが、大体数が200人ぐらいになります。直接のデー

夕ではないんですが、またそういった依存症の関係で精神科病院の通院公費の制度を受けておられる方が約400名ぐらいおります。鬱病につきましては、通院の公費をお持ちの鬱病の方が大体2,500人ぐらいで、入院につきましては、資料をきょう持ち合わせておりませんので、またすぐに後ほど。

◎**浜田委員長** 後でお願いします。

◎**土森委員** 鬱病で入院をされている方というのはしっかり病院におられますんで、医療機関に行っていない鬱病と言われる人たちが自殺の方向に行くんじゃないかなど。一応病院関係にかかっていると、それなりの指導を受けますんで、その辺を把握しておく必要があるんじゃないかと思えますし、それからアルコール依存症等々についても、これは実は人数が400人ということなんですけども、入院患者が200人、これ以上にね、把握されていないアルコール依存症の人たちをしっかりと指導していくということにならんと、これをずっと調査して、そういう人たちを把握しておけば自殺数は減ってくると思うんですね。それともう一つ、僕も数人の方知ってるわけですけど、アルコール依存症の御家族、依存症でない依存症の御家族が自殺をしていくというケースを私何件か知ってますがね。これは断酒会だとかそういうところの会に、今あるかどうかわかりませんが、行きますと、もう本当にね、恐ろしいですね、体験談聞きますとね。本人も大変でしょう、アルコール断つ努力というのは大変、しかしそれを支える家族も大変なんですね。ですから、支え切れない家族の人たちがみずから命を絶つというケースもありました。その辺をしっかりと調査する必要があるんじゃないですかね。

◎**谷障害保健福祉課企画監** アルコール依存症の方が断酒をするために断酒会に加入されて活動されてる方がありますが、断酒会の家族の会もございまして、会の方たち同士で支え合って啓発活動などもなさっていますので、そういった方々のお声もお聞きをしながら、どうしたらそういった機関につながって、自殺に追い込まれないような支援ができるのか、また一緒に考えたいと思います。

◎**土森委員** もうお気の毒ですよ、御本人もですけども、御家族の皆さんがね。それと、鬱病ですけど、これもしっかりと調査してみる必要があると思えますね。医療機関にかかっている人たちは守られると思えますよ。医療機関にかからん人たちがやっぱり自殺に進んでいくことになろうと思えます。

◎**谷障害保健福祉課企画監** 委員の御指摘のとおり、精神科病院にはかかっていらっしゃる方がおられると思えます。そういった方たちがかかりつけの先生のところまで診て、不眠など身体の状態から先生が鬱病と疑って精神科につないでいただけるように、かかりつけの先生の鬱病の対応力の向上研修ですとか、そういった先生から精神科につないでいただけるシステムを県のほうとしてもつくっておりますので、またそういったところにつながるようないろんな普及・啓発とか、委員がおっしゃるように実態の把握も進めてまい

りたいと思います。

◎浜田委員長 ほかにございませんか。

(な し)

◎浜田委員長 なければ、以上で自殺対策行動計画改定についての説明を終わります。

次に、希望が丘学園における職員による入所児童に対する暴力について、児童家庭課の説明を求めます。

◎森児童家庭課長 児童家庭課でございます。よろしく願いをいたします。

それでは、赤の児童家庭課のインデックスのページをお開きください。

昨日3月11日に公表いたしました県立希望が丘学園での臨時的任用職員による入所児童に対する不適切な対応につきまして御報告いたします。

最初に、被害を受けた児童及び保護者、そして学園で生活をする児童や県民の皆様の信頼と期待を裏切ることになったことにつきまして、この場をおかりして改めておわびを申し上げます。

事案が発生しましたのは3月6日午後2時半ごろのことでした。4時限目の授業が終了し、太鼓練習をするため、生徒18名、教員5名、寮職員5名が本館の教室から体育館に移動を始めていました。移動のため教室を出て廊下にいた当該児童は、移動せずにまだ教室の中で話をしていたA教諭とA君の話が気になり、教室の中に戻ろうとしたところ、当該児童の近くにいた当該職員が2人の話の邪魔をさせないため、また体育館に早く移動させるため、当該児童の服の袖を引っ張り体育館へ向かうよう注意をしました。当該児童が当該職員に対し服を引っ張った行為について、「そんなことされたら嫌やろう」と言ったことから、2人の間で口論が始まり、体育館に上がっていく階段の中段あたりに来たとき、握った右手拳で当該児童の腹部を1回殴るといことが起きました。当該児童は痛がることもなく、さらにその場で2人は口論を続けていましたが、後方を男子生徒と一緒に体育館へ向かっていたB教諭とB君が2人の間に割って入り、2人を制止をしています。当該職員は、学園長に対して、指導に当たる者が暴力を使ってはいけないことは何度も指導を受け、頭ではわかっていたが、かっとなってやってしまった、子供の心の傷になっていないか心配などと言っています。当該児童の被害の状況ですが、病院で診察を受けましたが何もないとの診断を受けています。保護者への謝罪は学園長が当日のうちに言い、謝罪と説明を受けた保護者からは理解をいただいたとの報告を受けています。今回の事案は、臨時的任用職員が一人で対応する中で、冷静な対応ができなかったことから発生したものであり、再発防止のため、次の2点について取り組みを進めてまいります。まず、一人の職員が問題を抱え込まないよう、各寮の児童に対する支援を担当制からチームで支援する体制に変更します。このことによって職員同士のチームワークや臨時的任用職員をサポートする体制を強化してまいります。次に、職員のストレスを軽減し、支援の中で精神的に追

い詰められることがないよう、お二人の副学園長を常設の相談窓口とすることや、直属のチーフが意識して声かけを行い、職員の話聞くなど、相談しやすい環境をつくってまいります。今後は希望が丘学園と部がともに取り組みを進めるとともに、継続的に状況を確認し、着実に成果が上がるよう必要な指導を行ってまいります。

以上で報告を終わります。よろしくお願いをいたします。

◎**浜田委員長** それでは、質疑を行います。

◎**塚地委員** 臨時的任用職員というのが全体の職員構成の中でどれくらいおいでなのか。

◎**森児童家庭課長** 直接処遇に当たる職員が17名おります。そのほかに事務職員、学園長含めて4名、それから兼任の教頭先生、分校と兼任教頭先生1名おります。臨時職員としては3名になっています。

◎**塚地委員** この方の雇用期間が去年の9月からことしの3月31日までで、こういう方が繰り返し採用されている状況ですか。

◎**森児童家庭課長** この方の場合、4月から分校の授業がなかなか成り立たないという状況が平成23年のころからありまして、24年からそこへの補助の形で、そういう臨時職員を雇う形が始まりました。去年の4月から募集を始めましたが、面接に来ますが、なかなか適任者がいないという状況の中で、この方が面接にいられて、この方だったら対応が大丈夫だろうということで採用をさせていただいたということが経緯であります。

◎**塚地委員** この事例で自分がかつとなったということにみずから反省をされて、お話しにもなって、こういうことがあってはならないという思いでの対応だと思いますんで、そういう物事の考え方がこういう現場で根づいていくことは、私はやっぱり大事なことやなと思うので、本当に指導に当たる人たちがみずから気がついてみずから制しようという思いで今回みずからのお申し出ということになったと思うんで、そういう土壌ができていくということは大事なことだと思います。ただ、こういう職場に臨時的任用がふさわしいのかということのを改めて考えないといけないことなんじゃないかなと思うんで、専門性がとりわけ問われる職場でもあるんで、そのあたりの人員配置の問題も含めて、今回職員さんのストレスの軽減とか、いろんな体制の強化とかいうことも打ち出しておられるんで、あわせて臨時的任用でなくて、指導に当たれる体制の強化ということも必要なんじゃないかなと思うので、そこらあたりをどう考えられるかということのを伺うちょきたいですけれど。

◎**森児童家庭課長** 希望が丘学園の職員のまず正職員の配置ということかと思いますが、県条例のほうで定めている全国統一の配置基準でいいますと、職員1人当たり児童4.5人が基準になっております。希望が丘学園の場合、直接処遇に当たる職員を現在のところで計算しますと、大体1.1人ぐらいのいわゆるマンツーマンぐらいの配置になっております。そういった中で、さらに授業中の補助という形でこういった職員を雇用する中で、一

緒にやっていっております。今回のことを受けまして、チームワークで対応していこうと、それから具体的になかなか職員に対して研修とか指導がうまくいってなかった部分がありますので、まずはそういった部分の対応の仕方を職員自身がまずきちんと共通認識を持って、やり方を統一して、それをきちんと臨時職員に伝えていくことでまずは取り組んでいきたいと思っております。そんな中でまた現場等の意見も聞いて考えていきたいと思っております。

◎土森委員 非常に対応が早くてよかったと思っておりますよ。6日に起きて、その次の日に対応ガイドラインに基づいて、これは児童福祉審議会施設部会にかけて、それですぐ結論を出して、そして生徒にも謝罪をする、保護者にも謝罪をしていくという、非常に早い対応でよかったと思っておりますね。起きたらいかんことかもわかりませんが、これ100%何も起きんということはないと思っておりますので、どこの世界でも。これは非常に私は高く評価しますね。敏速な対応をですね。

◎浜田委員長 ほかになければ、以上で児童家庭課を終わります。

◎矢野福祉指導課長 先ほど御質問いただきました生活保護関係でちょっとお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど御質問のございました生活保護世帯の中からの自立者の関係です。ポイントになりますのは、いわゆる18歳以上65歳未満の稼働年齢層と言われている方々の中での自立ということだろうと思っております。それで、これは24年度の集計になるんですが、その稼働年齢層のうち、いわゆる障害をお持ちでない、あるいは病気でない、いわゆる就労に差し支えない方、こういった方々が5,915人対象者としておりました。そのうちいわゆるケースワーク、指導の結果、248人が就労をして自立をした。あと就労で増収には結びついたけれども、自立には至らなかった方々が637人、こういった状況になっております。

◎浜田委員長 ありがとうございます。

ほかにないですか。

(な し)

◎浜田委員長 なければ、以上で地域福祉部を終わります。

《文化生活部》

◎浜田委員長 次に、文化生活部について行います。

まず最初に、議案について、文化生活部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎岡崎文化生活部長 提出議案について御説明をさせていただく前に、御報告とおわびをまず申し上げたいと思っております。

先日、報道等でもありましたように、文化生活部の職員が窃盗容疑で逮捕されるという事態が生じました。詳細につきましては、資料をお手元にお配りしてございます。このこ

とにより県職員に対する県民の皆様の信頼を損なう事態となりましたことを深くおわびを申し上げます。

当部では今回の事態を重く受けとめ、職員に対し、常に公務員としての自覚を持ち、法令等を遵守して職務に専念することを改めて徹底いたしまして、二度とこうしたことが起こらぬよう努めてまいりたいと思います。

このたびはまことに申しわけございませんでした。

なお、現在事実関係を調査確認中でございますので、処分が決定しましたら、改めまして直近の委員会で御報告をさせていただきたいと思います。

それでは、2月議会への提出議案につきまして御説明をさせていただきます。

文化生活部からは、予算議案といたしまして、平成26年度一般会計予算、平成25年度一般会計補正予算の2件と、条例その他議案9件を提出させていただいております。

まず、平成26年度当初予算案につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料のNo.②の番号がつけました当初予算議案説明書の198ページをごらんいただきたいと思います。

文化生活部の予算の総括表でございます。

平成26年度の当部の一般会計の当初予算額は、この合計欄でございますように192億7,468万8,000円、約192億7,500万円余りで、平成25年度の当初予算額と比べまして、約57億9,700万円、率にしまして43%の増となっております。主な要因といたしましては、まず永国寺キャンパスの整備で約37億8,000万円の増、新資料館の整備で約12億1,000万円の増、高知県公立大学法人運営費交付金の約5億9,000万円の増などが主な要因でございます。

続きまして、お手元に別途お配りをしております文化生活部の見出しがつけました議案参考資料をごらんいただきたいと思います。

表紙をめくっていただきますと、平成26年度の文化生活部の施策体系表がございます。この体系表に沿いまして、主要事業の御説明をさせていただきます。

まず1つ目、県民の文化的な感性を育む社会づくりでは、芸術文化の振興といたしまして、新資料館の建築工事に着手することとし、平成28年度中にオープンできますよう取り組んでまいります。また、産学官民連携の推進では、県内の大学等の知見や学生の活力を県勢浮揚に生かすため、人材育成や産学官民連携の取り組みを推進します、仮称ではございますが、産学官民連携センターを平成27年4月に永国寺キャンパス内に設置するための準備を進めております。

次の国際交流の総合的な推進でございますが、国際友好交流の推進としまして、来年度は中国、安徽省との友好交流20周年を記念した訪問団の派遣など、交流の強化に取り組みますとともに、産業交流の支援といたしまして、県産品の海外販路開拓など、産業部局が

推進しております産業交流がより一層効果的、効率的に進みますよう、海外の県人会等とのネットワーク等を活用しました取り組みを進めてまいります。

次のまんが文化の推進・コンテンツ産業の振興ですが、まずまんが王国・土佐のブランド化の推進を目指しまして、漫画を切り口とした新しいイベントを開催することとし、多くの漫画家の方に高知へお集まりいただき、まんが文化を語っていただくことで、日本全体のまんが文化を盛り上げ、あわせてまんが王国・土佐の魅力を全国に発信していくよう取り組んでまいります。

また、コンテンツ産業の育成につきましては、これまで行ってきましたソーシャルゲームビジネスへの支援に加えまして、新たなコンテンツビジネスの掘り起こしを行うため、事業者のニーズに応じました専門家による事業化プランの策定から販路開拓まで一貫した支援を行ってまいります。

次の男女がともに支え、安全で安心して暮らせる社会づくりでは、男女共同参画の推進としまして、女性の活躍の場の拡大に向けまして、新たに男女共同参画センター・ソールの中に女性の就労を支援する相談窓口を設置し、本人の適性や経歴に応じたキャリアコンサルティングや、働くために必要な情報の一元的な提供など、きめ細かい支援を行うこととしております。

次の私学の振興、大学への支援では、私立学校の振興といたしまして、本県の学校教育の中で重要な役割を果たしております私立学校につきまして、保護者の教育費負担の軽減を目的とした就学支援金の加算に係る対象者及び加算額の拡充を行ってまいります。また、公立大学法人への支援としましては、高知県公立大学法人及び公立大学法人高知工科大学に対しまして、運営に必要な交付金を交付するなど、その支援に努めてまいります。

なお、永国寺キャンパスの整備につきましては、本年1月に仮称ではございますが、教育研究棟の建築主体工事に着手しまして、当初の計画どおり、平成27年4月にオープンすることとしております。

次の人権尊重の社会づくりでは、人権のまちづくりの推進としまして、人権が尊重される社会を実現するため、さまざまな人権課題に対する県民お一人お一人の正しい理解と認識が深まりますよう、啓発や研修に取り組みますとともに、隣保館の運営を支援してまいります。また、本年度こうした取り組みを推進するための人権施策基本方針の改定も行っておりますので、後ほど人権課長のほうから報告をさせていただきます。

最後の情報化の推進では、行政情報化の推進としまして、情報システムの機器を集約し、ハードウェア経費の削減を図るために構築しました庁内クラウドサーバーへのシステムの移行作業を計画的に進めてまいります。また、情報通信格差の是正としまして、携帯電話のサービスエリアの拡大や地上デジタル放送の共聴施設の整備に対する支援を引き続き継続しますとともに、集落活動センターやシェアオフィスにおける情報通信基盤の整備

に取り組んでまいります。

続きまして、平成25年度補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

資料No.④の番号がつけました議案説明資料（補正予算）の95ページをお開きいただきたいと思います。

補正予算の総括表でございます。

部内全課で補正予算をお願いしておりまして、合計で約2億9,000万円の減額となっております。主なものとしましては、新資料館建設工事の落札不調に伴います予算の減額や、私立学校の生徒数が見込みよりも少なかったことに伴う私立学校運営費補助金の減額、また施設改修事業の入札減など、全庁的なルールによりまして減額補正を行うものでございます。

続きまして、資料No.⑤の番号がつけました条例その他議案をお開きいただきたいと思えます。

表紙をおめくりいただきましたら、最初に目録がございます。

まず、43号議案でございます。この議案は当部にかかわる内容としまして、旅券法に基づく知事の権限に属する事務を新たに協議の調いまして市町村に移譲するための改正をしようとするものでございます。

次に、次のページ、57号議案から59号議案までと、第63号議案につきましては、消費税法の一部改正等を考慮しまして、県民文化ホールの利用料金や交通安全こどもセンターのゴーカートの利用料金などの額に、引き上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をしようとするものでございます。

60号議案につきましては、平成25年度末までとしておりました高知県消費者行政活性化基金の設置期間を平成39年度末とし、14年間延長しようとするものでございます。

第61号議案につきましては、地方独立行政法人法の改正に伴いまして、高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正をしようとするものでございます。

第62号議案につきましては、高校生修学支援基金の執行残額を基金の事業終期である平成26年度末を待たずに国庫に返還する必要があるため、基金を解散する前に基金の一部を返還できることとするよう必要な改正をしようとするものでございます。

次に、97号議案でございます。これは永国寺キャンパス教育研究棟の空調設備工事の請負契約の締結について議決を求めるものでございます。

以上9件が当部の該当議案でございます。

続きまして、報告事項が1件ございます。

お手元の文化生活部の資料（報告事項）の赤のインデックス、人権課のページをお開きいただきたいと思えます。

これは本年度策定しております高知県人権施策基本方針第1次改訂版につきまして御報告をさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

最後に、文化生活部が所管します審議会の審議経過等につきまして、12月議会以降の状況を御報告をいたします。

同じ資料の赤のインデックス、審議会等をお開きください。

高知県消費生活審議会と2の高知県人権尊重の社会づくり協議会につきまして、それぞれ1回開催をしております。主な審議項目、決定事項などを資料に記載しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

なお、委員の名簿は資料の後ろにつけておりますので、御参照いただければと存じます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。

◎**浜田委員長** ありがとうございます。

続いて、所管課の説明を求めます。

〈文化推進課〉

◎**浜田委員長** 初めに、文化推進課の説明を求めます。

◎**澤田文化推進課長** 文化推進課の平成26年度の当初予算案について御説明をさせていただきます。

お手元の資料のうち、右上に②の番号がつけました高知県議会定例会議案説明書当初予算の200ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入の14、諸収入、8、雑入のうち、一般財源収入分の予算計上につきまして、財政課から各課において予算計上をするよう変更をしているところでございます。

次に、201ページをお開きください。

右の説明欄でございます。

1の人件費は、部長、副部長及び派遣職員を含めました計28名の職員給与でございます。

次に、2の文化推進費でございます。

次のページでございますが、1つ目の芸術祭開催事務委託料は、県民の皆様が芸術文化に接する機会を拡大することなどを目指しまして開催する高知県芸術祭の事務を高知県文化財団に委託する経費でございます。

次の広報紙制作等委託料は、高知県の文化を広く県内外に発信するため、昨年1月に創刊をいたしました文化広報誌「とさぶし」を引き続き発行するための経費でございます。

次の企業支援型地域雇用創造情報発信事業委託料は、緊急雇用創出事業臨時特例基金交付金を活用しまして、地域雑誌「季刊高知」の電子書籍版及び英語版を制作をしまして、

ウェブ上で配信する事業を委託する経費でございます。

次の地域創造負担金は、県内の市町村や文化団体の自主事業に対する支援を行っております財団法人地域創造に対する負担金でございます。

事務費につきましては、課の運営のほか、部内の調整、高知県文化賞の授与に要する経費などがございます。

次に、3の山内家資料保存事業費でございます。墓所調査委託料は、国の史跡指定を目指しまして、今年度行いました土佐藩主山内家墓所の測量等の調査結果をまとめ、報告書を作成するための経費でございます。

次の山内家宝資料館管理運営費補助金は、県が所有しております約6万7,000点の山内家資料の管理を委託しております土佐山内家宝資料館の活動に要する経費を助成するものでございます。

事務費につきましては、山内家資料に対する動産保険料などがございます。

次に、4の文化施設管理運営費でございます。これは県立美術館など5つの県立文化施設の指定管理に係る代行料でございまして、美術館管理運営委託料から、次のページの県民文化ホール管理運営委託料まで債務負担行為を現年化しようとするものでございます。

次の著作権管理委託料は、県に寄贈されております石元泰博氏の写真作品及びその著作権について、利用許諾に関する事務処理の一部を高知県文化財団に委託して実施するものでございます。

次の四国遍路展開催委託料は、四国霊場開創1200年を記念しまして、「四国へんろ展」の開催を委託するものでございます。

なお、これにつきましては、後ほど別途資料で詳しく御説明をいたします。

次の事務費につきましては、県立文化施設の維持修繕に係る経費や、石元泰博フォトセンターの運営をフォローアップする専門家委員会、坂本龍馬記念館のリニューアル基本構想検討委員会などの開催に係る経費でございます。

次に、5の文化施設改修事業費でございます。

1つ目の美術館改修工事等委託料と4つ下の美術館改修工事請負費は、9月補正でお認めをいただきました石元泰博氏の写真作品等の展示室などの改修工事に係るものと、館内のトイレについて、バリアフリー化するため和室便器から洋室便器への取りかえを行う工事に係る経費でございます。

なお、これに伴いまして、美術館では5月の連休明けから7月末まで、ホールを除いて休館とさせていただくこととしております。また、現在2階に展示しておりますボテロ作のブロンズ像「鏡を持つ女」につきまして、高知医療センターの2階のスペースをお借りして展示公開することとしております。県民の皆様には大変御不便をおかけをいたしますが、何とぞ御理解のほどお願いをいたします。

2つ目の歴史民俗資料館改修設計委託料と、その4つ下の歴史民俗資料館改修工事請負費は、歴史民俗資料館の館内の雨漏り防止の工事や、収蔵庫に悪影響を及ぼします湿気を防ぐために、地下にたまる水を排水する工事に係る経費でございます。

3つ目の坂本龍馬記念館改修設計委託料と、その4つ下の坂本龍馬記念館改修工事請負費は、坂本龍馬記念館におきまして老朽化しております空調設備の改修工事を行うものでございます。

4つ目の文学館改修工事等委託料と、その4つ下の文学館改修工事請負費は、文学館において老朽化しております収蔵庫の空調設備及び荷物用昇降機の改修工事に係る経費でございます。

次に、6の新資料館整備事業費でございますが、こちらも別途資料を用意しておりますので、後ほど御説明をいたします。

次に、7の産学官連携推進事業費でございます。平成27年4月に永国寺キャンパスが整備されることとあわせまして、現在の南舎であります地域連携棟に（仮称）産学官民連携センターを設置するための協議会の開催や備品購入等に要する経費でございます。なお、ここで申します産は産業界、民は地域の住民グループやNPOなどを想定しております。このセンターにつきましても、後ほど別途資料で詳しく御説明をいたします。

次のページをお開きください。

新資料館整備事業に係る債務負担行為でございます。これも後ほど別途資料で説明をさせていただきます。

恐れ入ります。お手元の参考資料のほうでございます。文化推進課の赤いタグのついた1ページを。

資料の概要のところでございます平成26年は、四国霊場開創1200年という節目に当たりまして、これを記念しまして、四国4県が連携して、各県が四国遍路をテーマにした展覧会を開催しようというものでございます。高知県では、県内札所に伝わります貴重な文化財を中心に、空海ゆかりの宝物などを加えまして遍路文化を紹介する予定でございます。この開催を高知県文化財団に委託するものでございます。会場は集客力のある美術館におきまして、四国のトップを切って8月23日から9月23日までの32日間開催をし、入館者は約2万人を見込んでおります。

予算の概要ですが、歳出から入館料収入、図録等の販売収入を差し引いた県からの委託料2,753万4,000円を計上いたしております。昨年は伊勢神宮、出雲大社が多くのお観光客を集めました。ことしは四国霊場開創1200年が注目をされておりますので、観光振興部あるいは観光コンベンション協会等とも連携をしながら広報を行いまして、積極的な集客に取り組むこととしております。

続きまして、次のページをごらんください。

新資料館の整備でございます。昨年12月議会で御説明をさせていただきましたように、建築主体工事の入札が不調に終わりましたことから、その要因を分析し、検討してまいりました。入札不調の大きな要因としましては、技能労働者などの確保が困難になっていることや、急激な実勢価格の上昇により積算価格に大きな差が生じていることにあることから、工事費の算出に当たっては、積算価格への実勢価格の反映や十分な工期の確保などを行った上で、改めて26年度当初予算に所要の予算を計上させていただいているものでございます。

予算の内容につきましては、資料の右上の枠内、平成26年度の概要をごらんください。

まず、建築工事請負費でございます。新資料館の建築工事に係る初年度の経費でございます。次の設計等委託料は、新資料館の建築工事の管理業務に係る経費、次の展示ケース製作等委託料は、新資料館の展示室に設置をします展示ケースの製作などに係る経費でございます。これにその他の経費を加えまして、新資料館整備事業費の合計は12億9,856万9,000円、債務負担行為としまして31億7,253万5,000円を計上させていただいております。増額の内容としましては、工事関係の経費でございます。債務負担行為を含めまして、昨年9月議会の補正時点では38億円余りでございましたけれども、今回当初予算時点で44億円余りとなっております。4億911万8,000円の増となっております。

次に、開館までのスケジュールでございます。資料の一番下の事業の流れをごらんください。

整備工事につきましては、今議会で予算案をお認めいただきましたら、本年度内に建築主体工事の入札公告を行いまして、6月議会に契約議案を提出できるよう手続を進めたいと考えております。また、設備関係の工事の入札につきましては、建築主体工事の入札が落札となりました以降に順次公告を行っていきたいと考えております。

先ほど増額の金額を4億円と申しましたが、間違っておりました。6億911万8,000円の増でございます。

なお、建築主体工事の工期につきまして、2カ月ほど延ばしまして、20カ月としております。平成28年3月竣工の予定でございます。その後展示ケースの設置や資料の搬入などを行いまして、28年度内の開館を目指して整備を進めてまいります。

次のページをごらんください。

上段は先ほど説明をさせていただきました整備事業費の増額分をまとめた表でございます。下段には御参考までに、用地関係等を含みます総事業費の計画当初との比較を記載しております。下から2段目の計の欄の中ほどにございますとおり、トータルで60億2,000万円と見込んでおります。

次のページをごらんください。

(仮称)産学官民連携センターでございます。現在、大学等各高等教育機関や経済団体

等とともに協議を進めまして、このほどセンターが持つ機能案や設置スペースについて、一定方向性を共有したところでございます。その内容について御説明をいたします。

資料左下の産学官民連携の窓口でございますが、県内の大学等各高等教育機関に対しまず県民のニーズや相談等に応えるとともに、県内外の関係機関と県内の高等教育機関をつなぐワンストップ窓口をつくってまいりたいと考えております。そのためにも、資料左上の産学官連携推進機関とのネットワークを構築しまして、情報や知識の共有を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、資料の真ん中でございますが、産学官民の交流の拠点としまして、さまざまな分野で学生にも開かれた勉強会や交流会等を行いまして、イノベーションの創造や課題解決等につなげてまいりたいと考えているところでございます。

こうして産学官民の連携を進めながら、資料右上の人材育成の推進を図るため、現在産業振興推進部で行っております土佐まるごとビジネスアカデミー等の社会人を対象とした人材育成を行ってまいりたいと考えております。

その下でございます連携プロジェクトの推進につきましては、少し大きな課題に対しまして、産学官連携や地域との連携プロジェクトとしまして、企画立案や実行支援等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

このような活動を通じまして、社会に貢献する知の拠点、永国寺キャンパスを中心に、高等教育機関等の知見や学生の活力を生かしまして県勢浮揚につなげていくことを目指してまいりたいと考えております。

次のページをごらんください。

永国寺キャンパス地域連携棟の1階の図面でございます。センターのスペースを青色部分でお示しをいたしております。このほか真ん中上段でございます地域開放教室を県立大学からお借りして、研修講座等を行うこととしております。

なお、来年度も引き続き県内の高等教育機関や経済団体などの関係者で具体的な運営方法等の協議を行うこととしておりまして、平成27年4月のオープンに向けて必要な準備を進めてまいりたいと考えております。

以上が文化推進課の平成26年度当初予算案の概要でございます。

総額は27億3,222万1,000円、対前年度当初比で約92%の増となっております。

続きまして、平成25年度の補正予算案につきまして御説明をいたします。

資料番号④、議案説明書の補正予算の97ページをお願いしたいと思います。

右側の説明の欄でございます。

まず、1の文化推進費でございます。病産休代替臨時職員経費に不用が生じたことにより減額となったものでございます。

次に、2の山内家資料保存事業費でございます。墓所調査等委託料は、入札の結果、減

額となったものでございます。

次に、3の文化施設管理運営費でございます。県立文化施設の維持修繕費の入札減や石元泰博氏の写真作品の利活用を検討する委員会経費に不用が生じたことにより減額となったものでございます。

次に、4の文化施設改修事業費でございますが、美術館改修工事請負費は、空調設備改修工事の入札減、次の歴史民俗資料館改修工事請負費は、収蔵庫予備室を収蔵庫として使用するための改修工事につきまして、当初設計委託と改修工事請負費により施工予定だったところを、プロポーザルにより設計と改修工事を一括して委託することとなったため、経費が縮減されたことによる減額でございます。

次に、5の新資料館整備事業費でございます。先ほど御説明いたしましたとおり、新資料館の建設が平成26年度となったことによりまして、本年度の予算を減額するものでございます。

99ページでございます。

繰越明細書でございますが、文化施設改修事業費で、美術館の空調設備等の改修工事2件及び歴史民俗資料館の雨漏り修繕工事において、計画調整に日時を要したため繰り越しを行うものでございます。また、新資料館整備事業費で、新資料館建設地の仮囲いの期間延長が必要となったため繰り越しを行うものでございます。

次に、債務負担行為の変更でございます。6月議会においてお認めをいただきました県民文化ホール管理運営委託料について、消費税法の一部改正等及び昨年7月以降実施の電気料金の値上げ分への対応としまして、支出予定額を2,700万円余り増額をいたしまして、5億8,912万5,000円に変更するものでございます。

以上が平成25年度補正予算案の内容でございます。

次に、条例その他議案の説明をさせていただきます。

資料No.⑥の議案説明書、条例その他の7ページをお開きください。

3つ目の議案説明、高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。

消費税法の一部改正等を考慮しまして、県民文化ホールの利用料金並びに入場料及び使用料の額に、引き上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をするものでございます。

あわせて、県民文化ホールの多目的室の名称変更と部屋の追加がございます。資料233ページの新旧対照表の下でございます。多目的室の欄をごらんください。右が旧、左が新となっております。多目的の番号を頭に表記して呼びやすく名称を改正するとともに、234ページの表の一番下でございます第11多目的室を追加しております。これは1階の交流スペースの奥にごさいました予備室を多目的室として貸し出すために追加するもの

でございます。

以上で文化推進課の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

◎**浜田委員長** それでは、質疑を行います。

◎**西内（隆）副委員長** 四国霊場開創1200年の事業についてなんですけども、展示構成については、例えば他県なんかはどのような内容かというのは、出そろってたりしてますかね。

◎**澤田文化推進課長** 今の学芸員が集まったの検討部会を設けて検討中でございますけれども、資料の全体のまずお借りできるものかどうかという確認作業をしているところでございます。全体の構成については、まだかちっと決まった形でお示しできる段階ではございません。

◎**西内（隆）副委員長** 他県と余りかぶっても仕方ないんで、それはちょっと注意したほうがいいんじゃないのかなというのが1点と、もう一点は、この構成内容について、県が直接こうしなさい、ああしなさいということはできんのでしょうけども、もしできるようやったら、もうちょっと真言宗の哲学について触れるような中身にすべきじゃないのかなと思うんですよ。タイトル見る限りは、空海その人とその時代みたいな感じと、霊地四国、それから四国遍路の形成と定着と展開、土佐の霊場、祈りの文化財って、直接真言宗の中身には踏み込んでないんですよね。でも、この遍路道自体が今日まで残った理由には、それに対する信仰といいますか、真言宗そのものが評価されてきたというバックグラウンドがあってのことですんで、そこに触れずに展示をするというのが、仏像をつくったけども魂入れてないような感じに私は気がしますんで、ちょっとそのあたり検討できんものか、御相談いただければと思います。これは要望です。もし御答弁いただけるようでしたら、お願いします。

◎**澤田文化推進課長** 今回県がこうした形で展覧会をしようということにつきましては、四国の遍路文化としての側面、文化の側面からやはりスポットを当てて紹介しようということでございまして、中身につきましては、ちょっと歴史民俗資料館の学芸員とでいろいろ、これまでの経緯も含めて練り込みをしているところでございますんで、どういう形で御紹介できるかというところはもう少し練っていきたいと思いますけれども、基本的に文化行政の側面からの紹介になろうかと考えております。

◎**金子委員** 新資料館の入札、6月議会で提案というお話ですけども、心配されるのは今の物価上昇、単価、労務資材、これが急激な形で上がって、復興震災品不足とかいう形で、この20カ月を超すような大型工事の場合ね、途中で単価アップが今のままでいくとかなり値上がりすると思うんですよね。そうしたときに、例えば10%以上上がったら、その上昇分を物価のスライド方式にするとか、いろんな方法があると思いますし、6月に議会での議決をやって、その後も状況変化がなかったらそのまま完成するとしたときに、単価

上がった分、業者からいったらどっかで利益出さにかいかわけですね。そしたら、品質確保が下請、孫請の支払いを踏まえて、品質管理が非常に問題になってくるわけですね。その辺をやはり土木部や他県の事例も踏まえて、スライド方式を用いるかどうかという条件がないと、また入札に応じる業者もまたそういう提案があるかもわかりません。その辺の検討をしようという方がいいと思いますが、ちょっとお考えを。

◎澤田文化推進課長 もちろんできるだけ発注時点で実勢の価格の反映とかが行っていきますけれども、契約後の資材や労務単価の変動に対するスライド条項の適用につきましては、土木部の取り扱いに沿ってやっていきたいと考えております。

◎金子委員 それを検討されるということですね。

◎澤田文化推進課長 土木部の取り扱いをまずは注視して対応していきたいと考えております。

◎金子委員 土木部がそういうスライド制を検討してないとなったときに、大型工事がいっぱい土木もそのほか今詰まっちゃうわけですね。そういう中でどうするかをぜひまたあわせて協議をしておいていただく。これは必然的に上がるものはやっぱり契約上は見ないかん考え方があると思うですよ。それを業者負担でやるともう品質を落とすことが考えられますので、これだけの大型公共物をつらねたものに仕上げさせていただく形で、ぜひその辺を各部局と協議をしておいて、後で問題が発生しないように対応をお願いします。

◎上田委員 資料館の関連ですが、先ほど課長から、これまで契約が不調に終わって、十分な工期の確保と、もう一点、技能労働者の確保というお話ありましたが、今特に建築の工事で、大規模に当たる工事で、県内でもかなりの工期延長があってます。特に、免震工法の場合にいわゆる技術的な分で具体的にそういうお話を聞きますが、そのあたり始まってからですが、結構現場と連携とらないと日々変わりますので、それをちょっと検討されることを要請しておきます。

それともう一点、この総事業費の比較で用地関係で、計画と2億円強差がありますが、これは私が承知してるのは、双方が不動産鑑定をとって協議してると思いますが、何か要因があったんですかね。

◎澤田文化推進課長 地価の下落がございました。経済的な要因とかもあろうかと思いますが、すけれども、地価が全体的に下落をしまして、当初見込んでおった額よりもかなり下がったということがございます。

◎塚地委員 関連というか、新資料館の建設にかかわって、物価高騰、人材不足の今後の見通しですが、それ難しいかもしれないんですけども、やっぱり一定のどこらあたりでピークが来て、その後一定落ちつくようになっていくもんかという一定の見通しみたいなものは何か持って、土木部のほうもどんな感じが聞いてませんか。

◎澤田文化推進課長 土木部とも協議をしておりますけれども、まだ震災復興の状況と

か、為替の状況とか、いろいろ見ている中では、少しまだ今の段階で見通せる状況ではないと聞いております。

◎塚地委員 ある意味6億円程度が新たに県民にとってみると負担増という形になるわけですね。できる限り県民負担もなくしていくという考え方に立ったときに、例えば大学みたいに開校がいつまでと日切りされているものについてはつくる必要は絶対ある。でも、こういうものについて、少しおくらせる見通しができるもんなら、おくらせるという英断もあるのではないかという議論もやっぱり県民の中にはあるんですけども、例えばそうすることによってどんな影響が出るか。今回不調に終わっている段階で、新たに契約を先に送ることになると、確かに開館が何年かおくれる可能性はあるかもしれないけれども、それが県政にとってどういう影響があるかということが具体的にあればちょっと教えていただきたい。

◎澤田文化推進課長 今回の資料を保管しております山内家の宝物資料館の状況といいますと、かなり老朽化も進んでおりまして、なかなか十分な保管の状況と言えるかというのと、資料の多さもございますので、保存状態をよくするためには急がなければいけない状況だと考えております。

◎岡崎文化生活部長 今課長が言いましたように、この新資料館、山内家宝物資料館どうするかという長い間の議論で、もうここに来て非常に保存に影響があるというのと、それからもう一つ、契約をおくらすことによって、本当に負担が下がるのかというところがあります。本当に先に送れば価格は下がるという保証はないところもありますので、私ども土木部と随分議論をしてやってきた中で、そのときのベストの選択としてやはり待てばもっと下落するというところがない、その2つがありますので、やはり26年度に計上して進めていきたいと判断をしておるところでございます。

◎土森委員 四国霊場1200年、非常に歴史に残る大イベントになると思うんですよ。4県それぞれ時期ずらして開催するわけですね。そうなりますと、これは四国島内外全国に向けてのやっぱり宣伝をしていく必要があると思いますね。これはメディアに対してどういうふうな宣伝をして、メディア利用というのは非常に効果がありましてね。

◎澤田文化推進課長 今4県の連携の中でも、できるだけ共同してのPRも考えていこうということで調整をしているところでございますが、資料のほうに少し記載をさせていただきました。メディアへのその広報活動も、テレビのCMとかいうようなことも考えられる。また、メディアだけじゃなくて、やはり旅行会社に対して直接的にやっぱり送客してもらおう、そういう方面にも力を入れていきたいと考えておりまして、今観光サイドと一緒にその辺かなりPRをしていくように協議をしているところでございます。

◎土森委員 目的が遍路文化と空海への理解を深めてもらうということというふうに思いますが、また今言われたように、観光振興部とそれから観光関連団体、四国のこれ協力し

てやっているとは思いますが、お客さんが高知に入ってきてくれると、そしてこういう歴史的なイベントというのは少ないんですよ、今まで見てね。だから、とても注目をされていると思いますね。こういう四国連携、各県の観光振興部らしきものがあると思いますが、それから観光関係の団体もそれぞれさまざまあると思います。そういうところの組織体系というのはできてるわけですか、この取り組みについて、4県で共同で。

◎澤田文化推進課長 四国の観光誘客に対する組織としては、この展覧会とは別途、四国霊場開創1200年の協議会ができております。そのところでも観光を中心にしてPRをやっているということなので話を進めております。

◎土森委員 それもしっかりやってほしいと思いますね。それと、大量輸送ということも考えないけませんね。そうなりますと、当然鉄道、JRの利用、このJR含めた組織体系というのは当然やっていく必要があるし、それから乗客を運ぶということですから、恐らくお遍路さんで歩いてくるかもわかりませんが、集団移動ができるようなシステムを考えておく必要があると思いますよ。これをやることによって集客というのはどんどん違ってくると思います。以前JRにNHKの大河ドラマをやるときにお願いをしたことがあるんですけども、遅過ぎたと、龍馬伝の前するとき、何でもっと早く声をかけてくれなかったのと社長に言われまして、JRとしても経営を考えたら、物すごいこれは活用ができることになってくると思いますよ。力が入ります、JR四国は。そういうことも含め、JRということになりますと、四国だけやなしに、他のJR株式会社との連携もとれてくるわけですよ。そっちのほうにもぜひその協議会なるものと一緒になって対応していくことが必要でありますので、そこまでお考えですか。

◎澤田文化推進課長 中心的には観光振興部が入って推進してるんですけども、四国の中で四国ツーリズム創造機構というところがございます。それが高松にその協議会も持って、事務局を持ってありますけれども、県も職員をそこに派遣して実施を、推進をしているところがございます、そこにはそうした旅行業関係の皆さんとのパイプもしっかりつくって推進をする体制を整えておりますので、かなりの集客を見込んで推進ができていくものと考えております。

◎土森委員 落ち度がないようにね。それと、4県が開催する時期をずらしてますから、当然開催する県は観光客が来ると思いますよ。愛媛県と高知県ちょっとダブってますがね。この愛媛県と高知県のそのダブった期間をどう活用していくかという、これまさに2県で連携ですよ。そういうふうなことも含めて、当然当部は文化を振興していく、進めていくところですから、ここだけでは取り組みはなかなか難しいと思いますので、さっき言ったように、全ての都市が協力し合いながらやっていけるような体制で取り組んでほしい。ただ、これ開催が済んだ県、例えば高知県が一番早いですよね。済んだときにじゃどうするかという、そこも観光振興部とやっておく。美術館でこれやるだけではなし

に、入ってきたら当然高知県のようなところは観光地が多いわけですから、そっちに流れていくと思いますよ、起点にしてね、反対もあるかもわかりません。そういうことを含めながら、高知県の経済にプラスになるような対応をしていってもらいたい。よろしく頼みますね。

それと1つ、僕前に質問に取り上げましたけど、山内家の墓地、これは貴重な歴史資源ですわ。夫婦墓というのはもう山内家しかありません。ですから、その墓を、これ文化庁が保管管理をするという方向になってますが、これ委託して、26年度も委託料入ってますよね。この見通しはどうなります。

◎澤田文化推進課長 基本的な調査は一応終えまして、報告書をまとめるところになっています。その報告書ができましたら、27年度には文化庁にそのデータを添えて申請を行いまして、27年度内に史跡としての認定をいただくように考えているところでございます。その後、保存管理のための計画づくりとか、その後の作業としていろいろ発生してくると考えています。

◎土森委員 まあ大分かかりますね。その見通しは。

◎澤田文化推進課長 一応文化庁とのやりとりというのは、随時協議を重ねながらしっかりできるだけ早くそういう史跡指定という形で進めるように頑張ってまいりたいと考えております。

◎土森委員 山内家を支えた重鎮のお墓が筆山の登山道のところにずっとあります。けど、管理する人がほとんどおらん状態で、お墓が倒れたり、もう本当に見るからにお気の毒なお墓がいっぱいです。一度見に行ってみてください。そしたら、あそこ上がるときに、笑い話じゃないですよ、本当に一人で1回上がりました。昼ですよ、背筋が寒くなりましたね、もう体が動けんような状態になって、それで困ったなと思いながら、もう動けんもんですわ、上から人がおりてきて、それで我に返った状態がありました。僕だけか思ったらそうじゃない。ですから、せっかく夫婦墓があつて、その周囲、山内家を支えた重鎮のお墓です。これ一度文化生活部で視察に行つて調査してみてください、部長初め。これは立派な、ちょっと修理したら立派なもんになると思いますが、これは文化庁というわけにいきませんので、県が山内家と協力、山内家になるのか、どうなんでしょうね、管理する人がいない墓もようけありますんで、それ一回調査してみたらどうでしょうね。

◎岡崎文化生活部長 調査ということですけど、史跡にするから山内家のお墓をやつてるので、お墓というのはやっぱり一般的には個人のお墓という印象が強いので、それを公開も目的にした、どの範囲でできるかという非常に難しい問題があります。やっぱり個人の資産と捉えられがちでございます。ただ、山内家の墓所をどうして文化にするかという、委員がおっしゃるような非常に文化的価値が高くて、後世に残さなければいけないようなところもありますので、そういったところで個人のお墓であっても文化的に何ぼのも

んにするという、その整理が必要でございます。一度私も見には行きますが、その辺で文化庁としても、やっぱりお墓に対しての線引きは結構ありますので、そこはお話し合いしてどこができるのかというのは、結構慎重にやっていかなければいけないところになるかなという思いは持っております。

◎土森委員 文化庁が管理せえ言うても無理ですわ、当然無理ですわ。じゃ県としてこういうところがあるねと、一回見に行くということですから、ぜひ見てきてください。いい遊歩道ですよ、その周囲にありますから。

◎浜田委員長 関連ですけども、開創1200年、ちょうど東部博、名前がインパクトがないというような新聞記事が出て、ひょっとしたら変わるかもわかりません。今のところ東部博ということで、そのイベント的な要素もあると思うんですよね。ですから、時期がちょうど暑い時期で、歩く遍路というようなことにはなかなか暑い中でつながっていかん部分はあると思いますけども、例えば徳島県から東部へ呼び込むときがちょうど涼しい時期ですので、そうなる徳島県の薬王寺から室戸の最御崎寺の間は全然ないんです。ですから、お遍路さんの歩けんというところの一番難所の地域があの日和佐から室戸岬まで、この間を何とか仕掛けをしたいなと我々も考えてるんですけども、この涼しゅうなった時期にぜひこの日和佐から歩き遍路、あるいはマラソンでもいいですし、自転車のバイクレースなんかでもいいでしょうし、こんなことも考えてみたらどうかなと思っているところで、ぜひとも観光振興部とも連携をしますということですので、ひとつアイデアも出していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

(な し)

◎浜田委員長 なければ、以上で文化推進課を終わります。

ここで、20分間休憩といたします。再開時刻は午後3時40分といたします。

(休憩 15時18分～15時40分)

◎浜田委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

〈国際交流課〉

◎浜田委員長 次に、国際交流課の説明を求めます。

◎有澤国際交流課長 まず、平成26年度の当初予算案について御説明をさせていただきます。

お手元の資料No.②議案説明書当初予算の206ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、歳入でございます。

当課で所管しております旅券、パスポートの交付手数料といたしまして、2,000万円余りを歳入として見込んでおります。この歳入は後ほど歳出で御説明をいたします、渡航事務費の財源に充てております。

なお、平成25年1月から12月まで、昨年のパスポート発行件数につきましては、1万102件ということでございまして、前年に比べまして2,495件、19.8%の減少ということになっております。外務省によりますと、円安による渡航費の上昇などに伴いまして、全国的にも交付数が減少傾向にあるとのことでございますので、25年度予算と比較しまして約200万円の減少ということがかたく見込んでおるところでございます。

次に、207ページの歳出をお願いをいたします。

国際交流課では、国際交流の総合的な推進を施策の柱といたしまして業務に取り組んでおり、説明欄の項目に従いまして、主な内容を順次御説明をさせていただきます。

1の人件費は、国際交流課7名、派遣職員1名、合わせて8名の職員給与でございます。

2の地域国際化推進事業費でございます。この事業は地域における県民参加の国際交流を推進するものでございます。外国青年傷害保険等負担金につきましては、国際交流課に配置しております3名の国際交流員の傷害保険や新規招致に係る旅費などの負担金でございます。

次の自治体国際化協会等負担金につきましては、国際交流員などのあっせん、派遣、海外事務所の運営などを通じて、地域の国際化の推進を支援するために、地方自治体の共同組織として設立されております自治体国際化協会への負担金や、国際交流員などの招致事業に係る会費でございます。国際交流員及び外国語指導助手支援につきましては、市町村への配置を含めまして、平成26年度につきましては101名の配置を予定をしておるところでございます。

続きまして、高知県国際交流協会運営費補助金でございます。地域における県民参加の国際交流を推進しますため、県民主体の国際交流協力活動の推進や、民間の国際交流団体の育成支援、在住外国人のサポートなどに取り組みます公益財団法人高知県国際交流協会の運営に対しまして助成を行うものでございます。この中では、南海トラフ地震対策といたしまして、災害時要支援者として位置づけられております外国人の被害の軽減や被災時の支援を図りますため、新装丁に基づきます啓発パンフレットの作成や災害用携帯カードの増刷、そしてこれらを活用いたしました外国人対象の講習会の開催などに取り組むこととしております。

事務費につきましては、国際交流課に配置しております英語圏、中国、韓国の3名の国際交流員の人件費や活動費などがございます。

続きまして、3の国際交流推進事業費でございます。中国、安徽省や韓国、全羅南道、フィリピン、ベンゲット州といった海外の自治体や中南米等の県人移住地とのさまざまな交流をさらに深めてまいりますとともに、庁内の関係各部署が進めております海外展開事業の支援を行ってまいりたいと考えております。パネル作製委託料がございます。アメリ

カ、ロサンジェルスの日系の量販店で産業振興推進部が行う予定の県産品のテストマーケティング及び物産展に合わせまして、南カリフォルニア高知県人会創立105周年を記念をいたしまして、県人の移住の歴史やジョン万次郎の功績など、高知県とアメリカのつながりを紹介するパネル展を行うためのものがございます。これによりまして、県人会との関係のさらなる強化を図りますとともに、物産展などへの集客増加とロサンジェルスにおける県産品などの認知向上を支援してまいりたいと考えております。

事務費につきましては、26年度は中国、安徽省との友好提携の締結から20周年という節目の年を迎えますことから、これを記念した訪問団の相互派遣などに要します事務費、先ほど申し上げました南カリフォルニアや中南米の県人移住地で産業部局が取り組むこととしております海外展開事業の支援を行いますための当課の事務費でございます。

続きまして、4の国際協力推進事業費でございます。この事業は、海外の交流提携自治体や中南米移住地からの研修生を受け入れまして、地方自治体としての国際協力を進めますとともに、研修先や地域におきまして、県民の皆様と交流をすることを通じまして、地域の国際化に役立てるものがございます。

次に、208ページをお願いいたします。

海外技術協力推進事業委託料でございます。ブラジル、パラグアイ、アルゼンチンから4名、交流提携自治体のフィリピン、ベンゲット州から1名を、県内の試験研究機関や民間企業に受け入れますのに伴いまして、研修員の受け入れや来日後の生活面を含めましたさまざまな支援を高知県国際交流協会に委託をするものがございます。

次に、5の渡航事務費でございます。これは旅券法に基づきます一般旅券の発給申請書の受理や旅券の交付などに要する事務費でございます。旅券発給業務委託料につきましては、窓口業務などを民間企業にアウトソーシングをするもので、債務負担行為の議決をいただいております平成26年4月から5年間の履行期間のうちの平成26年度分を現年化するものがございます。

なお、委託の相手方の選定に関しましては、昨年12月県議会の当委員会で御説明をし、御了解をいただいておりますとおり、条件付きの公募型プロポーザルを12月下旬から行いまして、2月4日に県内事業者4社の提案をいただきまして、その提案につきまして審査委員会で審査をいただいた結果、土佐電気鉄道株式会社が1位となりましたことから、委託の相手方とさせていただきます。

以上が国際交流課の26年度の当初予算案でございます。

総額は1億6,134万2,000円、対前年度当初比で約13.1%の増額ということでございます。

続きまして、平成25年度2月補正予算案につきまして御説明をさせていただきます。

資料No.④議案説明書補正予算の100ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、100万円以上の不用が見込まれますものにつきまして減額をお願いをするものでございます。

まず、説明欄の1の地域国際化推進事業費でございます。国際交流協会への補助金につきまして、人件費や事務費の削減に努めたことにより不用が見込まれますことから減額をするものでございます。

続きまして、2の国際協力推進事業費でございます。海外技術協力推進事業委託料でございますけれども、中南米の県人移住地から計4名の研修員を受け入れる経費を計上しておりましたけれども、1名減ということでございまして、航空運賃や滞在費等が不用になったこと、またフィリピン、ベンゲット州からの受け入れ研修員の滞在費等に不用額が生じたため減額を行うものでございます。

続きまして、条例その他議案について御説明をさせていただきます。

お手元の資料No.⑥議案説明書、条例その他の2ページをお願いいたします。

一番下にあります高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県立自然公園条例の一部を改正する条例議案についてでございます。

この条例議案につきましては、知事の権限に属する事務の市町村への権限移譲に関する改正を行おうとするもので、幾つか改正がございますけれども、旅券法に基づく事務の移譲につきまして、所管の国際交流課から御説明をさせていただくものでございます。

改正内容につきましては、資料No.⑤議案条例その他の12ページをお願いいたします。表の中ほどから少し下でございますけれども、新たに第32項といたしまして、旅券法関係の移譲事務を加える改正となっております。片仮名のアからナで列挙をさせていただいておりますけれども、このアからナまでに掲げる事務を表の右の欄にありますとおり、東洋町と津野町に移譲をしようとするものでございます。

施行日につきましては、14ページのほうに附則がございます。附則の1、施行期日の規定の第3号にありますとおり、ことしの10月1日からとしております。移譲する事務に必要な機械が受注生産のため、発注から設置までに3カ月程度必要であること、また事務に習熟をしていただくための研修など、移譲に向けましたさまざまな準備を4月から計画的に進めていきますために、この2月議会での条例改正をお願いするものでございます。

移譲する事務の内容などにつきまして、お手元の文化生活部の見出しがついております議案参考資料、国際交流課の赤いインデックスがついたページで少し補足説明をさせていただきます。

旅券事務につきましては、全国的にも市町村への権限移譲が進んでおりまして、既に29の都道府県におきまして移譲が行われている状況にあります。こうした状況を踏まえまして、1にありますとおり、住民サービスの向上、すなわち住民にとりましてより身近な市町村の窓口で旅券の申請、交付が可能となり、県の窓口までの移動に係る住民コストが

低減できること、また県の幡多窓口は週に3日、安芸と須崎は週1日の開設としておりまして、今後は役場が開いている日時に手続きができて、利便性が大きく向上することから、移譲を行うものでございます。

次の2に、移譲する事務を整理しております。アからナまで21の事務がございますが、大別をしますと、右側の事務の内容欄に記載しておりますとおり、旅券の発給申請の受理、交付、記載事項変更に伴う申請の受理、交付、増補の申請の受理、紛失、焼失の届け出の受理、返納の受理、そしてこれらに付随をいたします本人確認などの窓口の事務でございます。

一方、次の3に移譲せず引き続き県で行う事務を整理をしております。一番上の旅券の作成につきましては、外務省から貸与をされております専用の機械を事実上市町村にまで設置することが困難であることから県で行う。また、旅券法第13条関係の刑罰等記載欄に該当があります申請につきましては、発給に当たりまして、外務省と密接に連携した事務処理が必要であるためでございます。これらの移譲しない事務につきましては、別途施行規則を定めることとさせていただきます。

国際交流課の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎**浜田委員長** 質疑を行います。

◎**土森委員** 安徽省との交流は20周年を迎えるわけですが、今日本と中国は友好的な状況ではない、国際的にね。そんな状況下の中で、これ時期をまだ決められるような状態じゃないんでしょ、向こうの状況がどうか調査もする必要もあるしね。

◎**有澤国際交流課長** 実は昨年11月に、事務協議ということで、私も安徽省のほうへ行きました。向こうの友好都市省と協議をいたしまして、お互い前向きに20周年の事業を進めていこうということで話をしております。時期につきましては、私ども庁内のほうでどの時期がいいだろうかということをいろいろ検討した結果、今のところ7月の下旬が一番適切ではないかということで、関係の団体の皆様にも御連絡を申し上げている状況でございます。ただ、そうはいいまして、受け入れ先、安徽省の事情もございますので、そこら辺は予算が成立してから、安徽省側と十分な調整をして詰めていきたいというふうに考えております。

◎**土森委員** 中国政府がちょっと日本の政府とは形態が違うわけですから、上から下までしっかり連携とってやってるわけで、その辺は慎重に対応せんと国際間の問題になる可能性はないとしても、地方と地方ですからね。これやってもらってないと、議連のほうも困りまして、これ実はまだ議連のほうでもどうするかはよう審議をしません。方向が決まってから協議をしようかと思ってますけど、その辺しっかり安徽省が政府側とどういうふうにするのか、それを注視しながら見て検討してみてください。どうですか。

◎**有澤国際交流課長** 20周年の大事な節目の年の訪問でございますので、安徽省サイドと

十分に調整をさせていただいて、また御相談もさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

◎金子委員 ちょっと所管課が違うかもわかりませんが、台湾のランタン祭り、課長も御存じだと思いますけど、数万人規模の集まりで、その中で高知鳴子踊り、よさこいチームがもうナンバーワンなんです。観客なんかもじっと見詰めるぐらいのすごい踊りを披露していただきまして、そのときに残念ながら25名ぐらいの参加で、まとまりがもう倍ぐらいあったらすごいなと感じるわけですが、2月議会の予算委員会でも西森（潮）議員からも御質問があったところですが、この高知県国際交流運営費補助、この中にはそういうものは含まれないわけですか、そういうよさこい祭りの支援に対して。

◎有澤国際交流課長 国際交流協会の補助金の中で、民間の国際交流団体に補助をする制度がございます。その中では、台湾のランタン祭りではございませんけれども、グアムでよさこいの交流をされてる団体もございまして、そういうところには助成をさせていただいていることはございますけれども、台湾に関して言いますと、国も経済とか実務的な関係という位置づけでございまして、観光振興部のほうでランタン祭りはよさこいも派遣して盛り上げているところがございますけれども、文化生活部、国際交流課のほうでは台湾に関する予算は現状はとってはいないところでございます。

◎金子委員 委員会が違いますので、横断的な連絡で、台湾、本当に親日派で、派遣することによって台湾からも高知へ踊り子隊が来る、観光、そういう非常に効果のある友好な国ですので、土木部、観光振興部とも連絡をとるようにしていただきたい。踊り子隊が会社休んで、自費で行ってくれということはなかなか言えんですよね。それを幾らか、高知県の国際交流、観光の上でも非常に貢献度の高い踊り子隊だと思いますので、ぜひ前向きに議論していただきたいと思っておりますのと、それともう一点、非常に細かい話で失礼ですけど、パスポートを発行していただくときに、写真撮影が非常に窮屈で、私はでっかい顔ですけど、写真入らんわけですよ。押しつけてやってもなかなか入らんというね。それから、小さい人が来たら、椅子を持ってこんといけん。大きい人が来たら入れんというね、もう少しね、県民サービスや思うて、細かい質問で済みますけれども、そこをちょっと目つけちょっといただきたいです。

◎有澤国際交流課長 県庁のパスポートの窓口に設置しておりますパスポートの写真撮影の機械のことでございますけれども、付加的委託を業者にしておりまして、その付加的サービスということで設置をいただいております。お話がありましたことにつきましては、委託事業者のほうにも伝えて、改善できるところは改善をしていただけるように話もしていきたいというふうに考えております。

◎金子委員 県民が喜ぶものがサービスなんで、あそこは本当にいろんな人が訪れるけん

ど、みんな苦勞しよりますよ。そういうことも踏まえて、もう撤去してほかで写真持ってこいとするのか、気持ちよくサービス受けれるのかと、そういうことでぜひ検討、助言をいただきたいと思います。要望です、これは。

◎土森委員 昨年我々自民党の県議団でベトナムへ行きました。日本とベトナムは非常に友好的で、そして高知県の企業が、土佐電子を初め、いろいろ行ってまして、高知県の建設業界だとか、そういうところへ研修生をどんどん受け入れています。それから、一般の零細・中小企業もベトナムから研修生を受け入れていますよ。その人たちとも向こうで会っていろいろ話をしたんですが、今ベトナムと高知県、ぜひ友好提携のようなものを結んだらどうかという話もいただきまして、それくらいもう交流がありますね、今ね。中国より今あるがやないのかね、PM2.5もあるし、本当そっちをちょっと研究してみたらどうかかなという思いで帰ってきました。僕もベトナム4回行きましたが、本当に日本人的な浪花節魂があるらしいですよ。それで、高知県の企業が行っても物すごい成果を上げてましてやっています。もう今ね、政治も安定してまして、ベトナム、そういう取り組みをやったらどうかと思いますがね、ベトナムに目を向けるお考えはありませんか。

◎有澤国際交流課長 これから海外へ例えば経済的に進出をするときには、やはり東南アジアが非常に大きなターゲットでありマーケットだろうと考えております。非常にASEAN諸国は経済的に高度な経済成長を続けておりまして、その中の一つにベトナムもあるんだらうと考えているところでございます。実際にベトナムに進出をして、あるものを売りたいという会社といろいろ私も話しながら、例えば国のお金を取って、リスクを抑えた形で進出できないか、そういった協議もしておるところでございますので、ベトナムに限らず東南アジアに進出したい企業は県下にもいらっしゃるんだらうと。そういった中で、どういった形で今後高知県との関係が東南アジアの国々との間で形づくられていくのか、そこら辺も十分に踏まえながら、検討もさせていただきたいと考えておるところでございます。

◎土森委員 ぜひ頑張っていたいただきたいと思いますが、あそこはもう一番平均年齢の低いところで、平均30代ですわ。こんな国はありませんので、今ね。ですから、非常に将来的に有望な国にならうと思いますんで、ぜひ頑張ってください。

◎佐竹委員 有澤課長に一言言うちょかないかんが、安徽省との友好20周年ということで、10周年のときに県立美術館長の鍵岡さんと安徽省へ行って、ほんであそこの博物館の名品をうちへ運んできて、大々的に活用させていただいて、政府のバックアップもいただいて、そういう思い入れもありますから、安徽省とうまく連携して頑張っていたいただきたいなというふうに思っています。

それと、金子委員も言っていたけど、本会議のときも観光客が407万人を超えてこれからふやしていくのに、やっぱり国際観光を一つの柱に観光振興部は据えてやるようなこと

でありましたけども、部長の答弁を見ても、やっぱりお話が出てた台湾とか、それから中国は若干ぎくしゃくしてるからあるとしても、可能な範囲内で、それから韓国ね、そういうところと連携しながら国際交流協会はやっぱり存在感を発揮するようにね、よく話し合っていて、近くのお隣同士だからね、役割を果たしていくようにねと思うんだけど、その辺り話し合いはしよらんかね。

◎有澤国際交流課長 1点目の中国の20周年の関係につきましては、県だけではなくて、民間の団体も含めましてさまざまな交流がこれまでも実績としてはございますので、そういう交流をさらに発展させていくという視点で進めていきたいと考えております。

あと観光との連携ということでは、やはり私も産業交流の支援を一応柱として立てて取り組んでおります。なかなか例えばランタン祭り行きますよというときに、それが私ども国際交流課の予算として取れるかどうかというところもございまして、今現状を申し上げますと、観光振興部の予算でついているような状況でございますけれども、日常的に観光振興部、国際観光の担当とは話をしながら、例えば受け入れのときには私ども国際交流員3名いますので、おもてなしをする観点で、その通訳は全面的に協力もさせていただいてると、そういうことで日常的には常に観光振興部とは、課が前後で隣り合わせでありますので、そういう意味では非常に話しやすい状況の中で、お互いが求める、お互いのニーズに沿った形での協力を進めているところでございます。

◎佐竹委員 委員会が違ふとかどうとかいう縦割り主義で余り考えずに、高知県としてやっぱりうまいこと連携してやれるところはやって、交流発展のために取り組んでほしいと思います。答弁は要りませんから、頑張ってください。

◎塚地委員 各大学に留学生がおいででると思うんですけれども、学内交流だけでなく、地域交流が結構大事だと思うんですけれど、その地域交流をやるときに、国際交流協会のほうで、例えば地域交流の事業に対する補助制度みたいなものが使い勝手がよく、結構競争もあって、そこらあたりがもう少し細やかな事業にも使えるようなものだといいなというようなことが地域からも声が出てたりするんですけれども、今予算上で例えばそういう交流会をやるというので、今国際交流協会のほうの予算で十分な状況なのか、申請はしたけど、なかなかうまいこといただけなかったんですよという声があるかどうかというあたりはつかまれてないですかね。

◎有澤国際交流課長 予算規模的には大体民間の国際交流団体の助成ということでは、その実績等も見まして、大体年間75万円、1団体大体15万円としますと5団体、去年は6団体交付をされたと聞いておりますけれども、使い勝手という意味では、例えば少額の5万円とかいう事業でも今年度採択になってる事業もございまして、それはもうその事業ケース・バイ・ケースでいろいろ、事業計画書等を出していただく必要がございますけれども、その内容を精査した中で採択は決まっていくと聞いておりますので、その中で応募をされ

たけれども、採択にならなかったケースも当然そういう形で計画書いただいて審査をしてということですので生じてきますけれども、今までの実績を見て、予算的には積んでいるということで御理解をいただければと思います。

◎塚地委員 大いに広げていくという点で、予算規模、今申請されたところはやってくださいよというぐらいに増額はできていただければいいんじゃないかなということもあるので、その応募自体もなかなか余り知らされていないんですよ、そういうことで使えるようなことも余り伝わってない部分もあるなということを私も思ったんで、ぜひそういう事業にも使えますという広報ですね、地域との交流会ですとかいうようなことも、国際交流協会のほうでこういう補助制度がありますよということのアピールみたいなものもぜひしていただけたらなというふうに思っておりますんで、それをお伝えいただけたらなと思います。

それと、小さいことなんですけど、旅券の関係を権限移譲したときに、例えば予算措置も何か伴ってきちんと行くたてりになっているわけですかね。

◎有澤国際交流課長 当然、県から市町村に事務が移るわけでございますので、一定の計算式でもって総務部、市町村振興課のほうで市町村振興交付金を予算措置をしております。それは総務部のほうから説明をされて、予算が積まれているということでございますので、それは一括して総務部でということでございます。

◎浜田委員長 ミクロネシアについては、本会議でも一定前向きな答弁もあったのかなと思いましたが、こちらのほうはどんなんですか。向こうから要請があったらということ。

◎有澤国際交流課長 民間の友好交流協会のほうでさまざまな取り組みをされております。1つは、焼酎、ミクロネシアのタロイモで焼酎をつくりましょうとか、その焼酎自体も一度工業技術センターの御協力をいただいて、試作をして、1月の下旬にミクロネシアの大使が高知にいらっしゃいました。そのときに近々ミクロネシアにお帰りになるということでございましたので、持って帰っていただいて、その味も見ていただき、要は現地で焼酎をつくるというのがポイントでございますので、そこら辺の可能性をミクロネシア連邦のほうで御検討をいただいている。その中で、仮にビジネスとしてやっていこうというお話が出るようであれば、例えば本会議でも答弁をさせていただいたんですけども、技術がやはり、まず人が必要ですよという話が出てまいりますので、そこは私も既存制度の中で研修をしていただける予算もございまして、そういった対応もしていかなければならないだろうと。ただ、相手がある話でございますので、まずはミクロネシア連邦からのお返事を待って対応をしていくことが基本だろうと考えております。

◎浜田委員長 ほかにございませんか。

(な し)

◎浜田委員長 なければ、以上で国際交流課を終わります。

〈まんが・コンテンツ課〉

◎浜田委員長 次に、まんが・コンテンツ課の説明を求めます。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 まんが・コンテンツ課の当初予算の御説明を差し上げます前に、先ほど部長からも御報告いたしました。当課職員が県民の皆様の信頼を損う行為を起こしましたことにつきまして、所属長といたしまして、改めて深くおわびを申し上げます。今後、当課課員一丸となって、全力で信頼回復に取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、お手元の資料②高知県議会定例会議案説明書によりまして、まんが・コンテンツ課の当初予算の概要を御説明いたします。

209ページをごらんください。

歳入の国庫支出金の2,999万5,000円につきましては、文化庁地域発文化芸術創造発信イニシアチブ事業に補助申請を行っている分です。繰入金につきましては、ソーシャルアプリ開発人材育成事業に係る緊急雇用創出臨時特例金です。

歳出の210ページをごらんください。

当課の当初予算は、まんが・コンテンツ費のみとなっております。

それでは、右側の説明欄で御説明いたします。

まず、まんが王国・土佐推進費といたしまして、8,515万円を計上しております。まんが交流事業委託料は、鳥取県と結んでいます。まんが王国友好通商条約に基づいて、鳥取県と高知県の高校生がまんが甲子園交流試合を実施する経費といたしまして69万円を計上しています。25年度は鳥取県が開催いたしました。26年度は秋に本県で開催を予定しております。

次に、まんが王国会議開催委託料は、同じ条約に基づいた対外発信力強化に向けた取り組みといたしまして、25年度に引き続きまして、東京秋葉原で鳥取県と共催のまんが王国会議を開催するに当たり、鳥取県と経費を折半することとしておりまして、当県分の850万円を計上しております。25年度のイベントは、5,000人の集客とインターネットでの生中継を約7万人が視聴するなど、まんが王国・土佐の人気度の向上に大きな効果があったものと考えております。引き続き、26年度もPRを積極的に行い、多くの方に高知への関心を高めて、足を運んでいただくようにしてまいります。

次のまんが王国・土佐推進協議会負担金につきましては、当協議会を主催いたします。まんが甲子園開催経費及びまんが王国・土佐ポータルサイトの更新管理経費、新たなまんがイベントの開催経費と合わせまして6,454万3,000円を計上しております。ことしで23回目となります。まんが甲子園では、海外からの高校生のオープン参加によりまして、漫画を通じた国際交流を行っていこうと考えております。また、昨年9月に開設いたしましたまん

が王国・土佐ポータルサイトにつきましても、より多くの閲覧者を獲得するため、フェイスブックなどを活用して情報拡散をしてもらうよう改善を図ってまいります。

次に、新たな漫画を切り口としたイベントにつきましても、説明資料を構えていますので、文化生活部議案参考資料のまんが・コンテンツ課の赤のインデックスをつけてある1ページをごらんください。

昨年2月に官民協働のまんが王国・土佐推進協議会総会におきまして、まんが王国・土佐に足を運んでもらうソフトを整備していくことが決議され、協議会総会及び2つの部会で検討を重ねてまいりました。イベント名は、仮称ですが、全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐としております。開催目的といたしまして、漫画を貴重な文化資源として位置づけてきたまんが王国・土佐に多くの漫画家を招聘し、まんが文化を語り深めるイベントを開催することで、日本のまんが文化を盛り上げるとともに、まんが王国・土佐の魅力を情報発信するというところで開催していきたいと考えております。日程といたしましては、龍馬マラソンと土佐のおきゃくの間の週に予定しておりまして、2つのイベントと連動したPRを行うなど、2月から3月にかけて高知県で続けて全国的なイベントを行うことで誘客につなげていきたいと考えております。

では、内容案について簡単に御説明いたします。

1日目の土曜日にゲスト漫画家に高知の魅力である自然を満喫していただくイベントを計画しております。現在のところ、釣りをメニューといたしまして、漫画家や一般の方に楽しんでいただく案で検討しております。午後の部では屋内の会場でオープニングセレモニーなど、高知で語ろうまんが文化として、漫画に描かれることが多いテーマを漫画家や作品に関係するゲストとともにさまざまな視点で語って、まんが文化を追求するメニューとしております。今回は開催地高知にちなんで、龍馬をテーマに漫画家やタレント、集客力の高い声優さんに登場していただくステージを考えています。夜は土佐の文化でありますおきゃくで、ゲスト漫画家と参加者で交流していただきます。2日目は、郷土の漫画家による作家対決といったメニューやまんが甲子園に出場したペン児が選んだ好きな漫画家、会いたい漫画家に来ていただき、作画やトークを行っていただくメニューなど、魅力的な内容をつくってきたいと考えております。また、こうしたイベントの開催とともに、高知空港や高知駅、高知市商店街でのにぎわいづくりやおもてなし、土佐のおきゃくと連携したPRによりまして、高知の町全体を盛り上げていきたいと考えております。こうしたことにより、毎年2月にはまんが王国・土佐に漫画家が集まり、多くのまんが好きな方が集まる全国イベントが開催されるようになっていくことで、これまでも夏のまんが甲子園、秋のまんさいやまんが王国会議に加わって、年間を通じてまんが王国・土佐を強力にアピールし、全国の多くのまんがファンが本県を訪れるように取り組んでまいります。

それでは、当初予算説明資料の210ページにお戻りください。

次の追悼式典負担金200万円は、昨年お亡くなりになられましたやなせたかし先生をしのぶ会を4月19日に県民文化ホールで行うに当たり、やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団や県などの6者で経費を等分に負担するものです。このほか事務費といたしまして、首都圏などでのイベントのブース出店やまんが教室の開催経費など941万3,000円を計上しております。

以上のような取り組みを進め、全国にまんが王国・土佐の魅力を情報発信し、交流人口の拡大に努め、漫画を生かした地域活性化に取り組んでまいります。

続きまして、211ページをごらんください。

新たな産業基盤の確立を目指し、コンテンツ産業振興費といたしまして3,235万8,000円を計上しております。

説明資料を構えていますので、文化生活部議案参考資料のまんが・コンテンツ課の赤のインデックスをつけてあります2ページ目をごらんください。

コンテンツビジネスにつきましては、これまで携帯電話でプレーするソーシャルゲームの開発を中心に支援を行ってきまして、ノウハウの蓄積や人材育成、雇用創出及び関連ビジネスの波及という一定の効果が出ております。しかし、スマートフォンの普及などによる状況の変化もあり、ゲームだけでなく、アニメ、キャラクター、アプリなど多様なシーズを生かしたビジネスモデルをつくっていく新たな事業展開も必要となってきました。そこで、26年度はこれまで行った取り組みを拡充し、事業者のニーズの掘り起こしからビジネスプランの策定、開発、販路開拓まで一貫した支援を実施し、新たなコンテンツビジネスとクリエイター活躍の場の創出に取り組んでまいります。

資料の真ん中左のプラン策定を支える仕組みをごらんください。

まず、この支援制度を広く周知する説明会やプラン案の個別聞き取り、さらに県内コンテンツ関連事業者へのアンケート実施によるニーズの掘り起こしを行ってまいります。プラン案を持っている事業者には、事業内容によって選定いたしました首都圏に活躍するコンテンツ分野の専門家によるきめ細やかな支援を行ってまいります。

真ん中左のプラン策定から事業化に向けたまるごと支援として、ビジネスの芽出しから商品の販路開拓、拡大までの支援を行い、多様なビジネスモデルの創出に取り組んでまいります。また、これまでのソーシャルゲーム開発のノウハウを生かし、首都圏大手ゲーム開発会社との協業、あるいは受託を目指した営業の支援やカードデザイン事業の展開など、ゲーム関連ビジネスの定着を図ってまいります。こうした取り組みにより、コンテンツ産業の集積による雇用の創出と若者の定着を目指して取り組んでまいります。

それでは、何度も申しわけありませんが、当初予算説明資料の211ページにお戻りください。

企業支援型地域雇用創造ソーシャルアプリ開発人材育成事業委託料は、国の緊急雇用創出臨時特例基金事業費を活用したプログラマーとデザイナーの育成を県内企業に委託するもので、3名分527万1,000円を計上しております。

次の高知コンテンツビジネス創出育成協議会負担金は、ソーシャルゲームを初めとしたコンテンツビジネスを県内に創出することを目的に、県と四国銀行と高知銀行で設置しております。高知コンテンツビジネス創出育成協議会へ180万4,000円を負担金として計上しております。

次の研究開発事業化支援事業費補助金は、先ほど御説明いたしましたまると支援の中で、新たなコンテンツビジネスプランの事業化を財政的に支援するもので、1,800万円を計上しております。

次の事務費728万3,000円は、クリエイター育成セミナーの講師、コンテンツ専門家の報酬費などとなっております。

平成26年度まんが・コンテンツ課当初予算総額は1億6,762万円で、25年度に比べ3,716万8,000円の増となっております。

職員の給料、手当、共済費を除く事業費は1億1,750万8,000円で、25年度に比べ3,075万4,000円、率で35.5%の増となっております。

続きまして、お手元の資料④高知県議会定例議案説明書補正予算によりまして、補正予算の概要を御説明いたします。

101ページをごらんください。

不用が見込まれるものを減額した結果、1,000万円の減額補正となっております。

コンテンツ産業振興費の研究開発事業化支援事業費補助金につきましては、本年度は1作品の開発となっております、1,000万円が不用となりましたので、減額するものです。

次に、102ページをごらんください。

コンテンツ産業振興費の研究開発事業化支援事業費補助金ですが、25年度コンテスト入賞作品1作品につきまして、審査に時間を要し、事業開始がおくれたため、1作品分1,000万円を繰り越しをすることとしております。

平成26年度当初予算、平成25年度補正予算につきましてもまんが・コンテンツ課の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎**浜田委員長** それでは、質疑を行います。

◎**上田委員** まんが・コンテンツ課が設置されたときに、国際まんがサミット誘致とかというようなことがありましたけど、26年度のこの事業が一つの目玉になろうと思いたすが、予算はどれくらいでやるんですかね。

◎**栗山まんが・コンテンツ課長** このイベントの予算につきましては、3,002万1,000円を

計上しております。

◎上田委員 それで、来年の2月ということで、もう10カ月ぐらいで、結構期間が短く作業が大変かなという気がします、こういうイベントはどっかに委託してやるんですかね。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 まんが王国・土佐の強みを生かすということで、今まで培ってきましたネットワークを活用いたしまして、出版社、漫画家に今協力の依頼を行っているところでございます。4月になりまして、委託業者をプロポーザル方式で選定いたしまして、その委託業者と一緒に取り組んでいきたいというふうに思っております。

◎上田委員 それから、この開催場所は、かるぼーととか、横山隆一先生の記念館がありますよね、それは何か都合がつかなかったとか、そういうこと。文化ホールがいかんというわけやないですけど。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 どうしても観光閑散期の龍馬マラソンと土佐のおきゃくの間に行くということを考えておりまして、そうした際、かるぼーとに予約を入れましたところ、もう既に埋まっておりまして、そういうことから県民文化ホールで、来年度につきましては開催をさせていただくというふうになっております。

◎上田委員 この説明でのにぎわいつくりということで、普通考えましたら、こういう一大イベントは商店街への動線といいますかね、県外の方がせっかく来られるんですから、そういうにぎわいということでいろいろ説明書いてますが、そんな中で今東西軸の活性化プランがございませぬ。あの計画とのこの整合性というか、そのあたりはどんなに認識しておったらいいんですかね。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 もちろん、漫画による中心商店街の活性化ということで、東西軸でずっと話し合ってきておりますので、その点も踏まえまして、この県民文化ホールの会場から駅前このち旅広場まで商店街を通っていただく、商店街でいろんなものを買っていただくように、商店街とも連携を図りまして、スタンプラリーなんかを行って、そういう形でつなげていきたいと思っております。

◎上田委員 全国から有名な漫画家ということですが、県内もちろんたくさんおいでますが、そういう交流もあろうかと思っておりますので、実のあるイベントにぜひ、継続性も持っていくということでございますので、そのあたりしっかり対応していただきたいと思っておりますので、これは要請ということで。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 おっしゃるとおり、県内の漫画家に御協力いただかないとこのイベントは成功しないと思っておりますので、また協力をお願いして一緒に取り組んでいきたいと考えております。

◎塚地委員 秋のまんさいとの何かさび分けというか、イベントの、それはどんな感じなんですか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 秋のまんさいにつきましては、どちらかというとアニメとかの声優が中心になってきているんですが、こちらのほうはやはり漫画を描く漫画家という、そういう高知県今まで行ってきました人材育成という部分とつなげて、漫画家に高知を好きになっていただくことを主眼に置いて取り組んでいきたいというふうに思っております。

◎塚地委員 行く行くは高知のことを題材にした漫画を大いに売り出してもらいたいとかいう。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 エンジン01なんかでもそうなんですが、帰っていただいた後に、先ほど委員がおっしゃられましたように、高知を舞台にした漫画を描いていただけるようになっていただくように高知に来て楽しんでいただくような、そういうおもてなしの気持ちで取り組んでいきたいと考えてます。

◎塚地委員 秋のまんさいは県民参加の形ですわね、それはどんな感じですか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 今こういうイベントを一応柱として取り組んでいくんですが、今後4月の委託業者の提案を受けて、県民の参加型のイベントをもう少しふやしていきたいというふうに考えています。

◎塚地委員 こちらの事業もやっぱり来てもらって聞くみたいな形のもの結構多い企画になってて、高知の人はもう少しおもしろがりなんで、コスプレナンバーワンみたいのとかおもしろく県民が参加できてにぎわえるものがあったら弾みになるかなという感じはするんで、ぜひそこあたりは知恵も出していただいて、よさこい祭りもそうやけど、県民が主人公やからおもしろがるんで、県民が主人公で参加できるみたいな、そういうイベントをぜひ考えてもらったらなと思いますので。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 協議会、それから部会のほうでまたそういう御意見を承りながら、できるだけそういう参加型イベントを取り入れていきたいと考えております。

◎西内（隆）副委員長 このまんが甲子園という言葉は、県外で実際どの程度認知度ありますか。そういうものを定量的に評価するような機会はありませんか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 まんが甲子園自体が全国的に認知されているかにつきましては、非常に難しいというか、まだまだというふうに思っております。実際まんが甲子園の応募校はずっと300校近辺で推移しており、また、応募がゼロの県もことしにつきましては3県ございましたので、今年度からまんが甲子園PRキャラバンとして、当課の職員が実際にまんが甲子園の参加が少ない県を回りまして、周知を今図っているところです。

◎西内（隆）副委員長 将来中心的に担うというたら、そういう高校生とかになってくるんで、しっかり認知してもらおう活動をせないかんという点は、私も同じ思いで頑張ってもらいたいと思います。

それともう一つ、このコンテンツビジネスのほうなんですけれども、この支援、内容を見たら、販路開拓、後方支援までいろいろやるということで、高知県株式会社と銘打たれてもおかしくないぐらいの取り組みやと思いますけども、これはどういう背景があっこのこまでの手厚い支援になってるんですかね。例えば今までの過去のソーシャルゲームでありますとか、中身がかなりええ結果を出したと、大きな雇用につながったとか、そういう前段があるんですかね。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 先ほど御説明いたしました、やはりスマートフォンの普及があっ、なかなかソーシャルゲームの開発費用等も増額をしているという背景があります。ですから、一定の雇用効果という形は今まで出ているんですが、今後、高知県内の企業がそういう開発していくのは非常に難しい状況になってきておりますので、そういう面を含めて、ソーシャルゲームだけではなくて、新たなコンテンツビジネスの掘り起こしをしていく、それを育てていくことが不可欠な状況になってきましたので、入り口から出口まで高知県としてまるごと支援をしていこうとなったものです。

◎西内（隆）副委員長 話聞いてなかなか厳しそうやなという感じはするんですけども、それやったらこの下のほうにある人材誘致なんかで、シェアオフィスのことなんか書いていますけども、こっちのほうにもうちちょっと力点置いてもええんじゃないかなという、例えばゲーム開発なんかは別に都市部でやる必要は必ずしもないわけで、そういう中小メーカー、神山町じゃないですけど、こういうような支援メニューを用意しておりますので、高知で開発しませんかとか、そういう話のほうが何か割と来てくれて、なおかつ盛り立ててくれるんじゃないかなという気がするんです。そこでも当然考えていらっしゃると思いますけれども、よりウエートを置きながら進めていただければと。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 今年度、首都圏のほうでコンテンツ産業振興アドバイザーになっていただいているんですが、営業支援という形でコーディネーター的な形も行っていただくことになっておりますので、その営業支援の中で、先ほど申しましたシェアオフィスの部分をPRして行って、ぜひ高知のほうにも企業誘致というか、事業所をつくっていただけるような形に持っていきたいと思っております。

◎浜田委員長 なければ、以上でまんが・コンテンツ課を終わります。

〈県民生活・男女共同参画課〉

◎浜田委員長 次に、県民生活・男女共同参画課の説明を求めます。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 県民生活・男女共同参画課の提出議案であります平成26年度の当初予算と平成25年度の補正予算、そして3件の条例議案を説明させていただきます。

まず、26年度の当初予算でございますが、資料No.2 議案説明書当初予算の214ページをごらんいただきたいと思います。

当課は、交通安全対策、消費者行政、安全・安心まちづくり、男女共同参画、NPO活動を担当してございます。

右の説明欄に沿って主なものを説明させていただきます。

まず、1の人件費につきましては、県民生活・男女共同参画課15名、消費生活センター5名、女性相談支援センター5名、こうち男女共同参画社会づくり財団への職員派遣1名、合わせて26名の職員の給与でございます。

次に、交通安全対策推進費でございます。県内における交通事故は、件数、負傷者数とも年々減少してきており、特に昨年事故死者数は42名と、統計をとり始めて以来最少に抑えることができました。しかしながら、65歳以上の高齢者の方の死亡者数は31件と、全死亡事故の7割以上を占めていることから、高齢者の交通事故防止が大きな課題となっておりますので、これまで以上、関係機関や関係団体と連携した啓発など、交通安全対策に取り組んでまいります。

次に、215ページをごらんいただきたいと思います。

説明欄の2行目、高知県交通安全指導員協議会補助金と、3行目、交通安全運動推進事業費補助金は、それぞれ交通安全活動を行いますボランティア団体であります高知県交通安全指導員協議会と高知県交通安全母の会連合会への補助金でございます。

3の交通事故被害者救済対策費は、交通事故相談に対応する非常勤相談員2名の人件費などでございます。相談員は主に示談の方法や賠償金の妥当性、過失の割合などに関するアドバイスを行ってございます。

次に、4の交通安全こどもセンター運営費は、比島の交通安全こどもセンターの管理運営に係る経費でございます。

管理運営委託料は、このセンターの管理運営を指定管理者でありますNPO法人たびびとに委託をするための経費でございます。

次の消費者行政推進事業費は、県民の皆様の消費生活の安定と向上を図るため、市町村や関係機関との連携によります多重債務者対策や、関係法令に基づく事業者への指導とともに、消費者への情報提供や啓発を行うための経費でございます。

続きまして、一番下の6の消費生活センター費でございます。県立消費センターでは、非常勤の相談員を中心に、県民の皆様からのさまざまな相談に対応し、助言やあっせんを行うとともに、市町村の相談窓口への支援を行ってございます。

次、216ページをごらんいただきたいと思います。

7の消費者行政活性化基金事業費は、国の消費者行政活性化交付金を受け入れて造成いたしました基金を活用し、県立消費生活センターや住民に身近な市町村の消費生活相談窓口の機能強化や消費者に対する啓発の充実などに取り組むものでございます。

次に、市町村等消費者行政活性化事業費補助金は、市町村が取り組む専任相談員の配置

など窓口強化と住民啓発などの事業や、消費者団体等が自主的に行う普及・啓発活動などに対し助成するものでございます。

次の8、安全・安心まちづくり推進事業費は、高知県犯罪のない安全・安心まちづくり条例に基づく取り組みを進めるための経費で、安全・安心まちづくり推進会議を中心に、事業者団体や地域のボランティア、市町村などと連携・協力して、防犯意識を高めるための啓発活動や、防犯に関する情報の提供などに取り組んでございます。

次の9の男女共同参画推進事業費は、男女共同参画の推進に関する取り組みを総合的に進めるための経費でございます。

一番下の県民意識調査委託料は、現在こうち男女共同参画プランの計画期間が平成27年度となっておりますことから、改定に向けまして地域課題や県民の皆様の意識等を調査するものでございます。

続きまして、217ページをごらんいただきたいと思います。

女性就労支援事業委託料につきましては、議案参考資料で説明させていただきたいと思っております。

議案参考資料のうち、赤色のインデックスで男女共同参画課のところをごらんいただきたいと思います。

まず1枚目は、少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大と題しまして、女性のライフステージに応じまして、少子化対策と再就職などによる女性の活躍の場の拡大に関連する施策を取りまとめた資料でございます。

青い点線内が少子化対策に関する取り組み、赤い点線内が女性の活躍に資する取り組み、それぞれが重なっているところが双方に資する取り組みとして整理をしたものでございます。

それでは、そのうち当課の新規事業となります資料の真ん中あたりにございます女性のための就労支援コーナー（仮称）について御説明をさせていただきたいと思っております。

2枚目に詳しい資料を掲載しておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

今回設置しようとしております女性のための就労支援コーナーは、ハローワークやジョブカフェなど、県内の既存就労支援機関の現状と課題を踏まえまして、求職しているがなかなか就労に結びつかない女性、潜在的に求職する可能性のある女性、また起業を考える女性を対象にきめ細かい支援をすることといたしております。設置場所は、さまざまな目的を持った女性が来館する施設であり、来年度は土佐MBAの開催場所となりますこうち男女共同参画センター・ソールを予定してございます。具体的な業務内容でございますが、特徴的なものとしたしましては、きめ細かいキャリアコンサルタントを行うこと、ハローワークや福祉人材センターの求人情報や子育て情報など、女性が働くために必要な情

報を一元的に提供すること、県内企業に女性の就労促進を働きかけること、市町村子育て支援窓口など幅広いPRにより、子育て中の女性や独自に求職活動をされている方を相談につなげる潜在的な求職者の掘り起こしを行うこととさせていただきます。

なお、現在ソーレには、ひとり親家庭の就労相談や法律相談を行っております高知県母子家庭等就業・自立支援センターがございます。当事業に当たりましては、働くために必要な情報の共有や相談内容に応じて、相互に来所者を誘導できるようにするなど、十分連携をしてまいりたいと考えてございます。

なお、県内企業への働きかけの際には、雇用労働政策課所管で新たな事業であります出産後再就職促進事業費補助金の周知も図っていくこととさせていただきます。

それではまた、もとの資料に戻っていただきたいと思っております。資料No.②の217ページに戻っていただきたいと思っております。

次に、10のこうち男女共同参画センター管理運営費は、県と高知市が共同で設置してございますこうち男女共同参画センター・ソーレの管理運営に関する経費でございます。同センターは、県の男女共同参画社会づくり条例で、男女共同参画を進める拠点施設と位置づけられており、情報提供や講演会、出前講座などの啓発事業、人材育成、相談などの事業を行ってございます。

管理運営等委託料は、指定管理者となってございます公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団に管理運営を委託するための経費でございます。

次の11の女性相談支援センター費は、女性からのさまざまな相談や一時保護、自立支援を一体的に行います女性相談支援センターの運営に要する経費でございます。

2つ目の女性の自立支援促進事業委託料は、DV被害などの早期の自立を促すため、入所者の生活への支援事業と、一時保護の調理業務、施設の宿泊業務などを一括してアウトソーシングする経費でございます。

次の12、DV被害者支援事業は、DV被害者の早期発見と保護を行うとともに、暴力防止のための啓発などを行うための経費でございます。DV防止法に基づき、配偶者暴力相談支援センターとして位置づけられております女性相談支援センターを中心に、警察や福祉保健所など関係機関を初め、民間支援団体とも連携しながら、さまざまな支援の取り組みを進めてまいります。

次に、218ページをごらんください。

上から2つ目の民間シェルター運営費補助金は、民間支援団体がDV被害者の安全を確保するために設置するシェルターの運営に対して補助、助成するものでございます。

次の13、社会貢献活動推進事業費は、特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人の認証や認定を行いますとともに、NPO活動の支援や行政との協働による地域づくりを推進するための経費でございます。

1つ目のNPO法人設立支援等業務委託料は、NPO法人の設立に関する相談や法人設立申請書類の準備、認定の取得などについて支援する業務で、高知県社会福祉協議会が設置運営します高知県ボランティアNPOセンターに委託してございます。

次に、高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金は、県が社会貢献活動の拠点センターとして位置づけてございます高知県ボランティアNPOセンターが行いますNPO活動の活性化のための研修や情報提供、ネットワークづくりなどの取り組みに対して補助、助成するものでございます。

なお、議案参考資料のほうに、第3次高知県社会貢献活動支援推進計画をつけてございますが、この計画につきましては、12月議会の当委員会で御報告させていただきました後、パブリックコメントを実施し、さらに有識者から成る社会貢献活動支援推進会議での協議や、庁内の関係機関との調整を踏まえまして取りまとめました。内容につきましては、前回の報告と基本的なところは変わっておりませんので、今回は説明は省略させていただきます。今後は第3次計画に基づき、社会貢献活動に対する支援策を推進してまいります。

次に、14、消費者行政活性化基金積立金は、先ほど説明いたしました消費者行政活性化基金事業を実施するために、地方消費者行政の育成強化を集中的に行うための国の交付金を活用して助成いたしました消費者行政活性化基金に交付金を受け入れ、基金を積み増しし、その運用益を積み立てるものでございます。

以上、平成26年度県民生活・男女共同参画課の予算額は、総額で4億7,518万7,000円で、前年度予算より2,989万7,000円の増額となっております。その主な要因といたしましては、消費者行政活性化基金の積み増しや女性のための就労支援など、新たに女性の活躍促進事業を計上したことによるものでございます。

続きまして、平成25年度補正予算の説明をさせていただきます。

資料No.④議案説明書補正予算をごらんいただきたいと思います。104ページをごらんいただきたいと思います。

科目3、県民生活・男女共同参画費では、全体で1,911万6,000円の増額補正となっております。

まず、1の人件費の増額は、市町村からの派遣職員に係る負担金でございます。

次に、2の消費者行政活性化基金事業費の減額は、市町村等消費者行政活性化事業費補助金で、当初の見込みに対しまして、市町村からの補助申請が少なかったことによるものでございます。

次の3、消費者行政活性化基金積立金の増額は、先ほど平成26年度当初予算の説明と同じく、国の平成25年度補正予算による交付金を受け入れ、基金を積み増ししようとするものでございます。

以上が補正予算案の説明でございます。

続きまして、条例議案の説明をさせていただきたいと思えます。

資料No.⑥の議案（条例その他）で説明をさせていただきます。

8 ページをごらんいただきたいと思えます。

1 つ目、高知県立交通安全こどもセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案及び2 つ目、こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案、この2 つにつきましては、消費税率の引き上げに伴いまして、交通安全こどもセンターのゴーカートの利用料金や、こうち男女共同参画センターの貸し室の利用料金等に引き上げ後の消費税の額を加算することができるよう必要な改正を行うものでございます。

3 つ目の条例議案は、高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案でございます。

この消費者行政活性化基金につきましては、先ほど26年度当初予算及び25年度補正予算のところでお説明をさせていただきましたとおり、国の地方消費者行政活性化交付金の追加交付を受けまして、これまで平成25年度までとしておりましたこの基金の設置期間を国の通知の改正に伴いまして、39年度末までに延長するものでございます。

以上で県民生活・男女共同参画課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎**浜田委員長** それでは、質疑を行います。

◎**塚地委員** 女性のための就労支援コーナーの新設でちょっと伺いたいがですけれども、どんな形の設置になります。

◎**武田県民生活・男女共同参画課長** プロポーザルで委託を考えてございます。予算が通ったら、4月からプロポーザルをさせていただきたいと考えてございます。

◎**塚地委員** 大体どういう団体が想定をされてますか。

◎**武田県民生活・男女共同参画課長** 現在ジョブカフェこうちのほうは、県の経営者協会が受けてございますので、その経営者協会も考えてございますが、民間の人材派遣業者等も視野に入れてございます。

◎**塚地委員** 本当にある意味一歩前進で、潜在的な力の発揮もさせるようなことも考えてると思えますし、マッチングもしていくことも考えておられると思うんですけど、ここに来られて相談をされて、今までにない効果を上げるということになると、なかなかある意味至難のわざかなということもあって、相当技量、力量も必要だと思うし、さまざまな人脈も駆使していただくことが大事だと思っておりますので、ぜひ力を発揮していただきたいと思っておりますが、ここに来て、例えばこういう困難性があるんだよということになることがわかると思うんですね。今までにないある意味県が委託をした事業であっても、相談に来て、これこれこういう困難性があるってなかなか就職に結びつかないということがや

っぱり行政の側にフィードバックしてくることが大事だと思うので、そのルートみたいなことをきちんとつくっておいていただきたいなと思っています。だから、プロポーザルに任せてこういうことをやってもらいますということの中で、なかなかうまく進まない、やっぱりこういうところに行政の手だてをもっと欲しいというようなことをきちんとフィードバックしてもらおうというルートづくりというか、それがすごく大事じゃないかと思ってるんで、そこらあたりは委託した後、県との関係なんですけど、ちょっとそこを。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 資料をごらんいただきたいと思います。④のところで、研修の企画というところに書いてございますが、既存にない企業のニーズと、それから求職者のギャップを埋める形で、それに今まである既存の研修等につきましては、その研修のデータ、どこでどういう研修をしてるかというのは御提供はさせていただきますし、既存のそういう研修がないものにつきましては、新たにソーレのほうで研修の企画等を考えてまいりたいと考えてございます。

◎岡崎文化生活部長 ちょっと補足をします。確かに塚地委員のおっしゃるように、成果を上げるのは非常に大変だと、その思いがあります。それをどういうふうにやっていくかというのは、まずやってみて、どんな困難があるのかという現実のところから始めていかなければいけないと、そういう意味がありますので、ここで業者のほうから、こういうふうには、実際こうなんだと、本当のところはどうなんだというふうなところはきっちりフィードバックすることで、結局この事業が成功する。私も議会で答弁しましたが、本当に多くの女性によかったというものにやっぱり成長させていかなければいけないと思いますので、そこはいろんな困難を、むしろ困難性を見つけていって、それをどういうふうには解決していくのか、それは今年度じゃなくて、来年度、その先だと思えるんですけど、そこは丁寧にやっていきたいと考えています。

◎塚地委員 今までばらばらだったものがそこで集約されて、いろんな問題点もそこで集約されてくると思うので、ぜひそういう視点でつながりを強めていっていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

◎金子委員 ちょっと部長にお聞きしたいんですけども、いろんな国の基金事業、これ県民生活・男女共同参画課だけの問題でなくて、県全体で市町村の事業計画が遅れたというのが、24年度の決算でも随分いっぱいあったわけですよ。何とかしたいという思いで市町村も要望して、それを国の基金を受けて渡したけれども、これだけの不用額が出てくる、この場合はわずかに百何十万円ですけど、県民のために一生懸命ええ事業だと思って取り入れたものが、トータル的にはすごい事業が積み残しになっておると、原因は市町村のマンパワーの問題もあると思いますし、何もかにもいろいろ来て、パンク状態にあるんじゃないかなと思われるんですけど、その辺積み残しがあることについてどんなお考えかお聞かせください。

◎岡崎文化生活部長 確かに積み残しが残るとするのは非常に残念だと思います。ただ、その原因がどこにあるかというところは、事業によっていろいろあると思うんです。まずそこを、どこがだめなのか、それがその仕組みがだめなんだったら仕組みを変えていくし、それで人材が足りないんだったらそこをどうフォローしていくのかといったところが大事だと思います。市町村の多忙感も確かにあるんじゃないかと、これはもう推測でございます。ただ、せっかく来た国からの基金でございますので、それを積み残すのは非常に残念だと、何とか活用できるように、その原因がどこにあるのかを分析した上で、少し制度を見ていかなければいけないかなと思っているのが私の正直な思いでございます。

◎金子委員 ぜひもう全体的な問題ですので、やっぱり県民の幸せ等が上がってこんとことですので、それは全体の中で原因検証していただいて、なるべく消化できるような体制ということでぜひお願いします。要望でございます。

◎土森委員 課長の説明聞きよって、何か県警察との協力体制というのが非常に重要ではないかなという思いがしました。例えば交通安全のこと、DVのこと、消費者の相談窓口だとか、そういうこともあるし、県警察との連携とか、そういうふうなものはやられているんですか。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 例えば交通安全等につきましては、春、秋に全国一斉の交通安全運動、春のときは、県警の出発式を県庁のホール前でやってございます。それから、秋の出発式は県警の本部前でやってございます。それから、年末年始の交通安全なんかも、12月10日ぐらいから1月頭ぐらいまでの年末にやっていますし、それから5月には自転車のマナーアップキャンペーンというのも県警と連携してやっています。それから、先ほど高齢者の老人の死亡事故が多いという話もさせていただきましたが、9月から12月、年末にかけても、老人の防止キャンペーンというのも一緒に取り組んでやっています。それ以外にも消費生活の関係で、例えば振り込め詐欺でございますとか、そういう関係もあります。それから、DV被害、これも犯罪捜査等の関係もございまして、各署とも連携をとって現在取り組みを進めているところでございます。

◎岡崎文化生活部長 補足しますけど、課のほうに県警から2人来ていただいておりまして、交通安全とそれから消費とか、幅広くカバーしていただいておりますので、そこはしっかり連携ができてるのかなという気がしています。

◎土森委員 そうでしょうね、これ密接な関係があると思いますんで、きめ細かい連携をとりながら、県警から職員が2人来ているということで、ちょっと安心しましたけどね。これよく最近テレビでもいろいろ出てきてまして、振り込め詐欺だとか、DVのことだとか、警察が表に出たりするんですよね、最初ね。そういう中で、やっぱりこの課は本当に県民の生活安心・安全、被害防止、被害を受けたときの相談、そういう人の窓口になっているわけでね、ぜひ緊密な連携をとってやっていただきますように要望しておきたいと思

います。

◎塚地委員 条例のところで説明をされた交通安全こどもセンターと、男女共同参画センター・ソーレとのそれぞれの利用料というか、使用料というか、それは例えばNPO法人に入る、どこへ収入に入るようになりますか。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 それはNPOのほうに入りますよ。

◎塚地委員 ソーレも財団のほうに入る形になりますよね。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 そうです。

◎西内（隆）副委員長 この女性の活躍の場の拡大の事業、もちろん国の施策に連動したものでやってるということなんでしょうけども、実際この県下に潜在的にどのくらいそれを必要とする人がいて、この施策を続けていくことでどれだけが就業に実際に結びつくというふうに何か考えてるんですかね、そのあたり。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 参考まででございますが、先ほどの議案参考資料の2ページ、黄色く書いてます対策のところの四角の箱の中に米印で参考値と書いてます。それで約8,000人と書いておりますが、これは今回この予算を積算する際に、一般の民間企業に協力をいただきまして、その会社自体は1万2,000人が求職の登録をされてると、そのうち8割が女性、2割が男性、その女性のうち2割は一般の企業様に御紹介できる方だと、それからあと残りの8割の方がちょっと御紹介できない方ということで、その積算で約8,000人という数字を押さえてございます。これはあくまで参考数値ということですが。

◎西内（隆）副委員長 別に实际的に何人雇用に結びつきましたという実績を上げていかなくはいけない類いの性質のものではないとは思いますが、高知県は現実的な課題として、共働きじゃないとやっていけないという実態がありますよね、皆さん御存じのとおり。そういう中で、そういうものを前提として積み上がってきた政策というふうにちょっと自分の中で直感で感じ得なかったんで、別にそれを進めていくことに何ら異論はあるわけではございませんけれども、できたらどんどん女性にも活躍してもらいたいと思っております。

◎塚地委員 ちょっとさっきの続きで、それぞれ男女共同参画センターの管理運営費とか、安全こどもセンターのここの委託料が出てますけど、その中には来年度消費税が8%に引き上がる分の支出増分が、去年と比べると3%分ふえた形の管理運営委託料になっているんですかね。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 交通安全こどもセンターにつきましては、その消費税を支出する分をアップしたもので、それから収入の分もその増額でアップしたものの差し引きという形の計算をしております。

◎塚地委員 これは毎年こうやって出してましたかね。例えば5年契約みたいなこと。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 こどもセンターで申し上げますと、これは24年から26年までの債務負担をしてございます。来年度26年度が最終年度になりますので、最終年度分、消費税アップ分を先ほど指定管理料のほうにプラスという形になってございます。

◎西内（隆）副委員長 こういう施策ってころころ勢いよく前へ進めるのは結構なんですけども、例えばきょうであれば少年非行の説明があったんですけども、そういう子供の成長環境に与える影響とか、そういう部分において他課と連携でして、ひょっとしたらこういうことを将来的に誘発するかもしれないねということで相談する場なんかを設けられるんでしょうかね。私の経験に基づけば、幼少期に親が働きに、母親も働きに出てたんで、非常に寂しい思いをしたんです。まあぐれはせんかったですけど、幸いにして。ただ、万引きする友達らもおったんですけど、そういう人って余り親とコミュニケーションがとれてなかったり、不在しがちであったりとか、大体傾向が一致するんですよ。そういうところにつながってくるようなんでも困るところで、ちょっとそういう問題にも心砕いておいたほうがいいんじゃないかなという思いがしたんです。もし何かお考えがあれば。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 うちの女性相談支援センターのほうに、女性が逃げてこられるときに、その子供さんを一緒に連れてこられるという事例もございます。小さいお子さんなんかでありますと、一時保護でお預かりすることもありますし、児童センターのほうに連絡させて、センターで対応していただくという連携などもやってございます。

◎岡崎文化生活部長 全て働いて、子供のことは置いとけということではなくて、女性のワーク・ライフ・バランスと、働き方と生活を両立させるというのがやっぱり男女共同参画を進めていく大きな柱になっております。その視点は常に持ちつつ、女性が働きやすい環境を整えていくというところでやっていきたいと思います。いろんな相談窓口というのは、地域福祉部のほうでも総合的な相談窓口を来年度設置すると聞いておりますので、そこ連携をしながら、また塚地委員にもお答えしたように、いろんな情報をもらいながら進めていけたらと思っております。

◎浜田委員長 それでは、ほかになれば、以上で県民生活・男女共同参画課を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了といたしまして、この後の審査については明日行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なし）

◎浜田委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、今後の日程については、あすの午前10時から行いたいと思いますので、よろ

しくお願いいたします。

本日の委員会はこれで終了いたします。

(17時11分閉会)